

第二百八回国会
衆議院
法務委員會議録
第十一号

令和四年四月二十二日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 鈴木 馨祐君

理事 井出 庸生君 理事 熊田 裕通君

理事 葉梨 康弘君 理事 山田 美樹君

理事 鎌田さゆり君 理事 階 猛君

理事 守島 正君 理事 大口 善徳君

東 国幹君 五十嵐 清君

石橋林太郎君 尾崎 正直君

奥野 信亮君 国定 勇人君

笹川 博義君 田所 嘉徳君

高見 康裕君 谷川 とむ君

土田 慎君 中谷 真一君

中野 英幸君 西田 昭二君

根本 幸典君 野中 厚君

古川 直季君 八木 哲也君

山口 晋君 山田 賢司君

伊藤 俊輔君 神津たけし君

鈴木 庸介君 馬場 雄基君

藤岡 隆雄君 山田 勝彦君

米山 隆一君 阿部 弘樹君

市村浩一郎君 日下 正喜君

福重 隆浩君 鈴木 義弘君

本村 伸子君

議員 鎌田さゆり君

議員 山田 勝彦君

議員 米山 隆一君

議員 古川 慎久君

法務大臣 津島 淳君

法務副大臣 加田 裕之君

法務大臣政務官 鰐淵 洋子君

文部科学大臣政務官 最高裁判所事務総局刑事局長 吉崎 佳弥君

第一類第三号 法務委員會議録第十一号 令和四年四月二十二日

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 河野 真君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 吉川 徹志君

政府参考人 (内閣府男女共同参画局長) 林 伴子君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 住友 一仁君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 鎌田 徹郎君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 森元 良幸君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 原田 義久君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 川窪 俊広君

政府参考人 (消防庁審議官) 齋藤 秀生君

政府参考人 (法務省大臣官房政策立案総括審議官) 吉川 崇君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 柴田 紀子君

政府参考人 (法務省大臣官房司法法制度長) 竹内 努君

政府参考人 (法務省民事局長) 金子 修君

政府参考人 (法務省刑事局長) 川原 隆司君

政府参考人 (法務省矯正局長) 佐伯 紀男君

政府参考人 (法務省人権擁護局長) 松下 裕子君

政府参考人 (出入国在留管理庁次長) 西山 卓爾君

政府参考人 (公安調査庁次長) 横尾 洋一君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 北川 克郎君

政府参考人 (財務省理財局長) 角田 隆君

政府参考人 (国税庁課税部長) 星屋 和彦君

政府参考人 (文部科学省大臣官房学習基盤審議官) 茂里 毅君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 本多 則惠君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 榎本健太郎君

政府参考人 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長) 田原 克志君

政府参考人 (経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官) 江口 純一君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 石坂 聡君

法務委員会専門員 藤井 宏治君

委員の異動
四月二十二日
尾崎 正直君 補欠選任 古川 直季君
中野 英幸君 補欠選任 山口 晋君
野中 厚君 補欠選任 根本 幸典君
藤岡 隆雄君 補欠選任 馬場 雄基君
前川 清成君 補欠選任 市村浩一郎君

同日
根本 幸典君 補欠選任 笹川 博義君
古川 直季君 補欠選任 土田 慎君
山口 晋君 補欠選任 中野 英幸君
馬場 雄基君 補欠選任 神津たけし君
市村浩一郎君 補欠選任 前川 清成君

四月二十一日
刑法等の一部を改正する法律案(米山隆一君外二名提出、衆法第三一号)
刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第五八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第五八号)

刑法等の一部を改正する法律案(米山隆一君外二名提出、衆法第三一号)

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官河野真君、内閣官房内閣審議官吉

川徹志君、内閣府男女共同参画局長林伴子君、警察庁長官官房審議官住友一仁君、警察庁長官官房審議官鎌田徹郎君、警察庁長官官房審議官森元良幸君、警察庁長官官房審議官原田義久君、総務省大臣官房審議官川窪俊広君、消防庁審議官齋藤秀生君、法務省大臣官房政策立案総括審議官吉川崇君、法務省大臣官房審議官柴田紀子君、法務省大臣官房司法法制部長竹内努君、法務省民事局長金子修君、法務省刑事局長川原隆司君、法務省矯正局長佐伯紀男君、法務省人権擁護局長松下裕子君、出入国在留管理庁次長西山卓爾君、公安調査庁次長横尾洋一君、外務省大臣官房参事官北川克郎君、財務省理財局長角田隆君、国税庁課税部長星屋和彦君、文部科学省大臣官房学習基盤審議官茂里毅君、厚生労働省大臣官房審議官本多則恵君、厚生労働省大臣官房審議官榎本健太郎君、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長田原克志君、経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官江口純一君及び国土交通省大臣官房審議官石坂聡君の出席を求め、説明を聴取いたしました。と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局刑事局長吉崎弥君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。田所嘉徳君。

○田所委員 自由民主党の田所嘉徳でございます。ロシアによるウクライナ侵略によって多くの無辜の市民が殺害されている。まさに許されざる暴

挙であります。このような武力による現状変更がまかり通るなら、世界は弱肉強食の大変な時代になってしまふわけであって、このような侵略が絶対に成功してはならないというふうに思っております。

そのような中で、我が国は、人権を守る国家を標榜しておりますので、できるだけ人道支援を行う必要があるというふうに思っております。そのような中で、入管庁がウクライナ避難民の受入れ、支援に尽力されていることは、大きな意義があるというふうに思っております。

そこで、現在の受入れ状況と、いかなる制度に基づいてウクライナ避難民を受け入れているのか、条約上の難民でない者を保護する制度的裏づけが必要であるというふうに思っておりますけれども、どのように考えるのか、津島副大臣にお聞きしたいと思います。

○津島副大臣 田所嘉徳委員には、前任副大臣ということを超えて、様々、法務行政に関して御助言をいただいたいておりますこと、まず心より感謝申し上げます。

そこで、ウクライナ避難民の受入れ、そして制度的な裏づけについてのお尋ねについてお答え申し上げます。

現在の我が国の対応は、まさにウクライナが瀕する危機的状況を踏まえた緊急措置として、難民条約上の難民に該当するか否かにかかわらず、ウクライナからの避難民の方々について、人道的な観点から幅広くかつ柔軟に受け入れているものでございます。

難民条約上の難民は、迫害を受けるおそれがある理由が条約上の五つの理由に該当する場合に限られており、内戦や戦争で戦間に巻き込まれて命を落とすおそれがある者などは必ずしもこれに該当せず、条約上の難民に該当しない場合がございます。

そこで、法務省では、難民条約上の五つの理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者を補完的保護対象者として認定し、保護する制度の導入を検討しているところでございます。

○田所委員 補完的保護対象者という言葉が出ましたが、やはりしっかりとした位置づけがなければ、今まで、難民認定申請が、非常にその割合が低いと批判もされますけれども、そういう中にあって、人道的な配慮で在留特別許可を出している者もたくさんいる、そういう中であって、そういった人道的に保護するそういう仕組みというのは大変重要だろうというふうに思っておりますので、しっかりと進めてもらいたいというふうに思っております。

次に、不法残留の外国人についてであります。過日の報道の発表によつて、令和四年一月一日の不法残留者が六万六千人ということになっております。これはコロナ禍の影響で若干これまでからは減少しておりますけれども、しかし、これから出口戦略やあるいは水際対策の緩和というものが主張されている中で、本格的に海外との交流が再開すれば、また不法残留の外国人が増えることになってまいります。まさに今、不法残留外国人対策を講じておかなければなりません。

そこで、どのような者が不法残留者になっているのか、法務当局に伺います。また、不法残留者の摘発に向けてどのように対応しているのかについてもお伺いいたします。

○西山政府参考人 令和四年一月一日時点で、御指摘の約六万六千人の不法残留者のうち、約四万三千人が短期滞在の在留資格を有していた者でございます。このように、簡易な手続で容易に入国した後、所在不明となる者が多数存在するため、不法残留者が後を絶たないと考えております。

入管庁といたしましては、関係機関と連携をいたしまして情報収集、分析に努めて、積極的に摘発を行い、不法残留者の一層の縮減に向けて努力をしております。

○田所委員 短期の旅行などで簡単に入国して不法に残留するということは、大きな問題であります。しっかりとした在留管理が必要なのであつて、せっかく出入国在留管理庁ということになつたわけでありまして、摘発を含めてしっかりとやつてもらいたい。逃亡天国になっては困る、治安にも非常に問題があるということだと思ひますので、しっかりとお願いしたい。

ところで、摘発をされて、すぐに送還すべき不法残留者についても送還できないという問題があります。その原因の一つに難民認定制度の送還停止効というところがあると思っておりますけれども、これをどう捉えているのか、お伺いいたします。

○西山政府参考人 摘発された外国人のうち、そのほとんどは退去強制令書が発付された後に退去されておりますが、一部、退去強制令書が発付されたにもかかわらず送還を拒む、いわゆる送還忌避者が存在いたします。

現行入管法では、難民認定手続中は、その申請の理由や回数にかかわらず、法律上一律に送還が停止される、いわゆる送還停止効が存在するため、正当な理由がない者であっても、難民認定申請を繰り返している限り送還されないということとされております。

入管庁として、委員御指摘のとおり、難民認定申請手続中の送還停止効の規定が送還忌避者を送還することができない理由の一つであると考えております。

○田所委員 重大犯罪で有罪の判決を受けた場合であっても、難民認定申請を繰り返しさえすれば送還できないということになるかと思うんですが、そのとおりでいいのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○西山政府参考人 御指摘のとおり、現行法におきましては、我が国で重大犯罪を犯し有罪判決を受けた者であっても、難民認定申請をしさえすれば、申請の理由や回数などを問わず送還することができないこととなっております。

○田所委員 難民認定申請制度を誤用、濫用できる状態は、大変大きな問題であるというふうに思っております。

現在、在留資格がないにもかかわらず、難民認

定申請を繰り返すことで我が国に在留し続ける者のうちで、申請回数が多いのは難民認定申請を何回行っているのか、また、不法残留しているのは、最長で何年不法に残留しているのか、お伺いしたいと思います。

○西山政府参考人 令和二年十二月末時点で、入管庁が把握しております難民認定申請を繰り返して本邦に残留し続ける者のうち、申請回数が最も多い者の申請回数は六回、退去強制令書が発付されたにもかかわらず退去を拒み、不法に滞在している期間が最長の者の期間は二十一年でございます。

○田所委員 大変な長期にわたってこれを繰り返しているということは、私はもう誤用、濫用そのものだということに思っております。

そういう中で、どのような在留資格で入国した者が難民認定申請を行っているのか、その割合についてもお伺いしたいと思います。

○西山政府参考人 令和元年に難民認定申請を行った者の主な在留資格の割合でございますが、短期滞在が約六六％、特定活動、出国準備期間、これが約一〇％、留学が約七％でございます。

○田所委員 大変な割合が、短期の資格で入って、そして難民認定をするということでございます。

ちよつとした期間で、数か月しか許可がないのに、その間に切れないで出すというような巧妙なものもあります。まさに、私は、例外を認めないわけではありません、本当に迫害されて、それしか手段がなかった人ということもなくはないだろうと思いますが、それはごく少数であって、非常に私は濫用的であるというふうに思っております。

難民審査の参与員の意見を聞きますと、入管で見落としている難民を探して何とか認定したいが、ほとんど見つからないと言っておりますし、また、難民認定率が低いというのは、分母である申請者の中に難民がほとんどいないということだ、こういうことを言っております。しっかりと

と、この制度が濫用の温床にならないようにしなければならぬというふうに思っています。

ところで、難民認定申請数が平成二十二年から二十九年には急増しました。これは、正規滞在者が難民認定申請をした場合に、申請から六か月経過すれば一律に就労を認める運用にしたことによります。

七年間で難民認定申請が十六倍になったというけれども、これは真実なのか、また、この後、このような状況を受けて運用の見直しを行ったと聞いておりますけれども、その効果をどのようなものと捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○西山政府参考人 御指摘のとおり、平成二十二年に、正規在留中に難民認定申請をした者に対し、申請から六月経過後、就労可能な在留資格を付与する取扱いにいたしましたところ、同年には千二百二件であった難民認定申請数が平成二十九年には一万九千六百二十九件に増加し、七年間で十六倍となっております。

このような増加の原因には、就労を目的とする難民認定申請の誤用、濫用が考えられましたことから、運用の見直しを行い、平成三十年一月から、本来の在留活動を行わなくなった後に申請した者などについては就労などを制限することいたしました。

この見直しにより、平成三十年には難民認定申請者数が前年よりほぼ半減いたしました。我が国での就労を継続する手段としての申請が依然として見受けられ、問題の抜本的な解決にはなお課題があるものと考えております。

○田所委員 運用の見直しだけで半減したということであるから、いかに制度設計が重要かということだろうというふうに思っております。母国に送還されないばかりか、仕事までできるということであれば、これはもう濫用が起きるということだろうというふうに思っております。

このことは、認定の平均処理期間も累積した負担によつて非常に長くなっている、不服申立ても含め平均で五十二か月ということ、四年と

四か月になりますが、不法残留増加にますますつながっていくということでありますので、しっかりとしたいと思っております。

資料が出ていますので、その推移については、見ていただければ、この棒グラフでも分かることとあります。

次に、収容者の仮放免についてお伺いをいたします。

送還できないということで結局は長期収容になる、そうすると、仮放免をすべきとの圧力が強くなるわけであります。現に、コロナ禍を考慮してかなりの割合が今仮放免になっているというのが事実であります。

そして、実務上、身元保証人が十分に管理すべきこととなっているわけでありますけれども、実態がどのようなになっているのか、説明をしてみたいと思います。

○西山政府参考人 委員御指摘のように、現行入管法上、仮放免許可に当たり、身元保証人を付すことは義務づけられていないものの、実務上、仮放免の際に身元保証がなされる例が多々ございます。

しかしながら、身元保証人の存在にもかかわらず、仮放免された外国人が逃亡して所在不明となる事実のほか、仮放免中に、殺人、強姦致傷などの重大犯罪を含め、犯罪に及ぶ事案も相当数発生しております。

このような状態は、少なくとも、現在の仮放免制度では、仮放免をされた者の管理が十分にできていない場合があるという課題の表れであるものと認識しております。

○田所委員 非常に、身元保証人がいても逃亡が多いということでありますから、この制度自体も考慮すべきことがたくさんあるというふうに思っております。

仮放免を認めない、これは問題だという意見もありますけれども、他方で、強姦とか重大犯罪を犯すというようなこともある。本当に仮放免するのにふさわしくない者がいるということでありま

す。そして、その仮放免をした結果、様々な犯罪が増えるということは非常に問題がありますので、ここでもやはり早期の送還が実現するようにすることですが、これは大変管理上重要なことだろうというふうに思っておりますので、理解してもらいたいと思っております。

続いて、私は、入管行政というものは契約責任に基づくものであるというふうに考えております。すなわち、我が国に入国するために約束した当初のルールを守るならば適切に保護を行う、滞在期間の経過とかそういったこと、また、我が国で犯罪を犯すようなことがあれば直ちに帰つてもらうなど、厳格な規律あるいは法制度であるべきだと思っておりますけれども、法務大臣の考えをお伺いしたいと思います。

○古川国務大臣 お答えいたします。

日本人と外国人がお互いを尊重し合つて安全、安心に暮らしていける共生社会を実現するためには、やはり、人権に十分配慮しながらも、ルールにのっとり外国人を受け入れて、そしてルールに違反する者に対しては厳正に対処する、これが私は出入国在留管理の基本原則だろうというふうに思っております。

ルールに違反する者へは厳正に対応する、そして人権への配慮も忘れない、この二つの要請を、やはり制度として、施策として、相互に関連しておりますから、この両者を、全体として、一体として、適正に制度が機能してこそ、初めて出入国在留管理というものの責任を全うできるというふうに考えておるわけです。

ですから、真に庇護すべき者を確実に保護する制度の整備と同時に、送還忌避、長期収容問題といった現行入管法下の課題、これを一体的に解決する法整備がどうしても必要だというふうに考えているところです。

○田所委員 今大臣におまとめをいただきましたけれども、やはり、ある程度の期間、決められて我が国に入国をする、そして、こういった目的、観光あるいは技能実習、特定技能、様々な制度は

ありますけれども、それを途中から、私は難民になっただというようなことで、こういつた制度を、あるいは濫用し、誤用して、長期に滞在し、そしてそれが不法残留になり、あるいは逃亡も行われるというのでは、非常に制度的に問題がありますので、先ほど大臣が言われましたように、総合的にこれを改革をして、そして、しっかりと守るべき外国人を守って、そして、そういった不法な者はしっかりと送還をしていく、そういう中で我が国の秩序やあるいは治安というものを守る、そういった出入国在留管理の制度というものを確立して、いつてもいいというふうな思っております。

最後になりますが、所有者不明土地に関連して一つだけお聞きしておきたいと思っております。所有不動産記録証明制度についてであります。

不動産登記は、かつては紙の帳簿で管理されていましたけれども、電子化の要望で非常にこれからデジタル社会に変わっていくわけでありまして、そういう中でしっかりと改革をしていく必要があります。

そして、所有者不明土地の発生の予防ということをしていかなければ、今非常に多くの面積が、九州くらいと言われておりますけれども、この所有者不明土地になっている。ますます活用できなくなってくる、公共事業もできない、民間の投資もできないということになってしまっていますので、この防止、解消というものを力を入れていかなければならないというふうに思っております。その土地だけではなくて、隣接する土地もしっかりとした境界等を決めなくてはなりませんので、所有者不明土地の問題というものは非常に外延も広いわけでありまして、それをしっかりと行わなくてはならないというふうなことでございます。

その予防という意味では、相続があった場合に漏れなく全ての不動産について相続人が登記されることが重要であります。それが、登記の義務がありません。昨年の法改正で、新たな所有者不明不動産記録証明制度が令和八年までに開始予定と

聞いております。本人や相続人が所有している全ての不動産の情報を一覧的に見ることができるという意味で画期的な制度だと思っておりますが、他方で、場面は限定してありますけれども、所有不動産の名寄せを認めることになりましたので、運用は慎重にしなければ、その情報管理というものが大変重要であります。

その観点から、今回の所有不動産記録証明制度については、個人のプライバシー保護がおろそかにならないように、この制度を利用できる範囲などについてどのような配慮がされているのか、加田法務大臣政務官にお伺いをいたします。

○加田大臣政務官 田所委員の質問にお答え申し上げます。

所有者不明土地の発生を予防する観点から、令和六年四月に相続登記の申請が義務化されます。

この実効性を確保するためには、相続が発生した際に登記漏れが生じないように、相続登記が必要不動産の把握を容易にする方策を整備することが重要であると考えております。

そこで、昨年四月の不動産登記改正法により、特定の者が所有権の登記名義人として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する所有不動産記録証明制度が新設されており、今後、令和八年四月までに運用が開始される予定でございます。

この所有不動産記録証明制度では、証明書の交付を請求することができ、一つ、不動産の所有権の登記名義人本人と、二つ、相続人その他の一般承継人に限定しており、それ以外の第三者を請求することができない仕組みにするなど、個人のプライバシーの保護や信用の確保に配慮したものとすることを予定しております。

法務省としては、本制度の運用開始に向け、今後、法務省令等により制度の詳細を定めることとしておりますが、田所先生の御指摘のプライバシーの保護等の観点にも留意しつつ、検討を進めてまいりたいと思っております。

○田所委員 よろしく願います。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、福重隆浩君。

○福重委員 公明党の福重隆浩でございます。

短い時間でございまして、早速質問に移らせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、犯罪を犯した者、いわゆる前科による特定職業への資格制限についてお伺いをいたします。

前科とは、法律上に定義はなく、一般的には、過去に確定した有罪判決を受けた事実、経歴を意味すると言われておりますが、この質疑では、便宜上、前科の言葉を使わせていただきます。この前科があると、特定の職業に就く資格が制限されるなど、犯罪で刑に服した人の社会復帰は容易ではありません。

今月、四月からは、民法上の成人となる十八歳、十九歳でもある方の社会復帰を応援するべく、昨年から法務省の検討グループで議論が始まっていると認識しております。若年者の再犯防止、健全育成の観点で資格制限の緩和を検討することが重要であると思っております。

四月から施行された改正少年法は、十八歳、十九歳も特定少年として扱い、健全育成の対象となりました。しかし、民法上の成年としての社会的責任もあるため、資格制限については成人と同様に制限されることとなっております。

これに対し、衆参両院の法務委員会は、改正法への附帯決議の中で、十八歳、十九歳の若年者の社会復帰の促進を図るために、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえた検討をするよう政府に求めています。これを受け、法務省内で有識者による検討グループが設置されました。

そこでお伺いをいたしますが、有識者による検討グループでの今までの議論や現時点で決定している事項などあれば、御答弁をお願いいたします。

○吉川（憲）政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、法務省では、少年法等の一部を改正する法律の附帯決議を受けまして、令和三年六月に有識者を構成員とした検討ワーキンググループを設置し、十八歳及び十九歳などの若年者に対する前科による資格制限の在り方について検討を進めております。

検討ワーキンググループでは、まず、少年院に在院中又は保護観察処分付された十八歳以上の者と、少年院の法務教官や保護観察官等の指導者に対しまして、資格に関する二一三調査を実施いたしました。その上で、二一三の多かった資格を中心に、所管省庁と、ヒアリングや照会などを実施し、各資格の制限の内容及趣旨、目的などを把握しながら議論を進めております。

資格制限には、一定の前科がある場合に必ず資格を与えないとする必要の制限、資格を与えるかを否かを判断者の裁量とする裁量の制限がございまして、またそれぞれ制限の範囲や期間も異なっております。

これまでの議論を踏まえまして、現在、各所管省庁に対し、例えば、必要の制限としなければならぬ理由や裁量の制限の資格審査の判断基準などについて、更に突っ込んだ照会を実施しているところでございます。

今後、その結果や、矯正施設における職業指導、訓練の実情なども踏まえまして、所管省庁に協力いただきながら、検討ワーキンググループでの議論を深めてまいりたいと考えております。

○福重委員 ありがとうございます。

次に、前科による資格制限としては、保健師、助産師、看護師、理学療法士、栄養士、調理師などは、罰金以上の刑に処せられたとき、免許が与えられないことがあります。また、公務員や自衛官は執行猶予期間中は採用されないと承知しております。刑を終えても一定期間は資格制限が続く職業もあります。

前科による資格制限は、業務の社会的信頼性を守るため行われていると思いますが、一方で、再犯防止の観点からも、しっかりと仕事に就くこと

も重要な視点であり、資格によっては制限緩和の検討の余地があってもよいのではないかと思います。この二つの相反する視点についての御見解をもう一度お願い申し上げます。

○吉川(衆)政府参考人 お答えいたします。

前科による資格制限は、各資格の業務の性質や実情に応じて、その適正や信頼性の確保など一定の合理的な趣旨、目的をもって法令に規定され、運用されてきたものでございます。

検討ワーキンググループで実施した所管省庁からのヒアリングにおきましても、例えば、警備員については、他人の生命、身体、財産を守るといふ業務の適正化を図ること、宅地建物取引士については、国民生活や企業活動の基盤かつ高額な財産である宅地建物を扱う業務の適正化を図ることを目的として資格制限を課している旨の説明がございました。

一方、罪を犯した者の社会復帰を促進し、再犯を防止するためには、資格の取得を通じて安定した就労を確保することが重要と認識しております。そのため、検討ワーキンググループでは、まずニーズ調査を行って、罪を犯した者の社会復帰の観点から、ニーズの高い資格を把握した上で議論を進めているところでございます。

委員御指摘のように、個々の制限の趣旨、目的と制限を緩和すべきニーズの双方を踏まえた検討が必要であると考えておりまして、先ほど申し上げました追加の照会結果も踏まえ、例えば、裁量による資格制限について、運用面での改善を所管省庁に働きかけるなど、早期の対応が可能なものからしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○福重委員 社会復帰するために、職業は重要な視点だと思っております。是非検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問に入らせていただきます。

我が国の高等学校への進学率は、令和二年度には九八・八％となっております。しかし、少年院入院者の教育程度について、どのくらいまでの教

育を受けたのかについて見てみますと、二〇・七％が中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、また、四三・六％が高等学校に進学しても中退している現状にあります。

他方、少年院出院者の一五・五％は、進学を希望しているものの、進学先が決まらないまま少年院を出院しており、令和二年度に保護観察を終了した少年院出院者について、保護観察中に再非行、再犯により新たな処分を受けた少年の割合を見てみますと、少年院出院者について、学生生徒であった者は二・七％であったのに対して、中学校卒業後、高等学校に進学しなかった少年や高等学校を中退してしまつた少年を含む無職者は四二・九％となっております。

以上のような現状から、少年院出院者の中には、学習を継続できずに再非行や再犯に至る例があり、これに対応するために、少年院在院中から保護処分終了時まで国として一貫した学習支援を行うことが大変に重要であると思われませんが、残念ながら現状はそのような体制になっていないと認識しております。

そこで、ソーシャル・インパクト・ボンド事業について質問をさせていただきます。

ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した再犯防止対策については、我が党の再犯防止対策強化プロジェクトチームにおいて、満期釈放者対策を始めとした再犯防止対策の充実の強化に関する提言を取りまとめ、令和二年七月に当時の森まさこ法務大臣に申入れを行っております。

法務省は、昨年、令和三年八月から、ソーシャル・インパクト・ボンドによる非行少年への学習支援事業を実施しております。これは、国が主体となつてソーシャル・インパクト・ボンドを活用する初めての事業であり、再犯防止分野においては、地方公共団体を含めて初めての取組ということで、大変に期待をしております。

まずは、この取組の概要について御説明をお願いいたします。

○吉川(衆)政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、法務省では、令和三年八月から令和五年度までの三年間を事業期間として、ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した非行少年に対する学習支援の事業を開始いたしました。

本事業は、法務省が民間の受託者に委託して、少年院在院者のうち、高等学校への進学を希望するなど、出院後の継続的な学習に意欲のある者に對しまして、少年院在院中に学習指導計画の策定を行った上で、出院後最長一年間にわたり継続的な学習支援を実施し、事業の成果に応じて委託費を支払うものでございます。

具体的には、学習教材を提供する事業者と、東京と大阪に所在し、困難を抱える少年に対する支援の実績がある二つの事業者の三者が共同事業体として組成し、本事業を受託しております。また、民間の事業者がそれぞれの強みを生かし、少年院在院中の段階から仮退院後の保護観察段階、さらには保護観察の終了を含め、一貫した支援を行っております。そして、本事業では、受託者である共同事業者が、事業の成果に応じた変動型金利による銀行からの融資や、事業の成果に応じて償還、分配を行うクラウドファンディングなどの方法により民間から資金を調達しております。

○福重委員 次に、この学習支援事業の事業期間でございますけれども、令和三年度から五年度の三年間の総額の最大支払い額は七千二百二十万円と伺っておりますが、予算上、学習支援事業の支援の対象者はどのくらいの人数規模になると想定されているのでしょうか。また、事業者に支払われる委託費に連動することとなっている成果について、何を成果指標とし、それをどのようなお考えの下で設定したのか、お伺いをいたします。

○吉川(衆)政府参考人 お答えいたします。

本事業は令和三年度から令和五年度までの三年間を事業期間とし、少年院から仮退院後、東京又は大阪に帰住する者のうち約八十名の少年を対象として、東京と大阪に設置した学習支援拠点において学習指導等を実施することとしております。

法務省は毎年度、事業の成果を評価し、成果に応じて委託費の支払いを行うこととしており、具体的な指標としてはプロセス指標とアウトカム指標の二つの観点からそれぞれ三つ、合計六つの指標を設定しております。

このうちプロセス指標は事業の実績を評価するものであつて、例えば学習支援の継続率という指標を設定しております。支援計画上の学習支援と実際に行われた学習支援を対比することで計画どおり学習支援が実施されたかを測定し、その割合に応じて支払い額を変動させることとしております。

また、アウトカム指標は事業の成果を評価するものでございまして、例えば支援対象者の再処分率という指標を設定しております。本事業における支援開始後一年間の再非行、再犯による再処分率が支援を受けたいない少年たちと比べてどの程度減少したかを把握し、その割合に応じて支払い額を変動させることとしております。

このように、本事業では事業の実績と成果の双方において客観的に測定可能な指標を用いるなどして適正に評価できるよう配慮してございます。

○福重委員 どうもありがとうございます。

今後の取組についてもお聞きしたいと思つていたんですが、時間の関係上、ちよつと割愛をさせていただきまして、この事業に対しては大変期待をしておりますので、是非推進をよろしくお願ひをしたいと思います。

次に、サイバー攻撃についてお伺いをいたします。

インターネットを通じてコンピュータシステムに不正に侵入し、被害を与えるサイバー攻撃がございまして。この脅威は年々増大しており、対策を強化する必要があります。

国は、サイバー攻撃による犯罪を専門に扱う部局を警察庁内に発足させ、そのために必要な人件費やシステム整備費が令和四年度予算案に盛り込まれたことは、公明党の主張を反映したものであり、感謝申し上げます。

昨年五月には米国最大の石油パイプラインが攻撃を受け、数日間の操業停止に追い込まれました。また、今回のロシアによるウクライナ侵略においてもウクライナの行政機関への大規模なサイバー攻撃が行われたとの報道もありました。日本企業も、大手、中小企業を問わず、また、国内拠点、海外子会社、支店かを問わず、サイバー攻撃を受け、データや情報が流出する被害が出ております。

今年一月、岸田総理の施政方針演説に対する代表質問において、我が党の石井幹事長は、命を預かる医療施設などに対してはサイバーセキュリティ総点検を実施し、国と都道府県が協力して丁寧に取り組むべきだと主張をいたしました。その上で、サイバー攻撃の状況について質問をさせていただきます。

社会のIT化、デジタル化の進展に伴い、サイバー攻撃の手法も多様化かつ巧妙化しているものと承知しております。最近ではランサムウェアが大変な問題となっておりますが、サイバーセキュリティ戦略に基づく政府の取組について伺いをいたします。

○吉川（徳）政府参考人 お答え申し上げます。

サイバー空間の公共空間化が進展することで、様々な恩恵がもたらされる一方で、ランサムウェアを始めとしたサイバー攻撃のリスクが高まっております。特に、近年、国家の関与が疑われる海外からのサイバー攻撃事例も見られるなど、サイバー空間における脅威は急速に深刻化しているものと認識をしております。

こうしたサイバー攻撃の対策の強化を図り、自由、公正、安全なサイバー空間を確保する観点から、サイバーセキュリティ基本法に基づき、官房長官を本部長とし、関係省庁の大臣を本部長とするサイバーセキュリティ戦略本部を設置し、政府一体となった推進体制を確保しているところでございます。

また、昨年九月に閣議決定をいたしましたサイバーセキュリティ戦略においては、公的機関が限

られたリソースを有効活用しつつその役割を果たせるよう、関係機関の一層の対応能力強化、連携強化を図ることとしていただいております。

例えば、ランサムウェアによる攻撃を始めとする現下の情勢を踏まえた対策の強化を図るため、NISCや関係省庁が連携して、政府機関や重要インフラ事業者、産業界に対して、サイバーセキュリティ対策の強化に関する注意喚起を実施しております。直近では三月二十四日に行うなど、政府一体となつて取り組んでいるところでございます。

政府といたしましては、今後も、関係省庁が連携を図りつつ、サイバーセキュリティ戦略を確実に実施し、我が国全体のサイバーセキュリティの確保に万全を期してまいりたいと考えております。

○福重委員 引き続き、そのランサムウェアについて聞きたいんですけども、コンピュータウイルスを感染させてシステムやデータを使用できない状態にし、その復元と引換えに金銭を要求するものであり、近年、大変な問題となっております。今年三月には、取引先がランサムウェアによるサイバー攻撃を受けた影響により、トヨタ自動車の国内工場がストップする事態も発生いたしました。

大企業におけるサイバー攻撃対策が十分であったとしても、関係するサプライチェーンの中にはセキュリティ対策の脆弱な企業もあれば、そこを狙われる可能性が十分に考えられます。特に中小企業は、大企業に比べ、サイバー攻撃への対策が不十分であることが多いのではないかと思います。そうした中小企業へのサポートなどの対策を講じているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○江口政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、サイバー攻撃の中には、中小企業等、サプライチェーンの中でセキュリティが脆弱な部分を狙ったものも多く、中小企業を始めとしたしまして、サプライチェーン全体

でセキュリティのレベルを上げるといのが必要になってまいります。特に、大企業と同じような対策を講じることが難しいというような中小企業に対するきめ細やかな対策と支援というのは不可欠であるというふうに考えております。

このため、経済産業省におきましては、業種別や中小企業向けのガイドラインを策定をする、また、意識啓発、このようなものに努めているほか、自社サイバーの異常監視やサイバー攻撃を受けた際の初動対応の支援、復旧に要する費用の簡易保険など、中小企業に必要な対策をワンパッケージにまとめ安価に提供するサイバーセキュリティお助け隊サービスを導入する企業をIT導入補助金の優先採択の対象とするなど、対策の普及に努めてまいっております。

経済産業省といたしましては、NISCを始めとした関係省庁や産業界と連携しながら、引き続き、中小企業を含めた我が国産業のサイバーセキュリティの確保に努めてまいりたいと考えております。

○福重委員 御答弁ありがとうございます。

またちよつと引き続き質問させていただきます。いんですが、昨年開催された東京オリンピック・パラリンピックの期間中、大会運営に関わるシステムやネットワークに相当数の数のサイバー攻撃を受けたとの報道がございました。幸いなことに、日本の高い技術やセキュリティ対策の結果、全ての攻撃をブロックし、大会運営への影響はなかったということでございます。関係者の御努力に心から感謝を申し上げます。

サイバー攻撃は世界各地から行われたと見られています。そこで、質問させていただきます。

この東京オリンピック・パラリンピックにおけるサイバー攻撃の状況や対応について、政府はどのように総括をされているのでしょうか。

また、来年は、主要七か国首脳会議、いわゆるG7、それから、令和七年に開催の大阪・関西万博や、令和九年に横浜で開催される国際園芸博覧会など、我が国では今後も、国際的な会議、イベ

ントの開催が予定されております。規模の大きい国際的な会議、イベントはサイバー攻撃の格好の標的となりやすいと思いますが、東京オリンピック・パラリンピックで得られた教訓や対策のノウハウをどのように生かし、対応されていくのか、政府の御見解をお伺いいたします。

○吉川（徳）政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、東京大会のように世界から注目を集める国際イベントでは、サイバーセキュリティの確保が重要との認識の下、官民が連携してサイバーセキュリティ対策に精力的に取り組んでまいりました。

具体的には、大会準備期間において、政府として、競技会場や大会運営を支える重要サービス事業者等を対象として、想定されるリスクの評価や対応策の検証等を繰り返し行ってきたほか、インシデント発生等に備えた実践的な演習、訓練を積み重ねてまいりました。

また、東京大会期間中には、脅威情報の共有等を行う中核組織であるサイバーセキュリティ対処調整センターを二十四時間体制で運用して、積極的に関係者間の情報共有を行いました。例えば、大会期間中には、競技のライブ配信を装った不正な動画配信サイトなどが観測されたものの、官民が連携して的確に対処することなどにより、結果として、大会運営に影響を与えようとしたサイバー攻撃は確認をされませんでした。

今後は、東京大会を通じて得られた知見やノウハウをこれまでよりも広い範囲の事業者等に活用いただくことなどにより、大規模な国際イベントに生かしていくことが極めて大事だと認識しております。

また、我が国の経験等を諸外国にも共有すること、サイバーセキュリティの分野での国際貢献にも取り組んでまいっている所存でございます。

○福重委員 こういったことは世界的脅威でございますので、今、世界貢献へという話もございいたけれども、是非頑張っていたいただきたいというふうに思います。

本当は、この後、障害者の性暴力に関する質問を大臣等にさせていただきたいと思っていたんですが、時間が参りましたので、次の機会にさせていただきたいと思います。

た、ワルシャワの避難民施設で、食事や衣服のみならず、医療カウンセリング及び子供の遊び場を提供していたことなど、避難民の方々がほっとする、温かい支援が行われていたことが強く印象に残っています。

て、そしてニーズの把握ということを継続してやっております。

○北川政府参考人 お答え申し上げます。
今委員の御質問が、林外務大臣、津島法務副大臣、ほかの方々が現地にいらつしやるときに、政府専用機に救援物資を積んだか、積むための調整をしたかということでしょうか。という御質問であれば、今、古川法務大臣がお答えなされたように、様々な調整等はございますけれども、実際には積んで運んでいないということであろうかと思

○鈴木委員長 次に、鎌田さゆり君。
○鎌田委員 今日もしようしくお願いいたします。立憲・無所属会派の鎌田でございます。

現在、出入国在留管理庁においては、こうしたポーランド出張で得た知見を踏まえ、我が国が受け入れたウクライナ避難民の支援について取り組んでいるところでございます。

たいと思っております。

以上です。

まず最初に、津島副大臣に、ウクライナ避難民支援についてポーランドをお訪ねになられました、その結果について法務委員会で御報告をいただく機会が私はあつてしかるべきだと思っておりますので、ちよつと要約して、お訪ねいただいた帰ってきた御感想を含めて、これからの課題などをお願いいたします。

是非、現地に行かれて具体的に収集してきた情報を基に、ウクライナから避難されている方々を日本としてサポートしていつていただきたい。

実際に、今国内に二万トン以上、支援物資を送るばつかりになっているものがたまっている状態。先日、政府専用機で積んでいけなかったというその背景にあるものは何か、外交的な問題があつたのかどうか、御承知のところを、ございましてから教えていただきたいんですが。

○鎌田委員 積みたかつた、運んでいきたかつたけれども、積んでいけなかつたというふうな世間では伝わっているわけですね。それが事実関係としてあつたのかどうか、もしそれが事実ならば、その事実関係、なぜそういうことが起きたのでしょうかとお聞きしたいんです。

○津島副大臣 鎌田さゆり委員にポーランド出張の報告の機会をいただきましたまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

私、忘れもしないんですけれども、この委員会が始めたそのすぐあたりのこの委員会で、これは日本としてどうなんだという質疑をした際に、古川法務大臣から、これは積極的に、人道支援の観点から、受入れなどを始めとして支援をしていくと。あのとき、大臣の、私は御英断の御答弁というふうな拝聴しました。それが何か救いのようにも聞こえましたし、だから、是非、今の津島副大臣のレポートを含めて、積極的にいつていただきたいと思ひます。

○古川国務大臣 直前までは、いろいろな、直接私も、どのようなことで行くかということに、ずつと見ておりましたから。まあ正直なところ、大変調整に、いろいろなことがあつて、何事にもいろいろな、例えば法律上どうだとか、現実問題どうだとか、いろいろな様々な要請があつて、その調整に大変、いろいろな課題に取り組んでおつたということには記憶しておりますけれども、津島副大臣においてはそれをつぶさに見ていたわけではないので、なかなか津島副大臣からお答えすることとは難しいと思ひます。

○北川政府参考人 お答え申し上げます。
今私が申し上げましたのは、現地に林大臣、津島副大臣ほかが参るに当たつてはいろいろな調整はございましたけれども、今委員御質問の、支援物資を積むかどうかについての調整は事前にはございましてした。

委員御指摘のポーランド出張でございますが、四月一日から五日の日程でポーランドに行つてまいりました。ポーランドに行つた理由というのは、ウクライナ避難民を率先して受け入れ、積極的に支援を行っている国であるからであります。

ちよつと、大臣、一言よろしいですか。ポーランド、行けなかつたんですけれども、改めて。

○鎌田委員 ありがとうございます。

○鎌田委員 ありがとうございます。

ポーランドでは、政府要人との意見交換、ワルシャワにある避難民施設やウクライナとの国境地帯の視察、現地で活動をする国際機関やNGOとの面談を行ったところであります。

また、多くの避難民の方々や避難民の支援に従事されている方々と直接お会いをし、避難民の方々の置かれた困難な状況や、支援に当たつての具体的課題等について、現場の生の声を聞くことができたと思つております。

ただ、そういうことで、様々な調整があつたというところでございます。

○鎌田委員 ありがとうございます。

特に、ポーランドの国境検問所で、寒さの中、本当に寒いときでありました。当時の気温が一度、日中でも最高気温一度、二度というような状況で、恐らく開戦当初はもっと寒かつただろうという想像もできます。そういった中、徒歩で避難してこる方々に対して、ボランティアによる温かい食事の提供や健康相談を行つていたこと、ま

また、法務副大臣は、先週の土曜日にも、ウクライナから日本へ避難してこられた方々の一時滞在施設に足を運びまして、日本においてもまた同様に、避難民の方々からの生のお声をお聞きし

た、そういふことで、様々な調整があつたというところでございます。

○鎌田委員 ありがとうございます。

また、法務副大臣は、先週の土曜日にも、ウクライナから日本へ避難してこられた方々の一時滞在施設に足を運びまして、日本においてもまた同様に、避難民の方々からの生のお声をお聞きし

また、法務副大臣は、先週の土曜日にも、ウクライナから日本へ避難してこられた方々の一時滞在施設に足を運びまして、日本においてもまた同様に、避難民の方々からの生のお声をお聞きし

また、法務副大臣は、先週の土曜日にも、ウクライナから日本へ避難してこられた方々の一時滞在施設に足を運びまして、日本においてもまた同様に、避難民の方々からの生のお声をお聞きし

また、法務副大臣は、先週の土曜日にも、ウクライナから日本へ避難してこられた方々の一時滞在施設に足を運びまして、日本においてもまた同様に、避難民の方々からの生のお声をお聞きし

事実はございますでしょうか。

○北川政府参考人 お答え申し上げます。

P K O法に基づいて自衛隊機でどのような支援を行うかにつきましては、外務省のみではなく、P K O事務局を含め政府全体で調整してまいっているところでございますが、インド政府を始め各国との事前の外交調整については、外交的なやり取りに関わることでありますので、お答えを差し控えていただきます。

○鎌田委員 外交的なやり取りだから答弁を差し控えたということなんですけれども、一回は閣議決定しているんですよね。自衛隊機で輸送するということを閣議決定したけれども、インドとの調整、外交的な調整、何かあったのかは分かりません、私には。けれども、その閣議決定を見送ることになったと伝わっているんです。

じゃ、閣議決定自体がなかったということでしょうか。

○北川政府参考人 お答え申し上げます。

私、担当部局ではないので正確には承知していません部分もございすけれども、まだそのような決定はなされていないのかと承知しております。

○鎌田委員 古川大臣、これは閣議決定はされていませんか。

○古川国務大臣 済みません、その閣議決定されたとする内容を再度御確認したいと思うんですけれども、もう一度おっしゃっていただけないでしょうか。

○鎌田委員 今、日本全国から二万トンを超える支援物資が、皆様いろいろお寄せになられて、集まっている、それを自衛隊機で輸送するということを閣議決定をしたけれども、インドとの調整、やり取り、何かしらあったのか分からないのですが、それを見送ることになったというふうに世間では伝わっています。

それで、閣議決定があつたかどうかの事実と、閣議決定されたのであれば、それを見送った事実関係、何で見送ったのか、いろいろ分からないことがございますので、確認させていただきたいんです。

です。

○古川国務大臣 ちよつと突然の御質問で、私も正確なことをここで申し上げられるかどうか自信がありませんけれども、私の記憶するところでは、そういう趣旨の、内容の閣議決定はなかったものと承知をいたしております。

○鎌田委員 ありがとうございます。

私がお尋ねしたのは、いろいろな事実関係を知りたくて、事実関係を確認をして、そしてまた、政府において、どこが司令塔になって、どこが情報収集して、オペレーションをどこがどう組んでいるのかということを知りたかつたんです。

そのオペレーションがよりよく機能していないと、私たちの気持ちや心、情熱でもってウクライナの方々に支援の手を差し伸べたいと思つても、やはり今度は物理的なところでオペレーションがきちつと機能しないといけないと思つたものから、いろいろ伝わっていることが、私、これは個人的な感想ですけれども、古川法務大臣の本当に最初の頃に述べていらつしやつた、あの意思にきちんと沿つて動いていっているだろうかとか。なかなか、情報が散らばつて居いてきて、その事実関係も分からない。国民から選ばれて国会に来て

いる我々も分からない。それではやはりよろしくないんじゃないかなと思つたんです。

改めて伺いますが、このウクライナからの避難民の方々を受け入れる、支援の手を差し伸べるに当たつての司令塔機能、政府内にあると思うんですけれども、その司令塔のトップはどこで、それを補佐するところがどこで、か、そういうオペレーションを回すための組織機構図というか体制、それはどうなっているんでしょうか。

○古川国務大臣 お答えいたします。

官房長官をヘッドとしまして、政府に、ウクライナ避難民対策連絡調整会議というものが設置されております。そして、その下に、具体的な作業をする上でタスクフォースを設置しておりますので、そこで様々な具体的なことについても検討

し、そして実行しということでございます。

○鎌田委員 分かりました。ありがとうございます。

また改めて個別に伺いたいと思いますが、先般、津島副大臣が林外務大臣と一緒に行かれたときに、帰つてくるとき、予備機の方に二十名の方を、ウクライナから避難される方をお乗せになつて帰国されていますか、二十名に決めた過程、決定過程ですね、それはどうやって行われたのか。これは、西山さんですか、それを伺いたいと思います。

○西山政府参考人 お尋ねの件につきましては、在ポーランド大使館や在ウクライナ大使館に対して日本への渡航を相談してきたウクライナ避難民の方々のうち、現地に設置されましたウクライナ避難民支援チームが聞き取りを行った方で、その中で、日本への避難を切に希望しているものの自力で渡航手段を確保することが困難な方々について、関係省庁で決定したものでございます。

○鎌田委員 その際の予備機は、本来は何名搭乗できる機体だったんでしょうか。

○西山政府参考人 申し訳ございません。承知しておりません。

○鎌田委員 私も報道等でこれも知る限りですけれども、一桁違う数字の方を受け入れられるくらい

の予備機の大きさであつたんだろうと。二十名と聞いたときに、恐らく、圧倒的な日本国民の多くの方が、二十名だけなのと思つたと思うんです。

今はもうアプリでいろいろな便利なものがありまして、私もスマホで、現地のキーウにいられる方と、自分の宮城県の温泉旅館でこの一月から働

今、支援チームがあつて聞き取りをしてということの御答弁だったんですけれども、これはもちろん、日本政府が無償で提供して帰られたという方々だと思うんです。だから、その方々と、自力で帰られるとしても、いわゆる自腹で帰つてくる、ああ、帰るじゃない、自腹で入国する方と公平性がどう保てるのかということ、その二十名という数字が、何でこれは二十名だけなのという疑問については政府として明確にお答えをいただきたいなと思うんです。一桁違うんじゃないかと。

いや、現地で聞き取りやら何やらする時間がどうしても間に合わなくて二十名だったんです、実際、本当は、もっとちゃんと時間があつて調べたら、この十倍いらいつしやる、あるいは百倍いらいしやるかもしれませんというんだつたら別なんですけれども、その二十名になった経緯のところが説明が、私は丁寧さに欠けるんでないかなと思うんです。もう一回聞いてよろしいですか。

○西山政府参考人 ただいま申し上げますとおり、二十名の避難民の方々というのは、現地での調整の結果、先ほど申し上げたように、渡航を切に希望しているものの、現在、自力で渡航手段を確保することが困難な方々として、結果としては二十名になったということでございまして、これ以上の詳細につきましては、避難民の方々のプライバシー等の関係もございしますので、お答えを差し控えたいと存じます。

○鎌田委員 大臣、伺います。

これから先も避難民の方々へ支援をしていく、人道的な支援をしていくという御答弁、ずっと続いております。私は、今回、予備機で二十名の方が日本にいらつしやつてというその数字にがっかりした一人です。これから先は、是非、こうなりましたという説明のときに、なぜそうなのかなというところ、それから、やはり、徹底して支援をしていく、手を差し伸べていくんだということに基づいて、我々が、できれば、ああ、よくやつた、お疲れさま、これからも応援していきます

九

S、インターネット上の誹謗中傷に対処するた

め、立法事実とはSNS、インターネット上の誹謗中傷だということでしょう。確認をお願いいたします。

○古川国務大臣 最近、SNSなどのインターネット上において、誹謗中傷を内容とする書き込みを行う事実が少なからず見受けられ、大きな社会問題となっております。

それらの書き込みは、不特定又は多数人が認識できる状態で、すなわち公然と行われると、先行する書き込みを見た者が更に書き込みをするなどして過激な書き込みが次々に誘発されていき、多数の者からの誹謗中傷の内容がエスカレートして、非常に先鋭化することがございます。

インターネット上の誹謗中傷はこのような特徴を有することから、他人の名誉を侵害する程度が特に大きく、社会問題化しているということでございます。

そして、このように、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題化していることを契機として、インターネット以外のものも含めて、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっております。

こうしたことから、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するため、その法定刑を引き上げることが必要であることから、今回の法律案を提出したところでございます。

○米山委員 要するに、インターネット上の誹謗中傷に対応するために法定刑を引き上げた、侮辱罪の法定刑を引き上げたということかと思えます。

お手元の資料を御覧ください。

これは、政府から発表された資料を国会図書館がまとめたものなんですけれども、まず、インターネット上の人権侵犯事件の新規救済に対して、これは要するに、人権救済として法務省に助けてくださいと申出が出たもの、これは大体、年間千五、六百から二千ぐらいあります。お配りした資料の表二のところ。うち、名誉毀損は大

体五百ぐらい。この残りの千二百ぐらい、これは一体どういう事案でしょうか。

〔委員長退席、山田(美)委員長代理着席〕

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

私、犯罪として処罰された事案あるいは捜査の対象となった事案は承知しておりますが、いわゆる捜査機関でない、人権擁護機関で対応されました事案については所管外で、済みません、詳細を承知しておりません。失礼いたします。

○米山委員 分からないなら分からないでいいんですけれども、きつと詳細な統計もないのかもしれないんですが、でも、これは、わざわざ救済してくれと言っていて、しかし、名誉毀損でない。恐らく侮辱とか、若しくは侮辱に当たらないような誹謗中傷なんだろう。だから、侮辱であつたり誹謗中傷であつたりというのが千二百ぐらいあつたりするわけなんですよ。

その次の表三を見てください。そのうち、侮辱罪で処罰されているのは毎年三十名ほどです。私、昨日の本会議で六十と言間違えました。三十です、三十ほどです。表二の上の方というのは、これは法務省にわざわざ申し立てしているわけですから、御本人だつて処罰感情はあるわけなんです。何とかしてほしい、どうにかしてくれと法務省まで行っている。相談された法務省の人だつて、それは警察に言つたらどうですかというようなこともあるんだと思うんですね。そもそも言わないのはおかしいと思うんです、もしそうであつたら。

にもかかわらず、要するに、千六百件の相談が、申立てがちゃんとあるにもかかわらず、なぜ侮辱罪で処罰されているのは三十名だけなんだろう。御回答をお願いいたします。

○川原政府参考人 お答えいたします。

委員の御質問は、人権侵害ということで申立てがあつたものと、それから、犯罪としての侮辱罪の処罰の比較をされておまして、私どもからしますと、ちよつとその関係が必ずしも、先ほども

ちよつと申し上げましたが、人権侵犯事犯のところの詳細が分からないということが一つでございます。

ただ、あくまで今一般論として申し上げます。検察当局におきましては、侮辱罪に関わる事件を含む各種事件の処理に当たっては、これまで、個々の事案に応じ、法と証拠に基づいて適切に対処したものと承知しておりますので、特に侮辱罪については、先生も御案内のとおり、親告罪、いわばその被害者の告訴をもつて初めて訴追できる罪でございますので、そういった告訴を元に捜査を行った結果、処罰すべき事案を起訴して、処罰されたものという関係でございます。

○米山委員 まあ、そうなんだろう。もちろん親告罪ではあるんですけども、人権救済まで申し立てしているわけですから、それはもう御本人、これはちゃんと処罰されますよと言われていれば、大体それは申告するんですよ、恐らく。千六百もいるんですよ、全員じゃないでしょうけれども、百や二百や三百は、それはいるんですよ。

ところが、私も弁護士ですから、そういう御相談を受けるんですけども、警察は動いてくれないよと言われるんです。このぐらいの侮辱は、従前、侮辱罪として処罰される対象ではない。正直、米山君、老けているね、そのぐらいのものは侮辱罪として処罰されないから、警察に言つたつて駄目ですよ、そう言われます。私もクライアン

トにはそう言います。だから、三十しか、これは処罰されていないわけです。私、それが悪いと言っているんじゃないわけ。それは一つの見識であろうと。それはやはり、何から何まで侮辱というのを処罰したら、それは、日常生活はできないですからね。米山、老けているぐらいのことは言われますから。

それで、私の質問ですけれども、さらに、この三十の中で、こちらはもう犯罪として成っているわけですから、所管だと思つて、この中で、インターネットに関わる侮辱で処罰された人の数、

そしてまた、それぞれの人の正確な法定刑、それが一体、例えば、科料九千円が何人とかです、この三十人のうち。その法定刑と、あとは、この処罰された人の実例一例、これはちゃんと通告しているのを出せると思うんですけども、実例一例をお示ししてください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

今の御質問、済みません、確認をさせていただきまして、前段で、委員が、大体年間約三十人ぐらい処罰されているだろうというところの、その処罰の、何というか、具体的な内訳の話と……(米山委員)インターネットです。そのうちのインターネットを教えてくださいと……あ、なるほど。それから、具体例の話でございます。(米山委員)具体例と、あとは、科料というのが一体幾らだったかということですね。拘留はいないわけですから「と呼ぶ」はい。

まず、委員が先ほど来御指摘されている、年間三十名程度処罰されているんだということの全体の、その科料の金額の内訳は、まず申し上げさせていただきますと、平成二十八年から令和三年までの間、これはインターネットに限らず、態様はインターネットが否にかかわらず、侮辱罪に当たる行為として、侮辱罪のみによつて第一審の判決又は略式命令のあつた者というのは、合計百六十一名でございます。この内訳、刑の内訳を申し上げますと、科料九千九百円に処せられた者は四十四人、科料九千円に処せられた者は百十三人、科料五千円に処せられた者は二人、科料四千五百円に処せられた者は二人でございます。

ただ、これは今、最初に申し上げましたように、態様はインターネットが否にかかわらずというところでございまして、お尋ねは、じゃ、そのうちインターネットを利用した者は何人かということでございますが、大変申し訳ございませんが、犯行の態様という形で統計は取りまとめておりませんので、それについてお答えすることは困難であることを御理解賜りたいと思つています。

それから、実例でございます。

これは、近時、侮辱罪によって処罰された事例を申し上げますと、例えば被害者のツイッターアカウントにおいて、てか死ねや、くそが、あるいは、きもいなどと投稿した事案などがあるものと承知をしております。

○米山委員　てか死ねや、きもいが侮辱になるかどうか分からないんですけれども、それはそれとして、これは法務大臣に御質問したいんですが、昨日の国会でも御答弁いただいたんですが、この処罰範囲は変わらないということでしょうか。もう二回も三回も御答弁されているので。千六百ぐらいある中で、年間三十ぐらいしか処罰していない。私の認識としては、極めて強い、非常に強い侮辱しか処罰されないというのが今までの運用だと思っておりますけれども、その処罰範囲は変わらないということでしょうか。

○古川国務大臣　今般の法整備におきましては、侮辱罪の法定刑を引き上げるものの、構成要件を変更してございまして、処罰対象となる行為の範囲は変わりません。

○米山委員　そうしますと、相変わらず、千二百ぐらいの人は、相談だけして、いや、全く処罰できません、済みませんね、ごめんなさいと言われることになるんですけれども、これで何でインターネット上の誹謗中傷対策と言えるんでしょうか。御所見を伺います。

○川原政府参考人　お答えいたします。

大変申し訳ありません。委員の御質問の前提が、どうしても人権擁護機関との相談、申告を前提にしていますので、それが必ずしも、何と云いますか、現在の構成要件に当たる行為であったのか、あるいは刑罰として処罰すべき行為であったのかというところがつまびらかでないために、必ずしも今の御質問にお答えすることができないところではありますが、私どもといたしましては、インターネット上の誹謗中傷行為、これは、大変痛ましいことでありますが、お亡くなりになった方もいらっしゃる、そういった事案を踏まえたとき

に、先ほども侮辱罪の例を申し上げましたけれども、現行の侮辱罪、インターネット上の誹謗中傷行為は、多くの場合は、基本的にはSNSなどですと、公然ということ、構成要件的には問題となつた事案は対処できているという前提で、ただ、余りにも法定刑が低いために、抑止という意味で十分でないということで法定刑の引上げという政策を選択したものでございます。

○米山委員　もちろん、本当にインターネット上の誹謗中傷が何件あるかなんて、それは分からないです。ですから、この救済制度からのもので推定しているわけなんです。

ちなみに、私、そんなにこの事件を一生懸命扱っていない弁護士ですけれども、それでも年間二十件や三十件の相談はあります。常識的に考えて、インターネット上の誹謗中傷って、多分一万とか二万とか三万とかという、若しくは、何でしたら十萬、二十萬のレベルであることなんだと思われるわけです。それは統計がないから知りませんが言われたら、それはもう困っちゃうんですけれども、あるわけですよ。

かつ、それを、こちらがお金をもらって刑事告発したり民事訴訟を提起しないのは、基本、それは動いてくれないからです。いや、動かないんです、実際問題、動かないです。動かなくて、それが悪いと言っているんじゃないですよ、何せ繰り返し。でも、その基準は変えないわけですね、動かないという基準は、このぐらいの軽度な、誹謗中傷であるか侮辱であるか、そういったものに關しては動きませんというその基準は変えないとずっと言っているわけですよ。

変えないのに何で、法定刑を増やすだけでその人たちが救われるんですか。だって、その人たちの加害者は相変わらずはずっとたかしでしょう。何で救われるんですか。

○川原政府参考人　お答えいたします。

委員は、動かないということ、御質問されております。拝聴しております、二つの側面があるかなということを考えます。

一つは、そもそも侮辱罪の構成要件に当たらないので、捜査機関として捜査に乗り出すことができない事案。それからもう一つは、さつきから委員が、私の方から申し上げるのはちよつとはばかられるのであれですが、委員が御自身のことで、こういうことを言われても、それは軽い、軽度、軽微だというようなことをおっしゃっています。これは、私の方で受け止めますと、それは構成要件には当たる、したがって、犯罪が成立するかどうかという機の上の議論では当たるものの、その程度。

私ども、当罰性という言葉で使っておりますが、当罰性が軽いために、捜査機関において具体的に捜査活動に乗り出さない、そういうような、捜査機関が、犯罪に重い軽いという言葉を使うのはいかかと思ひますが、そういった判断をして動かないということがあると思ひます。

今言つた二つの動かないという要素のうちの最初のほう、そもそも範囲に当たらないから動かないというところは、これは構成要件を変えていまいせんで、変わるころではございませんで。

問題は、構成要件に該当するものの、当罰性が軽いからというところ。これは、まさに先ほど大臣が冒頭で答弁されましたように、私どもの改正案では、ここについて法定刑を引き上げる、すなわち、犯罪としての評価が重たいものであるということを示す、すなわち、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示すということでございますので、私どもの改正法が成立いたしますれば、侮辱罪の構成要件に当たる行為として捜査機関に申告があつた場合は、捜査機関は、それは拘留又は科料に当たる罪としてはこれまで受け止めていたのですが、私どもの改正案だと、今度は一年以下の懲役の罪ということで、法定刑をもつてみて、犯罪として重いという評価、これを、もし国会でこの法律をお通しただければ、立法府が示したということをお前提に動きますので、その部分は、捜査機関において、その法定刑引上げの趣旨を適切に勘案して、必要な捜査及び訴追が

なされるのではないかと考えているところでございます。

○米山委員　そうでしょう。そうなんです。そうなんです。これは、法定刑を上げることによつて、当罰性というのか可罰的違法性というのか分かりませんが、上げるんですよ。今まさにおっしゃいました。大臣、おっしゃいましたよね。

だから、今まで、構成要件に当たっているけれども、当罰性がない、可罰的違法性がないと言われたものが、これから処罰されるようになるんです。そう答弁したんだから。そうでしょう。処罰範囲が広がるんですよ。それは、構成要件に該当しないものは該当しないと思ひます。それによつて、効果はないって、それは別の議論として。やはり、これがインターネット誹謗中傷対策だと言っているからには、今まで処罰されなかつたものが処罰されるんですよ。

今まで、先ほどのお話にございました、九千円、みんな九千九百円以下。四千円とか五千円とかもある。それは、正直言つて、それほどの刑罰とは言いがたいですよ。そのぐらいのお金を払わされることは交通違反だつてあるわけですから。それが一気に一年以下の懲役、懲役で大きいですから、なるわけですよ。

そうしますと、今の御答弁を反映するならば、物すごく当罰性が上がる、物すごく可罰的違法性があると考えられるものが広がるということだと思ひます。大臣、それでいいですよ。そうしない、今までの答弁が整合的にならないんですけれども。

○川原政府参考人　お答えいたします。

私の先ほどの答弁、法定刑の引上げのところ、上限のところを申し上げましたけれども、今回の私どもの改正案、下限のところは拘留又は科料、一番下限だと科料になります、ここは変えておりません。

すなわち、先ほど引上げの趣旨のことを大臣が答弁されましたけれども、今般、SNSなどのインターネット上において誹謗中傷を内容とする書

き込みという事案が出まして、こういったSNSを利用した事案など、当罰性の高い行為、侮辱罪の中には当罰性の高い行為があるんじゃないか。例えば、路上で通行人のいるところで侮辱行為を行うような事案、これは、インターネットのない時代も、昔からあった事案でございます。これに対して、インターネットというものが出てきて、インターネットを利用したもので侮辱が行われる。そうすると、従前に比較して当罰性の高い行為があるんだらうということで、こういった当罰性の高い類型に適切に対応できるようにということでございます。

一方で、インターネットのない時代からあったような侮辱事案というのはまた、なおも存在するであろう。そういったことから、法定刑の上限は引き上げるものの、下限につきましては現行と同じようにしまして、その事案に応じて適切に対応できるようにということでございます。

したがって、今まで拘留又は科料であった事案がすべからず懲役刑になるということではございませんで、そのうち、やはりそれぞれの行為の当罰性において適切な量刑がなされる、あるいは、元々、量刑の手前でございますが、検察官が訴追裁量権を持っていますので、事案によっては起訴猶予ということもございます。

そういったことが事案において適切になされるようにということ、あくまでも当罰性の高い行為について適切に対応できるようにということの上限の引上げでございます。

○米山委員 その話は、違う話を混乱させて混ざっているんですよ。その話、違いますでしよう。それは、法定刑の幅はあるんだから、軽い刑は軽く、重い刑は重く処罰してもらわなきゃ困りますよ、それはそうです。

でも、先ほどおっしゃられたのは、今まで侮辱罪というのは最高刑が拘留又は科料だった、それに対して、最高刑が懲役一年、三十万円以下の罰金という判断を立法府が示した、そう言いましたよね。法定刑が重い罪だという判断を示した、だ

から、それに相応する処罰をするんだ、可罰的違法性があるんだと言ったわけですよ。その答弁、撤回していないですよ。撤回していないんだ。た、今の話に關係ないんです。今の話は単に、刑罰は刑罰に應じますって、それは当たり前ですよ、下限と上限があるんだから。その話じゃないですからね。その話をまた繰り返さなくていいです。

大臣にお伺いしたい。そのようにおっしゃられているんですから、可罰的違法性の範囲、処罰される範囲は広がるんですね、構成要件の中で。

○古川国務大臣 私、先ほど御答弁申し上げましたけれども、処罰対象となる行為の範囲は変わらないわけでありまして。法定刑を引き上げることになるわけですが、しかし、下限を変えるわけではありせんので、したがって、だから、軽い行為を重く処罰するわけではないわけです。その意味では、範囲が広がるというようなことはではないというふうと考えております。

○米山委員 もうずっとあれなんですけれども、御承知だと思えますけれども、大臣、東大の法学部を出られていらっしゃるの。

構成要件に該当するかしないか、横の範囲が異なりますよね。あと、可罰的違法性があるかないか、縦の範囲があるわけですよ。構成要件に該当したって、可罰的違法性がないものは処罰されないんですよ。可罰的違法性というものがどのラインかというのは大事な話なんです。そして、今までそのラインは極めて高かったんです。だから、千件も、ちゃんと申告されているもので千件、弁護士に単に相談しているものだったら、多分一万とか十万とかある。そういう誹謗中傷の中で、僅か三千件しか処罰されてこなかったんです。

御回答として、変えませんが、私は別に構成要件のことを言っていないので、可罰的違法性の範囲は、ラインは変えませんがというなら、それはインターネット誹謗中傷対策としては無意味です。多

くの、何万件が放置されるんだから。インターネット誹謗中傷対策とされるなら、可罰的違法性を変えざるを得ないです。しかも、それを、刑事局長は御答弁されているわけですよ、変えるって。変えるんですよ。

○川原政府参考人 私の答弁に關係してということと御質問でございます。

まず、委員、可罰的違法性ということをおっしゃっております。この言葉自体は、法令用語でなく、委員も御承知のように、講学上の用語なものですから、少しあれかもしれませんが、一般に、私の理解するところだと、犯罪は成立しているものの、違法性が特殊な事情によって低いために処罰されないという。

委員は、御質問の中で、これまで、委員の御指摘によると、年間三十人程度が科料に現実に処せられているというところを前提に御質問されておられます。私は、先ほどの答弁は、こういった科料に処せられたものの中には、先ほど来御説明しておりますような、インターネットによる誹謗中傷のように当罰性が高く、先ほど私の答弁でも申し上げた、路上で、すぐ消えてしまう言葉で侮辱したような事案とは違う、非常に当罰性の高い事案がある。

ところが、これが現行法ですと拘留又は科料、どんなに当罰性が重くても拘留又は科料ということですから、そういうものについては法定刑を引き上げて、従前より重く処罰できるようにすること、これを抑止すべき犯罪であるということを示すということを申し上げておまして、従前処罰されなかったものが処罰されるようになるんだという趣旨の答弁はしておらないところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○米山委員 分かりました。じゃ、そういう内容なんです。そういう内容なら結構です。であれば、三十件しか、相変わらず処罰されないわけですよ。そうですね。そうおっしゃった、今、中傷対策として無力ですが、それでよろしいです

か、大臣。

○川原政府参考人 処罰の人数については、いろいろな個々の事情があるところでございます。

ただ、先ほど大臣も冒頭に答弁されましたように、法定刑の引上げによりまして、こういった行為は厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示しまして、これを抑止と、刑罰の効果の一つで一般予防効果がございまして、むしろ、発生したものを処罰するというのも大事でございまして、これを抑止するということも考えて法定刑を引き上げるものでございます。

○米山委員 つまり、今ほど、実は大臣も、威嚇効果があると言いましたね。抑止すると言いましたね。つまり、犯罪の範囲を広げて、しかもどこまで処罰されるのか分らないようにして、言論の自由を侵害したい、萎縮させたい、そういうことじゃないですか。そうでしょう。だって、分らないんですよ。どこまで処罰されるのか分からない、でも処罰されるかもしれない。そう思っている、いや侮辱的なことは言えない、そう思うということじゃないですか。

○川原政府参考人 お答えいたします。

委員のおっしゃっておられる処罰の範囲を広げるといのが、その行為の態様によって処罰されなかったものがされるという趣旨であれば、そういうことではございません。私ども、大臣も先ほど答弁されましたけれども、構成要件を変えていませんので、侮辱罪の構成要件に該当して処罰される行為の範囲は変わりません。ただ、当罰性の高いものについて、従前より重く処罰できるようにということでございます。

○山田(美)委員長代理 米山君、時間となりまして。

○米山委員 いいんですけれどもね。まあ、じゃ、いいですよ。ともかく……(発言する者あり)

じゃ、これで終わりにします。次回に持ち越させていただきます。

○山田(美)委員長代理 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 日本維新の会の市村浩一郎でございます。三十分いただきまして、質疑をさせていただきますと存じます。

大臣とはもう三十年以上の御縁ということでありまして、今日こうして議論をさせていただくと、そして、大臣は、私の知る限り、大変現地、現場のことをよく御存じの方であり、かつ人の心がよく分かる大臣と思っておりますので、今日はいい議論、そして問題解決についていい流れができればと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

大臣、今、いわゆる入管庁が告示校と認めている日本語学校が八百十八校あるということ、そして、この過去十年間で倍増しているということ、そうした日本語学校で外国人に対する人権侵害行為が起きているということが、今日私が特に取り上げたいことでございます。今から三つ具体的な事例を申し上げます。よろしくお願います。

その三つの事例のうちの二つ目が、まず、宇都宮市の日本語学校で二〇一九年に発覚した事例があります。これはどういふことかというところ、留学生の皆さんが進学や就職をする際には、出席、成績証明書や卒業見込み証明書というのが必要になってくるんです。ところが、この日本語学校ではその発行を拒否されて、そして、同学院といいますが、その同学院が運営している系列の専門学校へ内部進学を強要していたという事例がまず一個あります。

それから、二つ目でございますが、これは仙台市の日本語学校の例でありますけれども、これは今年になって発覚した事例でございますけれども、その日本語学校に入学が決まったベトナム人留学生の皆さんに対して、在籍途中で就職した場合、三百万円の賠償金を支払うという誓約書に署名をさせていたということでございます。また、日本語学校の留学生の皆さんには、中途退学して、就職を含め、進路の自由があるにもかかわらず、大学に進学しなかった場合の保証金として、入学金や学費とは別に留学生から二十万円か

ら三十万円程度を入学時に徴収して、大学に進学しなかった場合、留学生の皆さんにはその保証金を返還してない事例がありました。

これにつきましては、一部のベトナム人留学生の方たちが保証金の返還を求めて仙台地裁で裁判を起こして、昨年十一月に学校側と和解してしまいましたが、現在まで多くのベトナム人留学生に保証金は返還されていません。

また、三つ目の事例でございますが、これは福岡市の日本語学校の例でありますけれども、昨年の暮れ、二〇二一年の暮れに発覚した事例でありますけれども、在留カードの提示を拒んだベトナム人留学生に対して、職員が鎖で拘束するという暴行を行っています。

この学院といいますが日本語学校は、留学生に系列の専門学校への内部進学を強要している、また、学校側の方が素行不良とみなした留学生に対して母国への帰国を強要していた疑いもあると思われまふ。

この三つの事例に対しまして、これはいづれも、入管庁が日本語学校に対して定めております日本語教育機関の告示基準で、告示からの抹消の基準となります第二号第一項第八号の抹消の基準となる人権侵害行為に相当すると私は思いますが、大臣の御見解をいただきたいと存じます。

○古川国務大臣 市村委員にお答えいたします。日本語教育機関による留学生に対する人権侵害行為は決してあつてはならないものだというふう

に思います。個別の事案に言及することはできませんけれども、ただ、入管庁では、今年の二月、人権侵害行為が疑われる事案の報道があったことから、即時に全ての日本語教育機関を対象に、留学生への人権侵害行為等を含む不適切な行為を防止するなどの適正な運営を行うように、改めて全ての日本語教育機関を対象に注意喚起を行ったところであります。

また、地方入管局に対しましては、留学生に対する人権侵害行為の疑いがある事案等を認知した

場合は、留学を担当する部署において速やかに調査に着手すること、そして、在籍管理が適切に行われていない日本語教育機関には速やかに実地調査を行うことなどを指示いたしております。

こうした報道が出ることで、懸念すべき事態でありまして、入管庁には常に緊張感を持って対応するよう日々督励をいたしております。法務省としては、関係省庁とも連携し、留学生の立場に十分に配慮した適正な対応に努めてまいります。

その上で、一般論として申し上げますが、生徒の進路を妨害する行為、生徒に対する暴力、高額な賠償金について誓約させる行為などは、日本語教育機関の告示基準第二号において定められている抹消基準の人権侵害行為等に該当すると考えられるものと存じます。

〔山田美委員長代理退席、委員長着席〕

○市村委員 ありがとうございます。また後ほどこれについて深く議論させていただきますと存じます。まずは、該当するとはつきり

と大臣からおっしゃっていただいておりますし、これが、大臣の今の御発言がしっかりと入管庁及び地方の局に伝わるように、またどうぞ督励をよろしくお願い申し上げます。

引き続き、もう少し具体的事例としてお話をさせていただきます。先ほど挙げました三つの事案については、今大臣がもう大分お答えになられたんですが、いづれ

も、最寄りの地方出入国在留管理局には情報は届いているんですね。しかも、その宇都宮の事例では、留学生の皆さんは宇都宮入管に助けを求めているんです。求めています。入国管理局の担当者も、その留学生の皆さんに対して、証明書なしで進学できる学校を指導しようというので、当該の日本語学校を指導しなかったと私は承知をしております。

結果、希望する進路を断られた留学生が多く存在するということなんです。入管庁としては特に問題はなかったと考えておられますけれども、大臣、よろしくお願います。

○古川国務大臣 お答えいたします。先ほども申しましたけれども、留学生に対する人権侵害行為、日本語教育機関における、これは決してあつてはなりません。そのような御指摘を受けること自体、そういう御指摘がなされること自体がこれは大変懸念すべき事態であつて、日々緊張感を持って対応すべきものだと考えております。

個別の事案についてはお答えするのは難しゅうございますが、しかし、申し上げておりますように、入管庁では、日本語教育機関の告示基準違反が疑われるような行為を把握した場合には、当該日本語教育機関に対して実地調査を行うなど、事実関係を確認した上で、その日本語教育機関の告示基準第二号に基づき告示からの抹消などの対応を行っています。

また、個々の留学生の進路に支障を来すことのないよう、教育機関への指導等必要な措置を取ることにいたしております。

引き続き、各地方入管局に対して、留学生からの相談に適切に対応するよう指導を徹底してまいります。

○市村委員 大臣、本当に大臣のお気持ちは重々受け止めておりますが、例えば、今、告示取消し等の対応をしているという大臣からのお話があったんですが、つい先ほど、ここに入ってくる前の情報では、平成二十八年以降、一つも、一件も、いわゆる抹消、取消しが、告示学校としての取消しがあつたという事例はないんですね。自主的解散をしたことで取消しというのはあるんですけれども、実際に、いろいろ問題があるということ

で、例えば調査をしていただいて、そしてその結果、いわゆる告示校としての取消しというのに至ったケースはないということなんです、これがないんですね。

だから、結局、制度としてはあり、かつ、大臣始め、副大臣、政務官の皆様始め法務省の皆様も、これはいかぬと多分思っていたらいて対処していたらいてると私は信じているんですが、残

念ながら、現場でそれを、一罰百戒ではありませ
んけれども、やはり、なあなあ、まあまあという
形で収めているのではないかなど。

そうすると、こうした悪質な日本語学校が反省
をすることはないわけですね。まあ、言われたら、
そのときだけ対応して、もしそれが言い逃れで
できなくなったら謝れば済むかなというところで、
その日本語学校は存続していく。そして、実際の
事態は変わらないまま、留学生がまた入ってくる
ということになる。

実際の、これは多分、大臣、副大臣、政務官、
皆さん、事態は御存じだと思えますけれども、結
局、元をたどれば、二〇〇八年に福田内閣におい
て三十万人留学生計画ができたということで、そ
のときの志は、日本に来ていただいて、日本で学
んでいただいて、日本語で学んでいただいて、そ
して日本に、有能な人材として日本の企業また日
系企業に就職していただいて、そして将来的に日
本と母国との懸け橋になってくれるということ
を、そういう思いでこの制度はできているのかも
しれませんが、事態はどうなっているかという
と、結局、一方で、技能実習生制度であるん
ですけれども、これは、ていどのいい、安い労働力
を日本の労働市場に提供するような実は現実になっ
ているんじゃないか、こういう思いが私はとても
強くあるんです。

それで、例えば、留学生の方は週二十八時間は
一応、アルバイトというか仕事をしたいという
ことになっているんですが、実際、日本語学校に
入るためには高額のお金がかかるわけですね。そ
して、さっきから申し上げているように、ほかに行
きたくても、移さないように、もう人権侵害とも
言える、そういう歯止めをかけている、強制をし
ている。言うことを聞かないと、もうすぐに、そ
の日に送り返すらしいです、その日に。有無を言
わさず、チケットを取って、その日に送り返す
後から、何と、本人のクレジットカードを預かっ
ていて、給与が振り込まれたらそれで航空チケッ
トを引き出す。こんなことも横行しているという

ふうに向っているんですね。まあひどい。

これは逆の立場になって考えたら、我々日本人
の、これからの我々の子供や孫がそんな目に遭っ
たら許せるかという話なんですね。そういうこと
を日本が、私が大好きで美しいこの日本がです
よ、こういうことをやっているのでは情けないと
いうこの思いで、今日こうして質問をさせていた
だいておるんですね。

だから、実態というのは、大臣は心の優しい方
だから、何とかすると思っただけでも、現場
が動かないと全く意味がないわけでごさいますし
て、特に現場ということになりますと、先ほどか
ら出ています地方の出入国在留管理局ということ
になるんですけれども、じゃ、ここが本場にちゃ
んと対応できているのかということに疑問が湧い
てくるわけであります。

実際にここに行ったらとしても、先ほど申し上げ
たように、いや、それは証明書のない学校を探し
て行ったらどうですかとかね。それができるん
だったら行かないわけですよね。そうさせないよ
うにさせているわけですから。そうさせないよう
にさせているものを、いや、そうしたらどうです
かと言っ、しかも日本語ですよ。

そういう状況にあるということで、これは法務
省の入管庁が対応されているんですけれども、そ
もそも何でこれは法務省の入管庁が対応してい
るのか。これは政府委員の方でいいので、ちよつと
お答えいただけますでしょうか。そもそも何でこ
れ、例えば、留学生なら、何で文部科学省じゃな
いんでしょうか。

○西山政府参考人 お尋ねの件につきまして、は、
入管庁としては出入国を管理しております。在留
資格を認定するという手続は当方が所管しており
ます。

それで、留学生の場合につきましては、留学と
いう在留資格で初めて日本において学ぶという活
動が許されるという関係にありますので、私ども
の方で留学の在留資格を管理するとともに、在留
管理ということで、留学生がきちんとこの日本で

在留資格にのっとって、留学の場合であれば学業
をやっているかということについては私どもで管
理をし、それでもし、留学で入ってきて、実際
上は就労ばかりやって、そういう留学の活動を
やっていないということになれば、在留資格を取
り消すといったところも私どもの方でやる、そう
いう関係になってございます。

○市村委員 ですから、私は、法務省は法務省と
してあるべき対応をしている、やるべきことを
やっていると思うんですが、しかし、留学生の立
場に立ってみると、そもそも論はあるんですよ、
そもそも論はあるんだけれども、留学生として来
ている人の立場に立ってみたら、その出入国管理
だけのことでぎちぎちぎちぎちやられるというの
も、これはどうなのかな。結局、いわゆる教育の
質というか、そういうところはおいておいて、と
にかくちゃんと出席しているのかとか、そういう
ところですね、二十八時間以上まさか働いていま
せんよねとか、こうなるんですね。

そうすると、留学生側としては、この高額な授
業料、さらに母国に常にお金を、資金を送らなく
ちゃいけない、やはり家族を支えるとかいうよう
な理由もあるのかもしれない。そういうふうな
御苦労で、二十八時間以上もし働かなくちゃいけ
ない、この高額な保証金とかも課されてしまっ
ているわけですから。

だから、そういうところに追い込まれている人
たちに対して、やはりそういう留学生の立場に
立つて適切な指導を行うという機関が本当に法務
省さんの入管庁さんで適切なのかどうかというの
もあるんですが、大臣、ちよつとどう思われます
か、これ。

○古川国務大臣 入管庁におきましては、在留資
格、留学の対象となる日本語教育機関を告示する
立場から、その適正な運営に向けた指導監督を
行っているところです。

具体的には、日本語教育機関が就労を主たる目
的とする留学生を受け入れることのないよう、必
要に応じて実地調査を行い、適正な入学選考、在

学管理の徹底等の厳格な指導を行うなどしており
ます。

個別の留学生への対応としまして、留学生の入
国、在留審査等におきまして、勉学の意思、能力
や経費支弁能力等について審査を行って、真に学
習する目的があることを確認しています。

そして、条件に違反をして長時間にわたりアル
バイトに従事するなどの資格外活動違反が認めら
れる留学生に対しては、資格外活動許可の取消し
や在留期間更新不許可処分を行うべく、ハロー
ワークを通じて雇用状況の把握に努めていること
ろです。

このように、法務省としては、関係省庁とも連
携し、引き続き、日本語教育機関への留学生の適
正な受入れに努めてまいりたいと考えておりま
す。

○市村委員 大臣、大臣の御答弁、本当にお気持
ちを察しながら聞かせていただいておりますけれ
ども、先ほどから申し上げておりますように、法
務省としての対応はそうなんですか。それはそ
れで法務省としての対応はしっかりやっているん
だと思えますが、しかし、留学生の立場、しか
も、留学生という名の下に、実際にいてよく低賃
金労働者として入れている人たちがいるわけ
です、実態は。悪徳日本語学校と言ってもいいと思
いますけれども。そういう人たちをどうするかと
いうのが大切なんですね。

実際、その現場で一様に暴力行為とか人権侵害
行為が起きているという現実があるということ
をどう解決するかというのが大切でありまして、
それがもし法務省さんとしての任じゃないのであ
れば、もつと別の何か部署とかでやってもらうし
かないと思うんですね。だから、法務省は法務
省でやることをやっているわけですから、ただ、
それでは実態が全然収まっていけない、変わって
いないという、適当に、なあなあ、まあまあになっ
ているんじゃないかなということなんです。

今、留学生が、実は、三十万人計画が、三十五
万人まで増えていたんです、コロナの前は。今、

コロナで二十二万人まで減っています。しかし、今、十五万人待機しているんですね、早く日本に行きたい。それが本当に留学であればいいんですけども、やはり、そういうあっせん業者なるものがそこに介在して、結局、日本に行ったらまあいい仕事があるよということで、しかも、日本語学校に行けば、二十八時間だと言っているんだけれども、後はなあなあ、まあまあだということなことで働いている。それで、日本語学校の方も、そういう留学生の弱みにつけ込んで、おまえ、言ったらすぐ強制退国だぞと、こういう話で、まあ言わないでしようけれども、無言の圧力をかけながら縛っているのではないかなというふうに思うわけです。

こういう実態に対して、法務省がもしその解決に、なかなか所管として出せないならば、やはり解決方法を考えないといけないと思うんですね。これについて、大臣、ちょっと御見解をいただきたいと存じます。これはもう大臣の言葉で語っていただきたいと思います。

○古川国務大臣 お答えいたします。

市村委員、もう何十年のつき合いですけれども、やはり熱い正義感、変わらないなというふうに思います。おっしゃっていることは私も共感いたします。

その上で、先ほど来、私、答弁しておりますのは、法務省としては、在留資格、留学という在留資格を付与する立場から、その適正を期すということであります。あるいは、告示基準のお話も冒頭させていただきましたけれども、幾つか例を挙げましたけれども、人権侵害等々あるまじき行為が認められる場合には厳正に対応する、これはもう当然のことであります。申し上げてきたことは、法務省の立場としてできる限りのことをやるということとは間違いありません。

そして、冒頭申し上げましたように、今年の二月に、ある事案につきまして、即座に、きつかけは報道によって知ることになった事案なんですけれども、しかし、これは、申し上げたように、全

国の日本語教育機関への注意喚起を行って、そして全国の入管局に対して、必要に応じて速やかな対応ということをお願いしております。そして、そういう緊張感の下で、今なお日々そのような姿勢で取り組んでいるということは、はっきり申し上げられることだと思います。

繰り返しになりますが、あるまじきことですよね。立場が弱いということにつけ込んでというようなことは、やはり日本人の名誉に懸けてもあってはならないことだと思いますから、そこはしっかりと、職員を督励しながら、私、先頭に立ってやってまいりますから、そこは御理解をいただきたいと思います。

○市村委員 本場にすばらしい答弁をいただきました。感謝いたします。是非とも、現実的な問題が解決するようにお取組をお願いしたいと思っております。

その中で、本当はここでもう終わってもいいぐらいの気持ちで今いるんですが、もうちょっと時間がありますからやらせていただきたいと存じますが、今、対応で、ちゃんとやっていただいている、何とかしようと思っているのは分かっているんです。

ところが、例えば、入管庁としてはどう対応されているかというと、これは留学生に限らないんですが、外国人相談センターがある、ここに行ってくれば、通訳もいるし、母国語でいろいろ対応はしているんだということであるんですけれども、

ちよつと、今日、入る直前にその現物を手に入れたさせていただいたところでありますが、日本語なんです、日本語。学校で留学生に対してこれを配っているらしいんですけれども、これは日本語なんです。しかも、恐らく、これ一枚を渡しながら、ちゃんと説明しているとは思えないんですね。しかも、外国人相談センターと書いてあるのはこの裏側でありまして、裏側の下の方に、外国人在留支援センター、FRESCということ、

日本での暮らしについていろいろ相談ができます

と、電話番号も、これは多分フリーダイヤルなんでしょう、書いてあるということであります。入管庁さんとしては、こういうことで何とか皆さんの声を、つまり駆け込み寺的なものをこれが担っているとおっしゃっていたんですね、昨日お聞きしたら、これが、技能実習生の場合は、外国人技能実習機構というのがありまして、ここが駆け込み寺的な役割を果たしているわけです。いろいろな、様々な相談を受けています。技能実習生の場合は、ところが、留学生の場合、ないんですね。なくて、おっしゃったのが、この外国人在留支援センターである、こういうことでございまして。

しかし、これを、今これで頑張っている、告知してしますと。どういうふうに告知しているんですかと聞いたら、こうやって配っていますと。昨日は、何か、こういう外国人支援センターの紙、FRESCだけのことを書いたのを空港で配っているかのようなことを、私は、それは空耳なのか、聞いたような覚えがあるんですが、どうもそれは違っているということで、今日、入る前にこれをいただいたわけです。

しかも、これは日本語なんです。漢字もあります。たまたま、少し分かりやすくするためにということ、これは二種類あるんですけれども、なかなか面白いんですが、皆様へが漢字のバージョンと、皆さんが、日本語バージョンがあつて、これが対応かと言われると、ちよつとさつきの大臣の御決意からすると、乖離がめちゃくちゃあるんですね。まあ、留学生だけじゃないですよ、これは。

だから、こういうところを含めて、駆け込み寺的なものをもし入管庁がなお統括するのであれば、ほかの省庁でそういうのを対応する、例えば外務省とか、文科省とか、厚生労働省とか、何かそういうところが、別にそこに押しつけるんじゃないかと、そこと一緒共管する、一緒に力を合わせて、情報を出し合つて頑張るということ、私は対応していくべきじゃないかなと。

やはり、まず窓口として、即どこに相談すればいいのか、そういう目に遭った、つらい目に遭っている、ましてや暴力すら振るわれたという場合に、どこに相談すればいいのかということについて、その窓口というのを定めておいた方がいいと思ひまして、ただ、それがこういう状況では大変心もとないな、こういうところでございしますが、大臣のちよつと御見解をいただきたいと存じます。

○西山政府参考人 前提をいたしまして、今御紹介しましたFRESCで、一元的にといいますか、全国からの相談を受け付けるという仕組みがございまして。

そのほかに、各地方入管局がございまして。全国に八か所の地方入管局、それから、横浜、神戸、那覇の三つの支局がございまして。そこには、それぞれ業務の規模に応じてございましてけれども、留学生に係る在留審査の専従部門の部署が設置あるいは担当者が専従でございまして、そういったところに留学生から御相談いただければ、そこでフェース・トゥー・フェースで対応することも可能になっております。

ただ、そこが留学生にどの程度周知されているのかということが委員の御指摘かと存じます。それは真摯に受け止めて、私どもとしても、なお積極的にその周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○市村委員 最後に一言。

現状では、留学生が悪質な日本語学校に入学しても、学校側の許可がなければ実質転校が認められないと私は承知しております。在籍先の日本語学校が認めなくても、入管当局の判断で転校の自由を認めるべきではないかと考えておりますが、これは大臣の方から最後にお答えいただければと存じます。

○古川国務大臣 留学生は、どの日本語教育機関に入学、在籍していても、その学校の許可を得ることなく自らの判断で転校することができません。

その上で、留学生から入管庁に対して御相談があった場合には、これは必要に応じて当該日本語教育機関に対して実地調査を行うなど、事実関係を確認した上で、厳正な対応、つまり、日本語教育機関の告示基準第二号に基づく告示からの抹消など、厳正な対応に移行していくということになります。

○市村委員 感謝します。終わります。

○古川国務大臣 済みません、ちよっと言い間違

い。今、二号と言ったそうなんですけれども、二条の間違ひでした。失礼しました。

○鈴木委員長 次に、阿部弘樹君。

○阿部弘樹委員 日本維新の会の阿部弘樹でございます。

まず初めに、知的障害、よく執行部から説明を受けてますと、知的障害あるいは障害者、高齢者も地域定着支援という点では同じだ、同じような施策を取っているということでございました。

まず、知的障害の方々、犯罪白書によりますと、令和二年、入所受刑者は二百九十七名、少年院入院者は百三十九名。少年院の方では知的障害の比率は高いということでございます。今日はその知的障害の累犯ということでお尋ねをしたいと思っております。

まず、その点、万引きや無銭飲食などの軽犯罪だというふうにはお聞きしておりますが、当局から、累犯についてのお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 答弁、どなたですか。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

法務省佐伯矯正局長。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

大変申し訳ございませんが、累犯率につきま

しては手元にございません。申し訳ございません。

○阿部弘樹委員 後で結構です。

「累犯障害者」という本、元国会議員がそのような本を出版されて非常に話題になった。その内容は、万引きや無銭飲食などを繰り返す知的障害者や、あるいは高齢者のことでございます。累犯を繰り返して、軽犯罪も、初犯なら執行猶予等ございまして、実際は刑に服することもあつたわけでございます。

今日の私の主眼は、前半は、そういう刑務所の受刑者の、中身という言い方は失礼かもしれませんが、実態が、以前と比べて変わりつつあるのではないかとこの話をしたかったわけなんです。ですから、一定の数、知的障害の方々、そういうことで罪を犯すということですから、そういう方に対して、長崎県モデルというのを、法務省では厚労省と一緒につくっていらっしゃるということでございまして、そこをまず御説明いただきたいと思います。

○佐伯政府参考人 お答えいたします。

令和二年度に当局が実施しました特別調査におきまして、全国で千三百四十五名の知的障害を有する人あるいはその疑いのある受刑者がいることが、調査の結果、判明しております。そのうち、療育手帳を取得している人は四百十四名、約三三％であることが判明してございます。

これらの受刑者につきましては、再犯に至るまでの期間が比較的短く、刑事施設への入所度数は全体より多い傾向にあることから、再犯防止の取組を推進するため、本年度から、長崎県諫早市にございまして長崎刑務所において、障害者福祉の専門的知見やノウハウを有する事業者等と連携いたしまして、在所中から、出所後の生活安定に向けて一貫性のある指導及び社会復帰支援を実施する体制を構築していくほか、出所後も息の長い寄り添い型の福祉サービスに移行させることを目的としたモデル事業を実施することとしてござい

ます。

具体的には、長崎刑務所の中に定員五十名程度のユニットを設けまして、九州、沖縄の八県内の刑事施設に収容されている知的障害を有する受刑者等に対してまして、特性に応じたアセスメント等処遇計画の立案、処遇計画に基づく訓練、教育、療育手帳等の取得に向けた調整、息の長い寄り添い型支援を可能とする調整といった取組を開始する予定でございます。

このモデル事業の事業期間は令和四年度から令和八年度までの五年間を計画してございまして、今後、委託先事業の選定等の事務を進めまして、本年中に事業を開始する予定でございます。

○阿部弘樹委員 少しずつ動いているということはおよく分かったわけでございます。でも、長崎県の南高愛隣会のお話がなかったように思います。

また、NPO法人の長崎県地域生活定着支援センター、それについては、どなたか参考人、お答えいただけますでしょうか。

○本多政府参考人 お答えいたします。

地域生活定着支援センターについてでございますけれども、高齢や障害者によって支援を必要とする矯正施設退所者等に対する厚生労働省の取組の一つといたしまして、都道府県が社会福祉法人などへの委託によって設置する地域生活定着支援センターの運営に対する支援を実施しております。このセンターは、原則、各都道府県に一つ、長崎県にも設置をされているところでございます。

地域生活定着支援センターにおきましては、矯正施設退所者等のうち、高齢や障害のため、釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの、釈放後の居住先のない方などにつきまして、保護観察所等と連携をして、釈放後に必要な福祉サービスの利用等につなげるための支援を実施しております。

引き続き、法務省とも連携しまして、高齢や障害によって支援を必要とする矯正施設退所者等への支援に取り組んでまいることとしております。

○阿部弘樹委員 是非とも、社会福祉法人の南高愛隣会のお亡くなりになりました社長さんの話を少し委員の皆様方に御披露いただければよかったかなと思つたんですけれども、そういうことを

言うともた速記が止まってしまうので、やめます。

一つ、北海道は二か所なんですよね。それも言っていたきたい。北海道は広いですから、各都道府県に二か所、そして北海道は二か所ということで、そういったことで、帰宅先がない知的障害の出所者についても、定着、そして社会福祉法人などと連携しながら再犯の取組をしているという、しっかりと法務省としての取組をこころP Rしていただきたかたんですが、ちよっとつまづいてしまいましたので、まあ、いいです、いいです。

じゃ、次に行きます。

認知症、これは大問題ですよ。平成二十七年六月時点において、六十五歳以上の受刑者のうち、認知症傾向のある人たちは一六・七％。高齢化の時代ですから、矯正施設の中も高齢化して、高齢化に伴って認知症の方々が増えている。つまり、最初に私が言いましたように、認知症が増えて、そして知的障害などの障害者の累犯が増える、そうすると、本来の矯正施設の機能が、定数がだんだん減つてきてしまう。

それで、説明を求めますが、こういう矯正施設の中の認知症高齢者の処遇についてはどのように今対応しているのか。これもしっかりと対応しているから、事前に通告してあるからちよつとP Rしていただければいいと思いますので、お願ひします。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十八年一月に公表いたしました当局での特別調査におきまして、二十六年末時点で六十歳以上の受刑者のうち、認知症傾向のある人はおよそ一四％、全国で千三百人程度と推計されるところでございます。

このような認知症又はその傾向のある受刑者に対しては、処遇上の配慮や社会復帰の際の支援が必要と認識してございます。

このため、刑事施設におきましては、認知症スクリーニング検査結果であるとか受刑生活の状況

から認知症又はその傾向のある受刑者の把握に努めております。

こうした者に対しては、可能な限り集団処遇の機会を設けて認知症の進行を遅らせる、症状等に応じまして一般の受刑者とは異なる個別の処遇を行うなどの配慮もしてございます。

さらに、こうした者のうち、帰宅先がないなど、出所後の支援が必要な人に対しては、先ほども御紹介ございましたが、地域生活定着支援センター等の関係機関と連携いたしまして、出所後に福祉サービスが受給できるような調整を行うてございます。

引き続き、受刑者の認知症傾向を早期に把握し、それを踏まえたきめ細かな処遇を実施するとともに、関係機関と連携を密にいたしまして、認知症傾向のある受刑者に対する一層の適切な社会復帰支援を推進してまいりたいと考えてございます。

○阿部(弘)委員 講じている方策、もっと言うてほしかったですね。

実は、受刑者が受刑者を介護している。ですから、認知症サポートー養成研修制度、ヘルパー講習みたいなものを受けて、認知症になった高齢者を受刑者が介護ヘルパーとなって介護する。そもそも、本来の、刑を勤めていくという言い方なんです。それはちよつと違うような、刑務所内、矯正施設内での姿というのが、高齢化社会もやはり矯正施設内でも訪れてくる。

ちよつと聞くのを忘れましたけれども、認知症の診断はどういう診断で行われますか。事前通告しております。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

刑事施設の中でのということで申し上げますと、現行におきましては、認知症スクリーニング検査は、長谷川式認知症スケールの実施をいたしまして、同スケールで基準点以下の人につきまして医師が診察をする、こういう二本柱で行っているところでございます。両方円滑に実施できる体制が整備されている施設においてこういったことを実施してございます。

とを実施してございます。

○阿部(弘)委員 結構です。長谷川式が一番簡単で、いろいろな方々が、専門家であれば、国家資格を持つてある方などでは容易にできる診断方法ですので、いいんじゃないかと思っております。

ただ、高齢者が今後、更にどんどん増えていくと、先ほどの地域生活支援ではありませんが、刑の、仮釈放とかそういったことで、寝たきりの受刑者を福祉施設あるいは精神病院で処遇するということは、今後は検討はなさらないんでしょうか。

○本多政府参考人 お答えいたします。

先ほどの、説明させていただきましたように、地域生活定着支援センターにおきましては、退所された方の中で、高齢などのために、釈放後直ちに福祉サービスが必要とされる方については、その必要な福祉サービスの利用につなげるための支援を実施しております。

実際に、つながった先、帰宅先の中には、養護老人ホーム等の老人福祉施設もあるところでございます。

○阿部(弘)委員 出所者ということでございますけれども、今度の刑法の改正の中では、私、覚醒剤などの薬物事犯の一部執行猶予制度については質問させていただきましても、そういう制度を活用して、もう認知症がかなり進んだ場合には、医療刑務所もまたいっばいになってしまふ、刑務所の中も認知症の患者さんでいっぱいになってしまふ。じゃ、刑務所は、認知症の方々を介護する施設なのかという議論が出てくるわけなんです。

ですから、いずれ、こういう高齢化社会ですと、そういう検討も、今すぐではないかもしれないけれども、いっしょに出てくるんじゃないかというところがございます。ちよつと大臣には通告していませんので、これは私の提案だけにどめたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

次は、大阪で起きました、曾根崎で起きましたクリニックの放火事件なんです。これは予算委員会でも、私、お聞きしましたので、多少重複するかもしれません。

実は、私は、二十数年前、九七年頃は厚労省の役人でございました。精神保健を担当しております。十二月のあるときに、子供たちが人気アニメの「ポケットモンスター」をお茶の間の夕食時に見ていたら、ピカチュウの十万ボルトで、そうしたら、テレビを見ていた子供たちが、みんなひっくり返っちゃったんですね。だから、東京中の救急車がほぼ出動して、そして子供たちを病院に運んだという事件があった。

これは、光の刺激が子供たちには強過ぎたんです。当時、四秒間の間に百六回という、光の繰り返しといいますか、我々はバブル世代に青春時代を送ったんですけれども、ミラーボールというのは知っています。ミラーボールみたいなものを子供たちが見たら、ひっくり返っちゃうんですね。これは、頭の中に興奮を覚える。

興奮のデータは、その後、私、専門家ではありませんので、研究者に研究班をつくってもらって研究したら、子供たち、特に女性の方が、思春期あたりに激しい興奮を覚えるということが分かってきました。何が言いたいかといいますと、光、あるいは木漏れ日、太古の昔でいえば炎ですね。炎に対して非常に興奮を覚えるというのが脳波のデータなんかで分かってきたわけです。

我々も、繁華街に行きますと、赤ちやうちゃんを見て、おお、いいぞ、いいぞと思うわけでございます。

実は、科学的根拠は、光に対する興奮がある程度の年齢になっても残っているということなんです。

本題に移ります。精神障害、これは、犯罪白書をもらいまして、精神障害者の殺人、意外に多いんですね。ですが、もっと特筆すべきなのは、放火、これが一四・八％。障害者だから多いということではあり

ませんが、一般的に、障害者、精神障害者の犯罪というのは少ないんですが、身内など身の回りの人たちに対する殺人、あるいは、放火はその事情は特段存じ上げませんが、今回の大阪北区曾根崎で起きた放火というのは、何らかの関係があるのかなと私なりに想像もするわけでございます。

この放火事件については、予算委員会でも大臣に所感について伺いましたけれども、改めて、大臣、所感をお願いします。

○古川国務大臣 委員には、大阪クリニック放火事件を引かれて御質問だったということだったと思いますが、御指摘になったような事件は、これは本当に未来のある多くの方々の命が失われるなどした、実に痛ましく、そして、本当にあつてはならない悲しい事件だというふうに思います。改めて、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。

政府一丸となって、国民の生命、身体に危険が及ばないような安心、安全な社会づくり、それへの取組に力を尽くさなければならぬというふうに思います。

○阿部(弘)委員 このようなガソリン放火事件、今回は北区の精神科クリニックに通院してあった患者さんであつたんですけれども、京都アニメーションの放火事件、この方が精神科に通院してあったかどうかは私は存じ上げません。ただ、ポリタンクに持ってきたガソリンをバケツに移し替え、そして、京都アニメーションのビルへの入口に、職員の方にそのガソリンをかけて、そして、火をつけて全体を燃え上がらせた、想像に絶する凄惨な場面が容易に想像できるわけでございます。

今日は、消防庁、警察庁の方がお見えでございます。ガソリンについての、今どういう規制、取組を行っているかお伺いしたい。

○齋藤政府参考人 お答えを申し上げます。ガソリンの販売につきましては、今御指摘のありました、令和元年に発生した京都アニメーション

ンにおける火災を踏まえ、ガソリンスタンドにおいてガソリンを容器に詰め替えて販売するときには、顧客の本人確認、使用目的の確認、販売に関する記録の作成を義務づけております。

○阿部(弘)委員 警察庁もお見えてございます。このことを踏まえまして、どういう取組、御検討なのか、お願いします。

○鎌田政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、近年、大阪市内のクリニックスや京都市内のアニメーション会社でガソリンを使用した放火殺人事件が発生し、多数の方々が死傷されたと承知しております。

ガソリンは揮発性が高く、これを使用した放火事件は、瞬時に一酸化炭素が建物内に充満するなど甚大な被害をもたらすおそれがあると承知しております。

こうした事件が発生した場合、警察におきましては、事案の全容解明に努めるとともに、御遺族や被害者の方々に寄り添い、きめ細やかな被害者支援に取り組んでいるものでございます。

また、先ほど申し上げました令和元年七月の京都市内のアニメーション会社における放火殺人事件の発生を受け、消防庁からガソリンの販売事業者に対して、ガソリンを容器で購入する者の本人確認や使用目的の確認等に関する通知が発出されたと承知しておりまして、その際、顧客の言動等に不審な点が認められた場合には警察への通報を要請しているところでございます。

○阿部(弘)委員 京都アニメーションの放火事件、道連れ殺人、要するに一緒に死にたいという願望の方も増えている。この後、新幹線内での焼身自殺や、私鉄電車の中での、ガソリンだったんですか灯油だったんですか、ちよつと私も分かりませんが、そういうものをまいて道連れ殺人事件を起こすようなこと。そして、一番震撼したのは、京都市の雑居ビル、アイドルのコンサートが来ているところに、五十名近いファンが楽しんでいるその真下の階で、ガソリン一・ハリットルをまいて、まさに放火しようという事件が起きてお

ります。

こういったことで、是非とも消防庁も警察庁も取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。

しかしまた、大阪のクリニックスに関して言えば、放火した後に、逃げてくる職員が患者さんか、人間を両手で入口で塞いで止めてしまうというような、ビデオに映っていたわけでございまして、その方が、人生に非常につらい思いをされて、そしてそういう行動に走られたのかどうかは、本人が亡くなられていますから、動機についての解明は分かりませんが。

実は、私は、国会議員になるまでは精神科病院の医師を務めておりました。指定医でもございまして、矯正施設からの方も治療させていただきまして、また、措置入院の方も治療させていただき、すると、最初は嫌だというような拒否感があつた患者さんも、治療によってよく眠れるようになった、あるいは、幻聴や幻覚が著しく減ってくることで、非常にありがたみを感じて、なかなか病院から出られない患者さんもうつしやいます。非常に感謝されることが多いわけでござい

ます。もちろん退院請求も自由に出来るわけでございしますから、その点は、人権の確保には配慮していくわけでございます。

しかし、津久井やまゆり園のときに、精神保健福祉法を改正し、医療の充実と、それと、その直前に指定医の不祥事が起きたもので、正確に言うところと申請する大学の方々の不祥事が起きたわけで、そのことも実際は法改正につながらなかったわけでございますが、これからの精神障害者の医療についての基盤となる法律、精神保健福祉法や医療観察法などがあるわけでございます。

まず、精神保健福祉法の今後の取組について伺いたいと思います。

○田原政府参考人 お答えいたします。精神医療の提供体制につきましては、地域で暮らす全ての人が、精神症状の変化に応じて、必要ときに適切な医療を受けられる体制を整備して

いくことが重要であると認識しております。

具体的には、平時の対応を行うためのかかりつけ精神科医機能等の充実、それから、緊急時に迅速に対応できる精神科救急医療体制の整備、多職種チームによる入院医療の充実や退院後の支援等を図ることが重要と考えております。

こうした点につきまして、昨年十月から、当事者、家族、医療関係者等を交え、その実効的な仕組みにつきまして議論を進めているところでありまして、引き続き、地域の精神医療の更なる充実に向けて精力的に検討してまいりたいと考えております。

○阿部(弘)委員 これから刑法改正の説明を受けて議論が進むわけでございますが、今日は時間がありまので、医療観察法や、あるいは医療観察法の罪刑、罪名等についての御質問はこの後に譲りたいと思います。またその際は是非とも御議論をよろしくお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○鈴木委員 次は、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 国民民主党の鈴木義弘です。今日は、ずっと御質問したかったなという案件をお尋ねしたいと思ひます。

私の地元でも、駅前にマンションがどんどん建ち並ぶんですけれども、また新しいマンションができた。先日、新聞の報道で、都内の二十三区内にあるマンションの販売価格が六千万を超えている、バブル以上の価格になっていると。需要があるんだなというふうに思うんですけれども、まず初めに確認をしたいんですけど、RCだと鉄骨の建築物の耐用年数若しくは使用できる年数をお尋ねしたいと思ひます。

○石坂政府参考人 お答えいたします。建築物の寿命につきましては、いわゆる法定耐用年数がございしますが、実際には、建物の立地、環境、維持修繕の状況等に大きく影響を受けるものでございます。このため、建築物の耐用年数について一概にお示しすることは困難でございます。

が、適切な維持修繕が行われていれば、長期にわたって安全な状態を保つことは可能ではないかと考えているところでございます。

○鈴木(義)委員 財務省の方で、いろいろな、耐用年数というんですかね、減価償却の年数でいくと、鉄筋コンクリート造で、鉄骨コンクリートのものが四十七年。

これは、私の資料が間違っているか分かりませんが、古いんですよ。一九五一年に大蔵省の主税局が、コンクリートの中性化から算出した物理的効用持続年数を百二十年と見ているんです。間違っていたら言うってください。それで、外装仕上げをした場合、これも大蔵省の主税局が一九五一年に出しているんですけど、百五十年と言っている。長期ですよ。間違っていないか、もし御答弁できればお願いしたいんです。

○星屋政府参考人 お答え申し上げます。法人税法の減価償却資産の耐用年数等に関する省令におきましては、鉄骨鉄筋コンクリート造りの住宅用、寄宿舎用、宿泊所用等の建物の耐用年数は四十七年とされているところであります。今お尋ねのSRC造りの居住用マンションの耐用年数は四十七年となるということでございます。

○鈴木(義)委員 じゃ、百二十年、百五十年というのは、大蔵省、今は財務省になつていまして、しょうけれども、それは間違いなにか、ちよつと御答弁いただきたいんですけども。

まあ、たまには助け船を出さなくちゃいけないのかなと思うんですけども。ところで、財務省のホームページを見て、どういふ所管をしているのかとずっと見ていたら、区分所有法というのが財務省の所管になつていたんですね。これは国交じゃないのかなと思つたら、財務省なんです。これは自分の解釈なんですけれども、所有権、区分所有法ということだから、権利に関わるから財務省が所管したんだと思うんです。

今御答弁いただいた四十七年については、昭和四十年ぐらいに位置づけたもので、もう五十年

以上たっているのに全然見直しがされていない。先ほど、いきなりの答弁だったので数字を持ち合わせていなかったんだと思うんですけれども、百二十年とか百五十年という数字が出ているわけです。

このマンション法と言われる区分所有法が、間違っていないければ昭和三十八年にスタートしていると思うんです。約六十年近くたっているんですね。その間、大丈夫かなと思って、今日、最終的には法務大臣の意気込みをお尋ねしたいんですけれども。

今御答弁いただいた中で、結局、建築後のそのメンテナンスの仕方いかんによつては、劣化して対処が必要な老朽化マンションが増加しているとも言われているわけです。相続などにより区分所有者の一部が不明となったり、高齢化などにより区分所有者の合意形成が難しい場合、元々管理組合が機能していない場合など、様々な問題があると言われています。建物の区分所有等に関する法律、区分所有法の見直しについて、喫緊の課題になっているんじゃないかと私は思うんです。

最初この法律がスタートした昭和三十八年頃は、大体、一棟で二十世帯から三十世帯ぐらいを想定していたんだそうです。それが、今、一棟で百世帯、二百、五百、千、下手すれば二千とかです。都内にはいっぱいタワーマンションが建っていますから、もう何百じゃ利かない。これが、最初の立法のときから六十年近くたっているのに、区分所有法の限界が来ているんじゃないかというふうには私は思うんです。

一つの事例を挙げます。

二〇一九年に、滋賀県の野洲市において、廃墟マンションが強制解体方針であるとの報道がなされた後、老朽化が進んで、マンションが廃墟同然となり、外壁が崩れるなど危険な状態になったところを、野洲市は、空き家対策特別措置法に基づいて解体命令を出すものの、区分所有者の一部と連絡が取れず、自主解体ができないので行政代執行をしたんです。当初の見込みが七千万か八千万

だったんですけれども、最終的には一億八千万で解体したという。これは新聞の記事にも出ていたと思うんです。

このような廃墟同然の建物や土地に対して、区分所有法ですから、固定資産税はお支払いいただいていたのか、誰も住んでいなければ払う必要もないから滞納していたのか分かりませんけれども、その事実確認だけ、ちよつと確認したいんですが。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

固定資産税につきましても、お答え申し上げますが、まず、課税客体となります家屋につきましては、不動産登記法の建物とその意義を同じくするものでございまして、具体的には、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であつて、その目的とする用途に供し得る状態にあるものとされているところでございます。この要件に合致する場合には、建物、家屋としての固定資産税の課税対象となるものでございます。個別の事案につきましては、個別具体の事実関係に応じて、課税庁において判断されるということになります。また、土地につきましては、建物の敷地であるか、あるいは更地であるかにかかわらず、土地としての課税対象となるものでございます。

なお、固定資産税の課税の状況、また課税後の収納や滞納の状況につきましては、全体としての統計しかございまして、そのうち、そうした廃墟同然のものについて状況がどうかということにつきましても、ちよつと数字としては把握できておらないところでございます。

○鈴木（義）委員 ありがとうございます。

それで、この野洲市の案件で、報道によれば、所有者は個人八人と法人一社、解体費用は一者当たり計算すると一千三百万ぐらいかかったんですけれども、納付したのは個人三人のみで、残る約七千九百万円の回収は滞っているという報道なんです。公費で解体されている以上、回収されていない

部分の負担は税金で賄うことになるんですけれども、こういった事例は今後全国で、いろいろなところで出てくるんじゃないかと私は思っています。

こういったマンションに対して、解体命令が全国でどのぐらい出された事例があるのか、教えていただきたいと思っています。

○石坂政府参考人 お答えいたします。

平成二十七年の空き家対策特別措置法の施行以降、令和三年三月末までに特定空き家に対して何らかの命令を行った件数は、全国で二百十五件と認識しておりますが、先生御指摘のような、廃墟同然のマンションに対して除却の命令を行った件数や除却に至った件数については、先生御指摘の滋賀県のマンションの事例以外についてはちよつと承知をしていないところでございます。

○鈴木（義）委員 まあ、調べていないんじゃないかなと思いますけれどもね。例えば、リゾート開発しているところのゴルフ場に隣接しているホテルだったところが廃墟同然になっている。窓枠は何だという全部を取っ払えば建築物としてはみなさない、工作物には該当するんじゃないでしょうか。私はそれを自分の目で見たいことがありましたよ。是非調査してもらいたいなというふうに思います。

私の地元でも、公団が建てた、五十年を超えている公団が何棟もあるんですけれども、このような事例が、再度繰り返しますけれども、今後ますます増加していくんです。そこにお住まいの方も、ほとんど年金でお暮らしをされている方が大半。分譲で買っていますから、それを建て替えるといったって、差額代、一千万だ、一千五百万だ、二千万だと出せるか。出せないですよね。その公団にお住まいの方のお話を聞くと、一万五千円の修繕費と管理費を払ってもらえれば賃貸でいかにうにでも。結局、相続になったときに、自分は福岡に住んでいて、埼玉の物件を所有はしているんです。相続で、管理費は一万五千円払っているんですけれども、違う人に貸している

人もいれば、貸さないで管理費の一万五千円だけ払ってそのまま継続している。これを、じゃ、どうするという話なんです。

区分所有法では対応がもう難しくなっているのは明らか。過去に何回か法律の改正はやっているのは聞いておりますけれども、でも、もう六十年たつて、一つの事例しか今ないよという話なんですけれども、実際、調べていけば結構、これはちよつとまずいんじゃないの。例えば阪神・淡路もあつたし、山古志村の地震もあつたし、東日本もあつたし、もつと古く言えば神戸、大阪の、淡路島の地震もあつたし、結局、そのたびに建築の基準法を上げて、強度を上げるものじゃないと許可しない。じゃ、古くなったやつはどうするのという話なんです。誰もそれを問いかける人がいない。

ここであた言っただけじゃしょうがないので、例えば、私、今、経産委員会に所属していて、今年の七月から、太陽光発電で十キロワット以上のを設置したものに関しては、廃棄費用を、固定資産税とはちよつと違うんですけれども、お預かりしようという制度ができています。十年、二十年たつて、太陽光発電をやらなくて野ざらしになった。途中で事業がうまくいなくて放置しました、会社は潰れています、誰も撤去しない。環境保全上どうするんだいって、当事者がいなくなつちゃっている、会社がもうないんだから。じゃ、またこれは行政代執行をするんですか。それは、今やはり区分所有法の抜本的な見直しをしていかなくちゃいけないと思うんです。

だから、これはちよつと算出する数字が難しいんですけれども、将来にわたつて、これが四十七年じゃなくて、七十年住めるのか、百年住めるのかによつてお預かりする金額が変わってくるし、そのときの経済状況で、解体費用が幾らになるかはなかなかこれは見通しというのは難しいんですけれども、でも、解体費用の捻出を、今申し上げたように、太陽光発電と同じような仕組みをつくつて、少しずつ少しずつ、所有している人に、

コンマ一%なのかコンマ五%なのか、それを、取り崩さないような形で、供託金みたいなものできちっとお預かりするという制度をつくっていった方がいいんじゃないかと思うんですね。

最後は、人口減少です、今、八百万を超える空き家があります、どんどん建物が建っています、それで結局、壊すときになったら全部税金でやりますというのが一番いいですね。それはやはりちよっと違うんじゃないかと思うんですけれども、今日では受益者負担の原則が少し崩れていて、負担は税金でという考え方が多過ぎるんじゃないかと思うんです。

今までの議論の中で、法務大臣には是非意気込みをお聞かせいただきたいと思っています。

○古川国務大臣 委員からは、区分所有建物の建て替えを含め、様々な問題について今御指摘をいただいたところであります。

マンション等の区分所有建物の建て替え決議をするためには、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の賛成が必要であるとされておりますが、要件が厳格に過ぎるというような指摘もございいます。

そういう様々な、この指摘も含めて様々な指摘がある中で、現在、法務省も参加しております研究会におきまして、区分所有法の見直しに向けた論点整理が進められているものと承知いたしております。

この研究会におきましては、建て替え決議の要件緩和につき、多数決割合の単純な引下げですとか、所在等が不明な区分所有者を決議の分母から除外することを含めて、幅広く検討がなされているというふうに承知をいたしております。

負担の話も先ほど来御指摘されていますけれども、マンションは堅固で長寿命なものも多うございいますから、適切に管理される限り取壊しにわかに必要とはならない、そのようなものもあるというふうに考えられるところなんですけれども、御指摘のように、取壊し費用の積立てを一律に義務づける、何かそういう制度を設けるということ

になりますと、場合によっては、区分所有者にとつて過度な負担となるようなおそれもあると思われまますから、一律に何か義務づけるということについては、やはり慎重な検討が必要ではないかというふうに考えています。

一方、御指摘されているように、老朽化によりマンションを取り壊さざるを得ないという事態を予防するためには、必要な管理費を確保してマンションの円滑な管理を図ることは、やはり重要な課題であるというふうに認識をいたします。

先ほど申し上げました研究会におきましては、管理費の額の決定などを行う集会の決議の円滑化などについても検討されているものと承知をいたしております、多角的に検討が進められることを期待しているところでです。

○鈴木(義)委員 そもそも話なんですけれども、結局、この法律ができたときに、法務省が所管していて、建物の構造だとか強度に関しては、国交省の協力を得られなくちゃ判断がつかないと思うんですね。

先ほど前段で申し上げたように、行政代執行で、七千九百万。まだこれは十世帯ぐらいだったからいいんですよ、トータルで一億八千万で済むんですけれども。例えば、あと百年たつて、タワーマンションを解体するといったら、何十億じゃ終わらないと思うんです。それを税金で出すんですかというお尋ねなの。だから、そこにお住まいになつていらっしゃる人は、結局、今からでもいいから少しずつ、別途枠でいから積み立てていかな

いと、誰が、じゃ、最終的にそれを取り壊すんですかという話になつちゃうだろうということなんです。

もう一回、ちよっと、研究会に振っているというだけじゃなくて、やるよという、何か、こうこうという、お願いしたいんですけれども。

○古川国務大臣 それは、何でもかんでも税金、公的な負担で片づけるという考え方はいいかなものか、そういう御趣旨での委員の問題意識であるというふうに思います。私はそこに共感を

いたします。

先ほども御紹介いたしましたように、既に、区分所有の在り方についての議論というのは鋭意始まつております。様々な論点をそこにのせて今動いているところで、それを期待を持って見守っているところでです。

○鈴木(義)委員 一生懸命やはり自分で旗立てて行くぞというふうにはやらなければ、これは問題解決にならないと思いますよ。いろいろな部署が入つてくれば入つてくるほど利害関係が出てきますから、そこところは是非、取りまとめたら、報告書でもいただければありがたいなというふう

に思っています。

それで、もう一つ、もう時間がないので、お尋ねしたいんですけれども、契約というのに関してもう一回おさらいをしたいんです。

民法五百二十二条には、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示に対して相手方が承諾したときに成立すると。当たり前の話ですね。契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方法を具備することは要しない、こういうことになつています。

これが民法のたてつけなんですけれども、これじゃ力パ一し切れないからということで、下請法ができたり、宅地建物、宅建法ができたり、消費者の関係の消費者契約法とか、独禁法の下請法などができるとは思いますが、日本の社会が契約社会になり得ているのかどうかということなんです。

例えば、これも経産で使わせてもらう資料なんですけれども、働き方改革をして、それによつてコストが上がつた部分を、元請さんがそれを承諾してくれているのかというアンケートを取るわけ

です。元請さんでいう、仕事を出す方からすると、結構な割合で、やっていますと答えるんですけど、結構な割合で、下請さんの方でアンケートを取ると、そのギャップがこんなにある。

罰則も何もないんです。でも、世の中、契約社会だと言われている。だから、そこところをもう一回、法務省が、先ほどの続きじゃないんですけれども、契約というものを、準ずるんだつたら、最初の前提をきちつと捉えなくちゃいけない。もし時代背景が変わつてくるとかニーズが変わつてくれば、その本のところ、前提を変えなくちゃいけないという考え方なんです。どうですか、大臣、御答弁いただけますかね。

○古川国務大臣 委員御指摘のとおり、契約上のトラブルといったものを未然に防止するためには、契約の締結に際して、当事者双方がその内容や効果を正しく理解することが極めて重要であります。

その観点から、契約自由の原則、私的自治の原則など、私法の基本的な考え方の理解を深めることを含め、法教育を広く国民に浸透させていく必要がある、これが重要なポイントだというふうに考えております。

○鈴木(義)委員 私は、契約社会だということを認識されているかどうかのお尋ねだったんですけれども。

確かに、契約は口頭で成り立つ。そこで、口頭だからトラブルが生まれるわけですよ、言つたの言わないのと。契約内容が当事者同士で明らかにならないで、言つたの言わないので争いが起きたり、契約内容がきちつと履行されていないことで争いが起きている。裁判所に裁判を持ち込んでジャッジをしてもらうということにつながるんですけれども。

今年の四月から成年年齢も十八に引き下げられたり、先ほど申し上げたように、社会背景がどんどんどんどん変わつてくるんです。学校教育で、契約に関しては教育でちゃんとやればいいんだというふうにおっしゃつていらっしゃるんですけれども、もう十八から成人になつちゃう。自由に契約ができる。

また、契約について、口頭で、いいです、いいじゃないという話になつたときに、誰も助けてくれないような社会じゃなくて、第一原則を口頭契約じゃなくて書面による契約、そして記録を残す

という社会にしていけないと、同じトラブルが同じように繰り返されるんじゃないかというふうに思うんですけども、もう時間が来ていますので、大臣の御答弁をいただいて、終わりにしたいと思います。

○古川国務大臣 成年年齢引下げということがあったということもありまして、やはり若年者が契約上のトラブルに巻き込まれるのを未然に防止するためにも、そのような視点からの取組というのは非常に重要だ、その重要性はいよいよ増しているというふうに認識しております。

そこで、法務省ではこれまで、法教育教材の作成、配付、教員向け法教育セミナーの開催、法律専門家による出前授業の実施など、特に学校現場において、より充実した法教育が実施されるよう取組を進めてきたところであります。

また、令和二年度からは、契約や私法の基本的な考え方などについて分かりやすくまとめた高校生向け法教育リーフレットを作成しまして、全国の高校二年生を対象に配付をいたしております。

なお、この法教育のリーフレットは、法務省ホームページで公開をしております。公開以来、大学や関係機関等からも問合せが寄せられるなど、広く一般にも利用されているところでございます。

法務省としては、こうして、引き続き、関係機関等と連携しながら、法教育の一層の推進を図り、国民が私法の基本的な考え方についても理解を深められるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

○鈴木委員 中学卒業したり高校中退した人は、公教育は受けられない、そこで終わっちゃうというのを認識して、終わりにしたいと思っています。

○鈴木委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時開議

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鈴木庸介君。

○鈴木(庸)委員 立憲民主党・無所属の鈴木庸介です。今日もよろしくお願ひ申し上げます。ウクライナでは、三月中はかなり外出禁止令が多発されたという聞いております。時にはこれは三十五時間にわたって、この外出禁止令、空爆への備えという意味もあるんですけども、禁止された大きな理由の一つとしては、ロシアの工作員が施設の状態を確認した情報を本国に送っていたため、こうした人々をあぶり出すためだったというところであります。

スパイが町じゅうで建物などを調べて、蛍光塗料の印をつけていたと現地の人には語っているわけですが、当然、戦争を始める前には、相手の施設を調べて、どういった工作ができるのかということを確認するのじゃないかと思います。

こういった中で、我が国においても、先月には、津軽海峡にロシア軍の軍艦が十隻航行したり、宗谷岬沖にもロシア軍の潜水艦や駆逐艦の航行が確認されたほか、数日前には対馬海峡の方にも、日本海に抜けていったというような、そういった報道がございます。ロシアだけではなくて、中国の無人機も東シナ海の日本の防空識別圏内を飛行したとも言われております。

世界情勢がこれまでとは全く違った理屈で今動き始めている中で、今日は、まず、国内での外国によるスパイ行為について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、日本では、外国人によるスパイ活動やテロの脅威に対してどのように取り組んでいらっしゃるのか、概要を教えてください。

○横尾政府参考人 まず、公安調査庁といたしましては、必要な日本国内におけるスパイ活動に関する調査というものを実施させていただいているところでございます。

○鈴木(庸)委員 まあ、やっているのはもちろん分かるんですけども、もう少し具体的にお願ひできますでしょうか。例えば情報コミュニティとか、いろいろそういった存在があるかと思うんですけども。

○河野政府参考人 現在の情報コミュニティは、内閣直属の情報機関として内閣情報調査室が設置され、また、情報コミュニティ各官庁が内閣の下に相互に緊密な連携を保ちつつ情報収集、分析活動に当たっております。

具体的には、内閣官房長官が議長である内閣情報会議や、その下に置かれる合同情報会議を通じて、総合的な評価、分析を行う体制が整備されており、情報コミュニティとして機能している」と認識しております。

我が国を取り巻く国際環境が一層厳しさを増す中で、情報の収集や分析等は極めて重要であると認識しており、政府としては、今後とも情報機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

○鈴木(庸)委員 内閣情報調査室だと国際部門、公安調査庁だと調査二部で、警察庁だと全国の警備部と警視庁公安部というところだと思っておりますけれども、それぞれの組織は、具体的にどのような活動、具体的にいつてもどこまで具体的かという話もあるんですけども、すみ分けはどうなっているのか、お話しできる範囲で伺えますでしょうか。

○河野政府参考人 我が国の情報コミュニティの各省庁は、内閣の下に相互に密接な連携を保ちつつ、それぞれの所掌に応じ、情報の収集、分析活動、情報分析活動に当たっているものと認識しております。

内閣情報調査室におきましては、内閣法の規定に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務をつかさどっております。官邸の情報関心に基づき、幅広い観点から、国内外の政治経済情勢等について情報収集活動を行っております。

○鈴木(庸)委員 僕はここに問題意識を一つ感じておりまして、これはそれぞれの省庁が独自に捜査、調査していらつしやると思うんですけども、やはり警察庁さんが圧倒的に情報量は持っていると思うんですけども、ここである程度情報の共有みたいなものができているのかというところが問題意識としてございます。

というのは、私、以前、ニューヨークにいたことがあるんですけども、現地は、外務省からは領事の方が出てきていて、経産省からはジェトロに人が出てきている。両方とも、本当に優秀なエース級の方々がいらしていらっしゃるんですけども、結局、全然コミュニケーションを取っていない。これはニューヨークだけなのかなと思つたら、世界中でジェトロと外務省は余り情報を取っていないよみたいな話も聞かえてきていて、これが、日本の情報コミュニティの中でもそういったことが起きてしまっているのではないのかなというようにな危惧がありますので、是非、出せる情報は出して、緊密に連絡を取りながら対策に当たっていただきたいということをお願いを申し上げたいと思ひます。

その中で、ここは法務委員会なので、公安調査庁についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

現在、外国からの脅威に対する体制等、どのぐらいの予算でやっておりますのか教えていただければと思ひます。

○横尾政府参考人 公安調査庁といたしましては、外国からの脅威等を含む調査活動費、全般の調査活動費といたしましては約二十億円ほどの予算をいただきてまして、それで、調査一部、調査二部の方でそれぞれ適切な調査活動を行うということで執行させていただいております。

○鈴木(庸)委員 二十億ということなんですけれども、実際にそのぐらいの予算規模だと、人件費を払ったら、尾行対象に対する監視捜査以外で足りないんじゃないかなというような感覚をちよつと

持っておりまして、公安調査庁さんも破防法の範囲から出ることはできないということはもちろん承知しているんですけど、例えばCIAとかMIGがやっているような大がかりな捜査をすることも含めて、今はこういう時期なので、外国からの脅威に対しては十分な予算措置も含めて法務省には検討していただきたいと改めて思うところでございます。

それと並行して、八人のロシア人の外交官が国外退去処分になった件についても何わせてください。

二十日に国外追放となったロシアの大使館の外交官とロシア通商代表部の職員、合わせて八人ということなんですけれども、去年六月も神奈川県警が七十歳の男を電子計算機使用詐欺の疑いで逮捕して、そのときもロシア通商代表部の名前が出ています。おとしも某通信会社の元社員が機密情報を持ち出したそのときにもロシア通商代表部の名前が出ています。何か毎年のように出ている印象があるんですけども、政府として、このロシア通商代表部というのはどういった組織だと認識していらつしやいますでしょうか。

○横尾政府参考人 ロシアの通商代表部につきまして、我々の方からどうこう言うような立場ではございませんので、その点の答弁については差し控えていただきます。

○鈴木(庸)委員 いや、何を言いたいかというと、例えば、よく言われるのは、展示会に来て名刺を渡されて、そこから関係が深まっていくというようなことが実際のケースとしてもありますよ。警察の書類にも結構このロシア通商代表部の名前が出てくると思うんですけども、私も浪人時代、大臣は焼き鳥屋さんをやっていたと存じ上げておりますけれども、私、シヨットバーをやっていました、バーテンもやっていたんですが、自分で一生懸命やっていると、例えばこのロシア通商代表部みたいな名刺を持った方がばつといらつしやったら、舞い上がっちゃうわけですよ、中小企業は、自分で一生懸命つくった

技術があつて、展示会に行っている、そこに、いや、あなたの技術はすばらしいと、全く知識のないところにそういう人たちが来たときに、国として、ある程度その方針が、今、何とも言えないということだったんですけれども、一般企業の皆さんに対する啓蒙につながればいいなと思つてちよつとこの質問をやらせていただいているんですけれども、そうすると、この組織についての、日本政府は見解を持っていないという理解でよろしいんでしょうか。

○横尾政府参考人 繰り返になりますけれども、ロシアの通商代表部について、政府として私が答弁する立場ではないということでございます。

○鈴木(庸)委員 別に、公安調査庁さんじゃなくて、警察庁さんでもどちらでもいいんですけども、政府として見解があればお伺いしたいということでも通告はさせていただいていたんですが、

○河野政府参考人 ロシア通商代表部に関する政府の見解について、内閣情報調査室はお答えする立場にはないということでございます。

○鈴木(庸)委員 分かりました。いろいろなところで名前が出ている団体ですので、一般的にはそういうことなのかというところもあるんですけれども、

ロシアだけではなくて、中国の諜報活動についても留意しなくてはならないと思います。国内約二百の企業や研究機関へのサイバー攻撃に關与した疑いが強まったとして、警視庁の公安部が去年、中国共産党員でシステムエンジニアの三十代の男を書類送検したということなんですけれども、先ほど伺つたら、これも不起訴処分になつていてということでは伺いました。

何を申し上げたいかということ、この件はいわゆるサイバー攻撃なんですけれども、私電磁的記録不正作出、同供用の疑いということなんです、これだと五年以下の懲役か五十万円以下の罰金なんです。ほかの国では死刑まである重大犯罪であるスパイ活動というものを、今の法律とか、不

正競争防止法とか、窃盗罪とか、建造物侵入とか、こういった刑の軽い特別法とか一般刑法で取り締まられているという今の現状が、私の問題意識としては、これがスパイに協力する人たちのインセンティブになつてしまわないかということが大変不安に思つております。

サイバー攻撃だけでなく、産業情報など、日本が守るものは、本当に大変多岐に及んでおりますので、是非、厳罰化も含めた、捜査しやすい法整備についての検討もお願いできればと考えております。

また、先ほど情報コミュニケーションについての御説明はいただいたんですけども、現場の、例えば公調の調査員の方とかともいろいろお話を伺っていると、やはり国からの脅威については、対外情報見たいなものをつくつて、その道のプロである、対人捜査とか電波傍受とかサイバーテロとか、こういった皆さんを、出向ではなくてちゃんと移籍で移して、専門的になつてもらう。それに専門に予算をつけていけば、その省庁はもうやるしかないということになると思うので、是非、そういったことについても検討をいただければと思います。

このパートの最後に、ちよつと公安調査庁に一点だけ伺いたいんですが、例の、現在マリウポリで戦っているアゾフ大隊についての報道がございました。国際テロリズム要覧のネット版記事に載せていた、ネオナチ組織がアゾフ大隊を結成したという部分を削除したものですけれども、ロシアの外務省がこれに口を出してきたと。

この問題について、経緯を御説明いただけますでしょうか。

○横尾政府参考人 まず、公安調査庁がネオナチ組織の認定とか指定という業務というのは行つておりません。公安調査庁がアゾフ大隊をネオナチ組織と認定した事実というものはございません。当庁が作成しております国際テロリズム要覧でございまして、これは、最近の国際テロ情報勢やテロの脅威などにつきまして、内外の研究機

関などが公表する報告書等を収集した公開情報を取りまとめたものでございまして、公安調査庁の独自の評価を加えたものではございません。アゾフ大隊につきましては、研究機関が公表したレポートなどを踏まえて、国際テロリズム要覧二〇二二において言及したものでございます。

近時、一部におきまして、公安調査庁がアゾフ連隊をネオナチ組織と認めている旨の事実と異なる情報が拡散されている状況というのが見受けられましたので、このような事実と異なる情報が拡散されることを防ぐため、公安調査庁ホームページ上の国際テロリズム要覧二〇二二から当該記載を削除することとしたものでございます。

○鈴木(庸)委員 そうなると、公安調査庁さんの出している書類とか冊子とか、こういうものに対しては、その情報の出どころに対して責任を持たないということになつてしまふかと思うんですが、いかがでしょうか。

○横尾政府参考人 情報の出どころ等につきましても、この国際テロリズム要覧で書きという形で出典は明らかにしておりますし、そもそも国際テロリズム要覧というものが、こういう、研究機関等の公開情報を取りまとめたものであるということも前提に作られているものでございまして、その出典等について責任を負わない云々という話は当てはまらないのではないかと、うふうに考えております。

○鈴木(庸)委員 なるほど。いろいろな御意見もあると思うんですけども、やはり国の機関として出しているものだから、一般の方はそれ信じて、自分の行動に対する決定の材料に思つて、自分です。ですから、いろいろな御意見、お考えはあると思うんですけども、やはり国の機関として、本当はできるだけ正確な情報を集めていただけたらすよ、重ねて強くお願いをしたいとお願いを申し上げます。

次に、ウクライナからの避難民についてお伺いをさせていただきます。今、ウクライナ避難民に対する支援とかサポー

トの体制、これを改めて概要を御説明いただいでよろしいでしょうか。

○西山政府参考人 政府では、官房長官を長とするウクライナ避難民対策連絡調整会議、これを司令塔といたしまして、政府一体となってウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援等を行っていただくこととしております。

入管庁におきましては、これまでに、避難民の方々の在留資格についての柔軟な対応、自治体や企業、NPO、NGO等からの支援申出を一元的に把握するための窓口の開設、あるいは自治体が運営する相談窓口におけるウクライナ語通訳に係る支援などの取組を実施してきたところでございます。

また、身寄りのない避難民の方々に對しましては、既に、一時滞在場所の提供、生活費や医療費の支給を始めており、今後、カウンセリング、日本語教育、就労支援等、受入れ後の各場面に応じた具体的な支援策を実施していくこととしております。さらに、関係省庁と連携いたしまして、自治体や企業、NPO、NGO等による支援とのマッチング等も進めていくこととしています。

今後とも取組を進め、政府全体として、避難民の方々にしっかりと寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木(庸)委員 ありがとうございます。

今日、一番最新の情報でお話しできればなと思ったので、現地の人たちと、ちょっと朝、電話してきたんですけども、ヨーロッパではちょっと潮目が変わり始めているんですね。

というのは、例えば、最初に脱出した皆さんというのは、情勢が少し安定してきたので、今キエフに戻ろうとしている人も多いと。昨日とおとこのキエフ行きのリビウからの列車というのは立ち乗りの人も出始めているということでした。また、その彼らと入れ替わるように、激戦区になりつつある東部から来た人たちがヨーロッパ諸国に逃げ延びていると。

問題としては、例えば、ポーランド国内とかド

イツとかで、家と仕事も用意した、でも、すぐにいなくなってしまう仕事に穴が空いたとか、自宅を提供したのに、ある日、何も言わずにいなくなってしまうとかということ、これまでかわいそう、かわいそうでヨーロッパも受け入れてきたんですけれども、紛争が長期化する中で、ウクライナ避難民の在り方についてはちょっとヨーロッパもこれまでとは違った見方をしてくているんだらうと、潮目が変わりつつあるのを感じているところでございます。

日本も、法務大臣の御英断で多くのウクライナの避難民が入ってきておりますけれども、現在のところ、そのようなトラブル、今のところ日本では聞いていないんですけれども、ヨーロッパの潮目が変わっても日本はぶれないという姿勢を示していたいただきたいと重ねてお願いを申し上げます。

日本に実際いらつしたウクライナ避難民の皆さんに聞くと、こんな冊子が入管庁から送られてきていると。これは結構、なかなか分かりやすいことになっているんですけれども、例えばハローワークが仕事を手伝うとか、学生はこうして学校に入ってくださいとか、そういうのがあるんですね。大変よくできた資料だと思います。

我々、常々入管庁の在り方については厳しい意見をお伝えしておりますし、今日もこの後、山田代議士ががつりやるかと思うんですが、このウクライナ支援については、入管庁さんの限られたリソースの中でも一生懸命サポートしているという覚悟が感じられますので、そこは大変評価をさせていただきたいと思っております。

また、実際にお金が入らない、電車が払えないといった声とか、給付金の最初の支払いについても迅速にお願いしたいみたいな声とか、あとは、テレグラムとかフェイスブックに、日本に来た人たちがこれから日本に来ることを考えている人たちが情報交換するホームページとか、いっぱいあるんですね、こういったところに、日本は地震があるから大変だとか、ウクライナ語し

べれないんだけれども仕事が見つかるのかとか、そういった声が多く寄せられていますので、是非、そういったところに入管庁のアカウンタから書き込むことも含めて、攻めの広報をお願いしたいな、そうすればもっと安心して皆さんお越しいただけるのかなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、ロヒンギャとかシリアとかアフガニスタン難民とこのウクライナ難民の取扱いがここまで違う理由は何なんだろうかと。

○西山政府参考人 ウクライナ避難民に対する現在の我が国の対応につきましては、まさにウクライナが頻する危機的状況を踏まえた緊急措置として、避難される方々にまずもって安心できる避難生活の場を提供すべく、政府全体として取り組んでいるものでございます。

そのため、現在のウクライナの方々への対応とそれ以外の方々への対応とを一概に比較して論じることが困難ではございますけれども、本国における情勢不安を理由として、就労可能な特定活動の在留資格の変更を認めた対応につきましては、これまでも、本国情勢を理由に我が国での在留を希望するアフガニスタンやミャンマーの方々などにも認めてきたところでございます。

したがって、ウクライナ避難民と同様に、アフガニスタン等から避難してきた方々につきましても、特定活動の在留資格への変更をすること、例えば国民健康保険等の各種住民サービスを受けることが可能となつてございます。

今後とも、困難に直面する方々に寄り添った支援を速やかに実施できるよう、政府全体としてしっかりと対応していきたいと考えております。

○鈴木(庸)委員 ありがとうございます。

今、大変重要な答弁だと思っておりますけれども、例えば、今ウクライナの皆さんがヨーロッパの現地の日本大使館にビザを申請すると、ほぼ一日で出てくるという話なんですね。

御案内のように、三月二十二日には、アメリカのプリンケン国務長官が、ミャンマー国軍が国内

の少数民族ロヒンギャに対してジェノサイドを行ったとアメリカ政府として正式に認定したと発表しています。また、最初の一月だけで六千人以上殺害されて、逃れたロヒンギャの難民の皆さん、数十万人に上るといふデータもあるんですけれども、今の言い方だと、例えば、こういった方々に関しても、日本までの飛行機代を出すか出さないかは別として、申請すれば特定活動について十分道が開けているといううな、そういった理解でよろしいんでしょうか。

○西山政府参考人 先ほども申し上げたとおり、本国の情勢に鑑みまして日本に庇護を求めるという方々に対しては、ウクライナの方々もそうであれば、ほかの、本国の情勢で帰国が困難な方につきましても同様に特定活動を認めていくという対応を取っております。

○鈴木(庸)委員 ありがとうございます。

例えば、ワールド・ビジョンさんの推計ですね、シリアだと、十五歳未満の子供が武装勢力に徴用されたうちの二五%を占めて、八二%が直接戦闘に動員されたとかあるんですけれども、例えば、具体的なお話をさせていたくださるならば、シリアやミャンマーとかから今いろいろいる方々、日本でも難民申請している方もいるかと思うんですが、そういう方も、難民としてではなくて、特定活動に切り替えてくださるということだ、もちろん、本国情勢に鑑みてということとは分かるんですけども、これは比較的簡単、簡単というのか、ウクライナ避難民並みに特定活動にすることができるといふことでよろしいんでしょうか。

○西山政府参考人 委員が今お話しになったように御理解いただいて構わないと考えております。

○鈴木(庸)委員 ありがとうございます。

まさかこんな答弁がいただけると思っていなかった、大変、日本の移民政策というのは変わりつつあるんだなということ、古川大臣の下で改めて感じたところでございます。

今まではダブルスタンダードとかトリプルスタ

ンダードがあつたために、せっかく人権国家として尊敬される日本がチャンスをやぶくしてしまつていたのかなというふうに思つております。

ただ、こうした対応を通じて、開かれた国になりつつあるんだということをアピールしていけば、潮目が変わつて、態度も変わりつつあるヨーロッパの国々と違つて、やはり日本はいい国なんだと思つていただけるようになるかと思ひますので、引き続きの御努力をお願いしたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、山田勝彦君。

○山田(勝)委員 立憲民主党、山田勝彦でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、最後の被爆地である長崎の声を、二十日の厚生労働委員会で届けさせていただきました。黒い雨訴訟について、後藤厚生労働大臣にこのように尋ねました。

政府は、内部被曝による健康被害を認めた広島高裁の判決をなぜ真摯に受け入れないのでしょうか。判決では、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があつたことから、雨に直接打たれた者は無論、たとえ打たれていなくても、空气中に滞留する放射性微粒子を吸収したり、水を飲んだり、野菜を摂取したりすることで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があつたことから、被爆者に該当するとされました。つまり、雨に打たれたかどうかではないと広島高裁では明確に述べられております。この判決を受け入れた政府が、なぜ執拗に雨にこだわるのでしょいか。長崎においても、雨に打たれた方はもちろん、たとえ打たれていなくても内部被曝の可能性があつたことから、広島同様に被爆者として認めるべきではないでしょうか。

そのように後藤大臣に尋ねたところ、後藤大臣はこのようにお答えされました。

今回の判決には、原子爆弾の健康影響に関する過去の裁判例と整合しない点があるなど、重大な法律上の問題点がある。とりわけ、黒い雨や飲食

物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点は、これまでの被爆者援護制度の考え方と相入れず、容認できるものではない。

政府は、あくまで広島高裁の判決を全面的には受け入れていない。内部被曝も含め広く認めるべきとした点について容認できない等の理由から、黒い雨に打たれたかどうかで、個別審査による被爆者認定にこだわりのつています。

本来、司法の判決に不服であるならば上告すべきであり、上告を当時の政府は断念し、その判決を受け入れたならば、判決内容に対し、正確に運用していくべきではないでしょうか。広島高裁で判決が確定した黒い雨訴訟について、政府は、判決内容を恣意的に解釈して運用している。これに対して、争訟の統一で適正な処理を任務とする法務省の見解について、古川大臣にお尋ねします。

政府の現状の、黒い雨訴訟、恣意的運用は適切なのではないか。広島高裁の判決内容に対し、忠実な運用に改めるべきではないでしょうか。お答えください。

○古川国務大臣 被爆者援護法による被爆者の認定の運用については、厚生労働省が所管をしており、法務省としてお答えする立場にはございません。

その上で、一昨日、厚生労働大臣が御答弁されているとおり、黒い雨訴訟の判決を踏まえることとして、被爆者認定指針が定められたものと承知しております。

○山田(勝)委員 この国は、国家権力を三つに分ける三権分立によつて、国家権力の濫用を防止し、国民の権利と自由を保障する仕組みになっています。現行の被爆者救済制度の政府による恣意的運用には重大な問題があることを指摘した上で、入管についての質疑に入ります。

早速、配付させてもらいました資料を御覧ください。配付資料一です。前回の質疑でも紹介させていただきました。

これは、法務省の公文書で、「安全・安心な社会の実現のための取組について」というタイトルで、各入管に通知がなされています。前回も大臣にお尋ねしましたが、文章の内容を詳細には把握していないという前回回答でしたので、配付資料として御用意いたしました。この文章には驚くべき言葉が散見されています。

外国人との共生を大臣所信で強調された古川大臣にお尋ねします。外国人の方に対し、排除という言葉が用いられておりますが、この文章の取扱いはこのままでいいのでしょうか。

○古川国務大臣 御指摘の通知は、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていた当時の情勢下において発出されたものでありまして、多数の外国人を歓迎する安全、安心な社会を実現すべく、我が国の社会に不安を与える外国人を縮減するための取組の実施を指示する内容であると承知しております。

我が国社会に不安を与える外国人の効率的、効果的な排除との言葉遣いは不適切ではないかとの御指摘については、そのような御意見があることも真摯に受け止めたと思ひますし、今後、十分に配慮してまいりたいというふうに考えています。

もつとも、我が国において、日本人と外国人がお互いを尊重し合い、安全、安心に暮らせる共生社会を実現していくためには、外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとつて外国人を受け入れる、適切な支援等を行つていくこととともに、退去強制とされた者については速やかに送還することも、入管行政を預かる立場として重要なポイントであると考えております。

そのため、法令に違反し、法令に基づく手続の結果、退去強制が確定した者については速やかに送還するなど、ルールに違反する者に対する厳正な対応にもしっかりと取り組んでまいります。

○山田(勝)委員 ありがとうございます。今後配慮していきたいというお言葉はありまし

たが、排除という表現に対しては、撤回をしたり修正をしたりということはないということでした。

また、この公文書で記載されている、この赤線を引いた「我が国社会に」の前段の部分です。

「様々な工夫や新たな手法を取り入れる」と記載があります。外国人の方々を排除するための、ここで書かれている工夫や手法とは、具体的にどのような内容なのでしょう。お答えください。

○西山政府参考人 委員御指摘の、様々な工夫や新たな手法を取り入れるとは、我が国の社会に不安を与える外国人の縮減を図るため、調査、処遇、送還の各場面、個々の案件に応じ、十分な工夫などを行うことを指示する趣旨というふうに承知をいたしております。

具体的には、偽装滞在者対策を推進するため、情報の収集、分析に基づき効果的な偽装滞在者の発見、摘発等を行う、IOM、国際移住機関駐日事務所との協力による自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施し自主的な帰国を促す、送還妨害行為に対処するためチャーター機を利用した送還を実施するなどといった手法を利用することにより、より効果的に不法滞在者等を縮減することが可能になると承知しており、御指摘の記載もそのような取組を指示する趣旨というふうに考えております。

○山田(勝)委員 これから大臣と、入管行政の様々な課題や問題点について議論をさせていただきま。過去も様々指摘されてまいりましたが、いかに現場の皆さんが入管行政において傷つけれられているのか、非人道的な行いが繰り返されているのか、一つ一つ、大臣との議論を通じて明らかにしていきたいと思ひます。ここで入国管理局長が述べられている、外国人を排除するための工夫や手法そのものではないかと思ひます。

これもまた、前回の委員会質疑の続きになります。資料二を御覧ください。

大村入管で私も直接面会したネパール男性についてです。さんさんこの場でも、一日でも早く

手術を求めてまいりました。三年余りの長期収容、足が壊死状態でありながら、入管内で二年半以上放置され続け、今なお寝たきりの状態になられています。御本人から直接、一日でも早く手術をしてほしい、自分の足で歩けるようになりたい、そのような悲痛な訴えをお聞きし、すぐに大村入管の所長へ手術を行うよう強く要請しましたが、いまだ手術を行う方針すら示されていません。到底理解ができません。これもまた、日本から排除するための工夫や手法なのでしょう。

大村入管と明確な雇用契約にある入管センターの医師が、センター外の病院の医師宛てに出した紹介状にこう書かれています。「本センターは一時的収容所で原則的には根治治療は行わないことにしていますが保存的加療が可能かどうかを含め、加療方針につきご意見をお願い出来ればと存じます」。何回見ても衝撃です。ここで明確に示されている根治治療を行わないことが、外国人の方を排除するための工夫や手法なのでしょう。

古川大臣、念のために確認させていただきます。入管センターは根治治療を行わないということでしょうか。

○古川国務大臣 これまでも何度となく御答弁を申し上げましたが、入管関係法令には被収容者に対して根治治療を行わないとの規定は存在しておりません。

○山田(勝)委員 であれば、大臣がこのようにいつも発言していただくんですけれども、入管センターと雇用契約にある医師であることが前回の委員会でもつきりました。この入管の医師が、本センターは根治治療を行わないんだ、つまり、このネパール人男性には手術はしないという趣旨のことを紹介状の中で記載されている。これがどうしても矛盾があるということ前回指摘させてもらったんですが、どちらが、大臣の方針が正しいのであれば、この医師が誤った方針を示したということでしょう。

○古川国務大臣 何度も申し上げますように、入管関係法令には被収容者に対して根治治療を行

ないとの規定は存在しておりません。

そして、御指摘の紹介状、今資料として配付させていただいております紹介状の記載については、これは医師という専門家間のやり取りでありますし、また、入管当局の医療的対応について国家賠償請求訴訟が提起されている、訴訟係属中の事案に関する事柄でございますから、お答えは差し控えさせていただきます。

○山田(勝)委員 いつもそうやって、都合が悪くなると訴訟中ということに盾に逃げられるということなんですが、これは国会での議論の場です。訴訟云々じゃなくて、大切な、処遇に関わる、そして命に関わる、だからこそ現場の皆さんも、一日でも早く手術をしてほしいと支援者の皆さんも必死で動いていらっしゃるし、この紹介状も御本人から提供してもらっているんですよ。訴訟中とか関係なくて、御本人はこのことを多くの国民の皆さんに知ってほしいという願いなんです。大臣、是非とも誠実に答弁いただきたいと思います。

根治治療を行わないとおっしゃるのであれば、手術を是非とも行っていたきたいということ強くここで申し上げて、次のテーマに移ります。今現在、この方はなぜか、手術を私たちが求めているにもかかわらず、介護施設にいらつしやいます。そして、ネパール人男性について近況を支援者の方々からお聞きしました。いまだベッドに寝たきりの状態のまま、寝返りすら打てないほどの激痛に苦しめられています。歩くためのリハビリは行えておらず、足のマッサージが数回行われた程度だそうです。そして、四月十八日、電話で担当弁護士へ、手術を受けたいと強い意思を伝えられています。

このようにして、一貫して二年以上も手術を希望されているにもかかわらず、なぜ手術がこの方は受けられないのでしょうか。大臣、お答えください。

○古川国務大臣 一般論として申し上げます、体調不良を訴える被収容者に対しては、訴える体調

不良の内容や症状等に応じ、必要な診察、治療を適時適切に受けさせているものと承知していただきます。

以上です。

○山田(勝)委員 驚きました。適切な医療は受けさせているということでした。

その適切な医療を行っている医師とは、まさに、この紹介状で根治治療を行わないと宣言をされている入管センターの医師そのものではないですか。さらに、その医師による紹介状によって、当センターは根治治療を行わないものとする、そういった紹介状によって付度が働いた可能性のあるセンター外の医師の判断ではないのでしょうか。適切な医療とは到底言えません。

そもそも、患者さんにはセカンドオピニオンという権利があるはず。民間、公的部門を問わず、担当の医師、病院を自由に選択し、また変更する権利を有します。入管に収容された外国人の方々にも、このようなセカンドオピニオンの権利、当然あると思いますが、いかがでしょうか。

○古川国務大臣 改めてお答えいたしますが、体調不良を訴える被収容者に対しては、訴える体調不良の内容や症状等に応じ、必要な診察、治療を適時適切に受けさせております。

そして、今お尋ねの件につきましては、訴訟係属中の事案に関する事柄でもありますから、詳細について言及することは差し控えていただきますけれども、しかし、御指摘の被収容者については、複数の医師の診察を適時に受けさせた上、その診察結果に従った医療的対応を行っているものでございます。

○山田(勝)委員 セカンドオピニオンに関しては、訴訟中とか関係なく、では、一般論で構いません。入管センターに収容された外国人の方々が体調不良を訴えました。医師の治療方針に不満があります。そのような場合、入管に収容されている外国人の方々においても、セカンドオピニオンの権利、この方じやありません、一般的で構いません、あるのでしょうか。お答えください。

○古川国務大臣 一般論として申し上げます。体調不良を訴える被収容者に対しては、訴える体調不良の内容や症状等に応じ、必要な診察、治療を適時適切に受けさせているものと承知しております。

○山田(勝)委員 答えになっていないんですけれども。

大臣、お願いします。適切な医療を受けさせているということは分かっているんですけども、それに不満がある場合に、患者の権利としてセカンドオピニオンというものがあります、それが収容された外国人の方々にも当然あるということでしょうか。よろしうですかと何度も聞いております。お願いします。

○古川国務大臣 繰り返しになりますけれども、体調不良を訴える被収容者に対しては、訴える体調不良の内容や症状等に応じ、必要な診察、治療を適時適切に受けさせているものと承知しております。

○山田(勝)委員 一向に答えられていないんですが、答えはないということ、ないということと理解します。

このように、当たり前の権利すら収容された方々は持ち合わせていない。ますます、異様な、異常な体質であるということが明らかになりました。

手術を望む本人の訴えを無視し続ける、これもまた、排除のための、強制送還のための工夫や手法なのでしょう。支援者の皆さんは、入管センターとは違い、現場でとても汗をかき、連日、ミーティングを繰り返して、何とかこの方を手術させるためにどうすればいいのかと必死で動いていらつしやいます。もう時間がない、とにかく早く手術しないと筋力が低下していく、これ以上、半年から一年たつと手術もできなくなってしまう、一日でも早く手術を、そのように訴え、大腿骨頭壊死症の手術を行ってくれる医師を、入管に任せていても一向に手術が行われないので、皆さんは自ら、手術を行ってくれる医師を懸命に探されて

います。

どうしても入管センターは手術を行わないのであれば、せめてもの提案です。このように緊急に医療が必要な方に対し、在留特別許可を出されてはいかがでしょうか。大臣、お答えください。

○西山政府参考人 個別の被收容者に対する在留特別許可に関する事柄についてはお答えを差し控えますが、一般論として申し上げれば、在留特別許可の可否判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理由や人道的な配慮の必要性等、諸般の事情を総合的に勘案して適切に判断をいたしております。

○山田勝委員 ありがとうございます。人道的な配慮を行い、個々に判断するという答弁でありました。

ここで、このネパール人男性御本人の手紙を紹介させていただきます。少々長くなりますが、生の声を、どうか、古川大臣、お聞きください。

私は、今まだどうにか生きています。私は、日本の法務大臣の古川積久さんに人道的な配慮を強く求め、今日この場所から特別に在留許可を認めてもらう再審請願を提出します。私は、仮放免はしません。出ても歩けないので申請しません。歩けるように手術をしてください。どうかお願いします。二〇二二年四月十五日。

そして、次が、請願の趣旨です。

私は、二〇二一年六月二十二日から七月十三日まで、大村入国管理センターの三階の部屋で、そのときは一人部屋でしたが、一日二十四時間ずっと鍵をかけられ、一歩も外に出ることはできませんでした。七月十三日に面会に来てくれた牧師の柚之原さんにそのことを話したら、保護室でもない普通の部屋で二十二日間もそのようなことを入管がしたことは大変な問題である、身体拘束三原則、切迫性、非代替性、一時性に明らかに違反している、事実を確認すると怒っていました。柚之原さんは、面会の後すぐに総務課に行き、そのことを伝えたところ、処遇の対応に不適切な行為があったことを認め、翌日七月十四日からはその身

体拘束はなくなりました。

二十二日間の間とても長い間、体を拘束する目的は一体何でしょうか。誰の許可でそのようなことをしたのでしょうか。入管の医師ですか。処遇の指示でしょうか。私が二十二日間自由が奪われていた、そのような怖さや不安が分かりますか。足が腐ってほとんど動けないのに、それで更に二十四時間も鍵をかけ、出られなくなることは物すごい精神的な苦痛でした。精神的な拷問でした。

あの頃から私の病気は一気に悪くなりました。私は、六月に入ってから尿が余り出なくなりました。おしっここの管をつながれ、とても恥ずかしい思いをしました。その姿を他の人に見せられないようにするために、私の自由を奪ったのでしょいか。

二〇一九年の春、センターの中で運動しているときに、他の人とぶつかり、足を痛めてしまいました。強い痛みでした。医者に診てもらったのは、それから一週間たってからでした。痛みは治らず、どんどん痛みが大きくなっていました。

入管の医者は、きちんと診てくれませんでした。痛み止めの薬も余り効きませんでした。どんどん歩くことが難しくなっていました。痛みときは一人で泣くこともありました。私は、入管の中の診察ではなく、外の病院で検査を受けさせてほしいとお願ひしましたが、無視されました。医者が許可しなかったのか、入管が許可しなかったのか、分かりません。ようやく外の病院に連れていってもらったら、足が壊死しているかもしれないと言われました。施設の中で松葉づえをついて移動しました。

二〇二〇年の冬から、もつと痛みは大きくなっていました。それから、車椅子を使う生活になつていきました。こんな体では、仮放免で出ても人に迷惑をかけるだけです。私は、手術を強く希望するようになりました。私は、入管に入ったときは歩くことができました。でも、けがをしてからずっと痛み止めだけで、どんどん悪くなつていきました。今は、自分でトイレに行くこともできません。

今の医師は、八十歳ぐらいの医師です。何度も、手術をしてくださいとお願ひしました。私の体はどんどん弱くなっています。このまま手術をせずほったらかしにされたら、本当に手術できない体になつてしまいます。だから、早く手術をしたいのです。

手術にはお金がたくさんかかります。一回の手術だけで終わるかどうかも分かりません。長い間、病院に入院し、リハビリもずっと続けていくかもしれません。また、後遺症が出て、一生、障害を持って生きていかななくてはなりません。仮放免では生きていけないのです。

手術をするにはたくさんのお金がかかると思います。ボランティアの人これ以上迷惑かけたくありません。だから、入国管理センターのボスにお願いするのです。法務大臣にお願いするのです。仮放免では、手術も、生きるための生活もできません。だから、私は再審請願をお願いするのです。

私は今、裁判をしています。この裁判は、お金をもらうための裁判ではありません。自分の足を取り戻すための裁判です。歩ける足を返してください。どうかこの願ひを聞いてください。お願ひします。

最後にもう一つお願ひがあります。再審請願の結果を一日も早く出していただきたいのです。何をすることもできない私にとって、一日は一月のように長いのです。このままだと本当に手術ができない体になつてしまいます。どうかお願いします。

このネパール人男性の願ひ、そして、今インターネット中継を御覧の全国各地の支援者の皆さんの願ひ、古川大臣へ届いたでしょうか。どのよう受け止められますか。ネパール人男性へのお言葉を願ひいたします。

○古川国務大臣 訴訟係属中の事案でもあり、個別事案についてはお答えを差し控えます。

○山田勝委員 全く届いていないようで、残念で仕方ありませんが。

続いて、仮放免の本質的な問題について質疑を進めたいと思います。

一時的に収容が解かれる仮放免中には、なぜこのネパール人男性が、仮放免を拒む、仮放免ではないのかという点、仮放免には重要な問題があります。仮放免中に仕事ができない、医療が受けられない、そういう深刻な生活環境に置かれます。

この仮放免者の生活実態調査を、特定非営利活動法人北関東医療相談会が二〇二二年三月に行っています。仮放免の皆さんにアンケートを取っています。生活が苦しいとお答えになった方が八九％。食事が、苦しい、満足に取れない、六五％。医療費の負担が苦しい、八七％。経済的問題により医療機関を受診できない、八四％です。大変厳しい実態です。

まずは、命に関わる医療についてです。仮放免中に医療が必要になった場合、外国人の方々は国民健康保険制度を使えるのでしょうか。

〔委員長退席、井出委員長代理着席〕

○榎本政府参考人 お答え申し上げます。

今お尋ねの国民健康保険の適用についてでございますが、これにつきましては、日本国内に住所を有する方に適用するというところとしてございまして、外国人の方につきましては、適正な在留資格を有して住所を有しておられる場合には、原則として適用対象となっておりますのでござい

ます。この要件は、国民健康保険が被保険者全体の相互扶助によって成り立っておりまして、公費や保険料により支えらるる仕組みであるということから、その市町村の区域内で安定した生活を継続的に営む蓋然性が高いということを確認するために求めているものでございます。

こういった点を踏まえまして、お尋ねの仮放免中の外国人の方につきましては、適正な在留資格を有しておらず、また住民票もないということになりますので、国民健康保険制度の適用対象とすることは困難という状況でございます。

○山田(勝)委員 ならば、特定活動、医療はどうでしょうか。

一九九一年から港町診療所で多数の外国人を診察されてこられた沢田貴志先生からお話を伺いました。大変この問題に強い関心と、大きな改善を必要とされる、そういった問題提起をされている先生でございます。

この間、進行がんで帰国が困難な仮放免者に特定活動、医療が出された例が複数あります。この特定活動、医療の指示書には、日本の医療機関にて医療を受けることを必要とする特別な事情を有すると記載されております。このように、日本において医療が必要になった外国人の方に対し、この特定活動、医療が出されれば、国民健康保険の対象になります。

仮放免中に医療が必要になった外国人の方々に、この特定活動、医療、適用できるのでしようか。

○榎本政府参考人 お答え申し上げます。

大変恐縮でございますが、個別の事例について、その是非についてお答え申し上げるのはなかなかちょっと困難という状況でございます。

○山田(勝)委員 個別について困難と言われていますが、実際に適用されている例もあることから、積極的に、まさに命に関わることです。この私たちの国で、医療に、必要に迫られている、そういった外国人の方々に、このような制度を積極的に活用いただき、命を守る入管行政であっていただきたい。強く訴えさせていただきます。

次に、法務省は、コロナ禍で、収容者を仮放免することを推奨し、現在、多くの外国人の方々が仮放免中です。大村市で、現在仮放免中のネパール人男性で友人のBさんから、話を伺いました。みんなが外に出たら、みんながみんな、ボランティアで支援を受けられるわけではない。働けないのどうやって御飯を食べるのか。

そもそも、なぜ、仮放免中の方々は就労が認められていないのでしょうか。お答えください。

○西山政府参考人 一般論として、法令に違反

し、法令に基づく手続の結果、退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であり、仮放免中の生計は、本人の資産や身元保証人や家族の支援等によって賄われることを想定いたしております。

もつとも、生活や健康上の問題を抱える方々に対する人道上の支援の必要性はもとより承知をいたしており、入管庁では、仮放免中の外国人から連絡、相談があれば、個別に適切に対応しているところでございます。

また、入管庁では、仮放免中の外国人について、本人が希望する場合には、その者の情報を居住する自治体に通知しており、各自自治体において、その情報を基に可能な範囲で行政サービスを提供しているものと承知しております。

○山田(勝)委員 ありがとうございます。

今の答弁では、これもまた、在留特別許可同様、個別事情によつては就労も許可をするということでもよろしかったですかね。そういう趣旨のお話があったと理解します。もう一回確認させていただきます。

○西山政府参考人 仮放免中の方は、そのものでは在留資格をお持ちでないので、就労をすることはできません。

○山田(勝)委員 つまり、仮放免中には、やはり普通の暮らしができない。御飯も十分に食べられない。医療も、お金がなく、保険も適用されず、受けられない。これもまた、外国人の方々の排除、この国から強制的に母国へ送還するための工夫や手法なのでしょうか。本当に恐ろしい国だと思えます。大臣所信の共生とは、一体何なのでしょう。

そもそも、コロナ感染症対策で、全国の入管センターから仮放免を推奨したのは法務省の都合ではないのでしょうか。ここにその文章があります。佐々木長官名で通知された文章があります。

コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた仮放免の運用について。感染症が拡大している状況に鑑み、仮放免の活用により被収容者の数の抑制

を図ることが重要だ、特に仮放免が不適当である事情のないものについては、仮放免相当と判断される場合には速やかにこれを許可すること。

かたくなに仮放免を認めてこなかった入管行政に様々な支援者の皆さんの声があつたんですが、コロナ感染症で一気に対応を変化させ、どんどん仮放免を認めました。むしろ、積極的に仮放免を進め、多くの人たちを入管の外に出していきました。

法務省にお尋ねします。

コロナ対策で仮放免を促した多くの収容されていた外国人の方々にしても、従来どおり、仕事もできない、医療保険も適用されない、そのような状況で今なお暮らされているということではないのでしょうか。

○西山政府参考人 あくまで仮放免中の方につきましても、コロナ禍であってもその部分では同じでございます。

○山田(勝)委員 このように、外国人の方々に、余りにも非人道的な扱いが数々繰り返されています。

さらに、仮放免中に、月に一度、入管センターへの出頭を求めています。そして、行動範囲も制限されていますが、何のためでしょうか。

○西山政府参考人 仮放免は、退去強制手続において収容されている者について、諸般の事情を総合的に考慮し、一時的にその収容を解く制度でございます。

仮放免中の者については、退去強制手続中の立場であり、逃亡防止や出頭確保の必要があることから、入管法上の規定により、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の必要な条件を定めることとなっております。

仮放免中の者について出頭を確保するのは、仮放免を継続する必要性等を確認するため、定期的に所管の地方出入国在留管理局に出頭を求め、生活状況等の聴取を行う必要があるためでございます。

○山田(勝)委員 生活状況の確認を行うと最後の

方でありました。

仮放免中の先ほど紹介した友人のBさんは、私にこう教えてくれました。毎月一回、入管は呼ぶ。長崎から福岡まで交通費が一万円かかる。仕事をしたいけれども。どうやってそのお金を払ったらいののでしょうか。担当者に尋ねたら、それはあなたの問題だから、あなたが考えてください、このように言われたそうです。

何が生活状況の確認なのでしょう。この運用自体が仮放免者の方々の生活を余計に苦しめていることが理解できないのでしょうか。

Bさんの話は続きます。仮放免されたベトナム人の友人が、一週間御飯を食べられず、ふらふらになりながら、意識も薄らぎながら歩いていて、コンビニに入り、おにぎりを食べた。万引きではなく、その場で食べてしまった。警察が来て、入管へ再収容された。

確かに、万引きは当然悪いことです。その上で、こう続けられました。一日四時間でも仕事をさせてもらえれば御飯が食べられる。自分で生活できるくらいの仕事はさせてほしい。でなければ、悪い道に走ってしまう人も出てくる。一人でもそうならば、外国人みんなが同じ扱いを受けてしまふ。犯罪を止めるためにも私たちに仕事をさせてほしい。税金も払ふ。コンビニで万引きするよりそちらの方がよいではないですか。

さらに、日本人女性と結婚されたこのBさんは、泣きそうな声でこう伝えてくれました。四十代の男が、いい年した男が、奥さんの嫁ぎで御飯を食べる。物すごく恥ずかしい。その気持ち、分かれますか。

この声は、全国各地で生活に苦しみ不安な日々を送られている仮放免者の皆さんの願いでもあります。古川大臣、仮放免中の就労を認めるべきではないのでしょうか。運用を改めていただかせませんか。

○古川国務大臣 入管行政を預かる法務大臣として、この場でも何度も御答弁申し上げておりますけれども、日本人と外国人が互いを尊重して、安

全、安心に暮らせる共生社会を実現するためには、外国人の人権に十分に配慮しつつも、ルールにのっとって外国人を受け入れ、そして同時に、ルールに違反する者には厳正に対処することが非常に重要であり、これが基本原則であると思っております。これが達成できなければ、入管行政をお預かりする者として、その責任を全うできないというふうに思っております。

そして、先ほど来、委員からは様々な角度からの御指摘をいただいております。収容者の医療の問題であったり、仮放免中の医療やお仕事のことであったり、仮放免、いろいろ御指摘をいただいたわけですが、様々な御意見が世の中にいっぱいあるということは私もよく承知をいたしております。

ですから、私としては、やはり、ルールに違反する者への厳正な対処、それと同時に人権への配慮、この両面が両立できるように、きちんと全うできるように、そのためには、制度全体が一体として適切に機能する、そういう姿がなければ実現することができません。

したがって、真に庇護すべき者を確実に保護するという要請と、送還忌避、長期収容問題を改めなければならない、解決しなければならない、そのための法整備が必要であるということ、は、一体のものとして、制度一体の見直しを図ることによって与えられた責務を全うしていきたいというふうに思っております。

法令に違反し、法令に基づく手続の結果、退去強制が確定した外国人は速やかに日本から退去することがやはり原則であるということは改めて申し上げたいと思います。

○山田勝委員 ありがとうございます。

先ほど鈴木委員の質疑の中でも、ウクライナの難民の皆さんに対して積極的な支援を法務省始め政府がやられていることは大変すばらしいことです。なぜウクライナだけなんでしょうか。同じような境遇で日本に逃れてきた外国人の方々は大々さんいらっしゃいます。そういったところにも目を

向けるべきだし、生活支援を行っていくべきではないでしょうか。

大臣の先ほどのお話、よく分かります、お立場は。しかし、私が何度も言っているように、収容されている外国人の方々は、帰りたい人じゃないやなくて、帰れない事情がある方々がほとんどです。日本はそもそも難民の認定の制度自体に大きな問題がある。〇・四％しか。国際的にも問題視されている。このことを改善することがまず初めに必要なことではないでしょうか。

現行の仮放免の仕組みに固執し、外国人の方々を苦しめ続けても、一向にこの問題は解決されません。母国へ帰すことにこだわり続けるのではなく、外国人労働者として私たちの社会に一度受け入れ、一定期間、再チャレンジの機会を与える運用の見直しを行っていかなくてはどうか。それこそが、古川大臣が所信で述べられた、外国人の方々とその真の共生ではないでしょうか。

以上、強くお訴えさせていただきます、時間になりましたので、質疑を終わります。ありがとうございます。

〔井出委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木委員長 次に、階議員。

○階委員 今の山田委員の質問に関係して、ちよつと順番を変えて伺いたいと思います。

私、今の、在留資格を失っている人が就労できないという問題なんですけれども、根本的には、そもそも安い賃金で長時間労働をさせ放題させておいて、それでいたたまれなくなつて逃げ出して、在留資格を失つたりして、在留資格を失つて仮放免になつて、これまでさんざん働かせてきた割には、一旦在留資格を失うと、全く働けなくなる、まさに御都合主義ではないかというふうに思うわけですね。

この問題を根本的に解決するためには、大臣も今、勉強会をされていますよね。特定技能や技能実習に係る大臣勉強会というのをされていると伺っておりますけれども、特定技能や技能実習の

制度の見直し、これをやらなければ、今の山田委員のような問題がより深刻化してくると思っております。

ですので、まず大臣に、この件に関して、勉強会をされて、どんな問題意識を持たれているのかということからお尋ねしたいと思っております。

○古川国務大臣 お答えいたします。

まず、今、勉強会についてお触れいただきました。これは法務省において、特定技能、技能実習制度に係る法務大臣勉強会というものを設けまして、これまでもこの勉強会、検討を重ねてきておるわけです。

これは、御存じのとおり、特定技能の入管法や技能実習法、その法律の中に見直し規定がありまして、ちよつどその時期に当たっているということもありまして、きちんと勉強して、見直すべきものがあればきちんと見直すべきである、そういう考え方の下にスタートいたしました。そして、各界各方面、いろいろな角度からの御意見を承りながら、今鋭意この検討を進めているところであります。

そこで、今の時点で明確に、論点はこれとこれというように形で具体化して、今の成果をここで御紹介する、そういう段階には正直今至ってはいないのですけれども、一点だけ私から、率直に、私が今胸のうちにある、これは結論ではありませんが、お断りしておきますけれども、しかし、現在、私の胸にあることをこの場で一つ御紹介をさせていただきますとするとすれば、まさに今、階委員から御指摘をいただいたような問題意識、つまり、特定技能、技能実習、こういう制度を考えるときに、この制度の見直しのみでは、やはりこれは根本的な解決に至らないのではないか。同時に、在留資格の在り方であるとか、難民制度あるいは難民認定の申請の在り方であるとか、あるいは、送還忌避、長期収容問題、こういう様々な分野における問題が相互に関連し合つて、そして、非常に様々な方面から御指摘やお叱りを受けるような、こういう事態も生まれているのだらうと思いま

す。この際、私は、改めたいと思っております。よりよいものに、あるべき姿にできるように、思い切つて、これは改革をするチャンスが来ていると思っております。それは、法律に見直しの時期というのがあるからだけではありません。やはり社会的にもその時期を迎えている。そして、その際、委員が先ほど御指摘をいただいたように、その部分だけを見るのではなく、全体的な姿を見渡しながら検討することが非常に重要だという感想を持っております。

○階委員 非常に考え方として正しい方向を向いているなというふうに思いました。それで、もう少し入管法について、ちよつと質問の順番が変わりますけれども、尋ねていきたいんです。

入管法改正案、御案内のとおり、昨年廃案になったわけですが、再提出を検討されているということで、今大臣がお話されていますように、我々も、入管法の世界だけではなくて、特定技能とか技能実習も含めた外国人政策全体について幅広く検討して、解決策を法案という形で出すべきだということを考えております。

そういう中で、入管法改正案については、再提出、いつぐらいになるのか、あるいは、昨年から内容は当然変わるべきと我々は考えていますし、大臣も多分そういうお考えもあると思うんですが、もし変えるということであれば、昨年の内容から変えるということであれば、どういうことを考慮してその変える内容を考えていくか、この時期と考慮すべき要素、この二点についてお答えいただけますか。

○古川国務大臣 先ほど、勉強会において、申し上げたような問題意識を持ちつつ、精力的に検討を進めているということは御紹介したとおりです。

しかし、具体的な法案ということになりますと、その具体的な内容であるとか時期ですとか、こういうものを今の時点で予断を持って申し上げ

ることは非常に難しいと思っています。

○階委員 内容まではともかくとして、考慮すべき要素というのはあると思うんですね。昨年のときは考慮されていなかったけれども、その後、様々な問題がこの委員会でも取り上げられ、そしてウクライナの情勢などもありました。そういう中で、考慮すべき要素として、私は、大きなものの一つに名古屋入管の問題というのがあったと思うんですね。

名古屋入管の問題は、先日、大臣もこの場でおっしゃいましたけれども、ちよつとビデオ映像とそこがあるんじゃないかというのを我々も、ちよつとどころじやないんですけれども、かなりそこがあるんじゃないかと我々は申し上げました。それについて補足説明をされるといったようなことも大臣からお話がありました。

そうした真相解明の取組をしつかり行った上で、こうした名古屋入管、あるいは、山田委員も取り上げられた、ほかの入管収容施設でもあるような人権侵害の問題、こうしたものが二度と起こらないような仕組みをつくっていく、これも重要な考慮要素というか考慮すべきポイントだと思っ

んですが、この点について大臣のお考えをお願いします。

に、まずは起きた事案に対して、きちんと公正公平に取りまとめられたものだという認識を持っております。

そして、その中で示されております十二項目、改善すべき項目ということで挙げられておりますけれども、まずは、迅速に、着実にこの十二項目を全て実施するのだということとずつと取り組んできておりますし、かなりの部分、今それが実施できているということで考えております。

しかし、この調査報告書で示された十二項目全てで、もうこれで十分だということを申し上げているつもりはありません。私も就任をして早い段階からずつと申し上げておりますとおり、いわゆる入管行政全般にわたって、どこかやはり欠けているもの、足らざるものがあるのだからというふうに思っておりますし、改めなければならぬものであれば、それは誠実に、勇気を持って改めるべきだというふうにこれは一貫して思っておりますし、入管職員も結束して、私とともに今取組を進めてくれております。

このような、やはり不中断の努力をもって改善するんだ、こういう意思を持ちながら取り組んでいるのは、これは御理解をいただきたいと思っております。

○階委員 まず十二項目というところで取り組んでいらつしやるということはお聞きして

いますし、その御努力は多量としたいんですが、一方で、十二項目では十分だと言つてもいいと思つております。つまり、法改正を経なければやれない部分もあるというふうに考えております。

その関連でいうと、昨年の入管法改正案、これは、政府案が出た後、この場で審議をする中で、最終局面では与野党間で真摯な修正協議を行ったわけですが、そのときの、どういう協議が行われたかというのを二ページ、三ページ目あたりに資料としてつけさせていたものでありまして、大きく十項目から成るんですけども、全部について取り上げることはできませんので、少し大臣にも認

識していただきたいものを何点か取り上げたいと思います。

一つ目は、いわゆるスリーアウトルール、難民認定手続中の送還停止の例外事由である三回目以降の申請というのを、我々は、これはおかしいというところで削除すべきだということを申し上げ、それに対して、与党の皆さんからも打ち返しがあり、今のところ、修正協議の進捗状況としては、私どもの方から、申請に対し、難民又は補充的保護対象者の認定を行うべき理由に係る資料を提出できないものというふうな、二ページの右側、上の段の方に書かせていただいておりますが、要は、三回目以降の申請であっても、難民申請の認定を行うべき理由に係る資料を提出した場合に、スリーアウトルールは当たりませんよ、スリーアウトルールにひつかりませんよというの

が、我々から提案し、かつ、与党の方からも、私の認識ではおおむね了解を得ていると思っております。

これは、全くもって理由がないというんだつたら、三回目であろうが、これはもうしょうがないと思うんですけども、やはり、何がしかの理由があつて申請しているのであれば、三回目以降も認めていいのではないかと、送還停止効を認めていいのではないかとというふうな考えなんです、この点について、大臣、見解をお願いします。

○古川国務大臣 前回の入管法改正案の審議のとき、修正協議といいますが、与野党間で様々や

り取りが行われたということは聞いてはおります。詳細については、私は直接、詳しく把握はしておりませんけれども、国会において与野党が協議をして、一定の合意、成果を求めて合意を得る、これは非常に大事な、大きな意義のあることでありまして、法案提出者である政府側としては、そのような国会の御判断は重く重く受け止めるべきではないというふうな思っております。

その上で、今委員から、御指摘といいますが、御質問いただいたのは、その協議の内容に関わる

ことなのでございましょうか。(階委員)そうですね。今の点についてどう考えるかと呼ぶのでは、その前提でお伺いいたしますけれども、協議の内容といいますが、階委員のお考えという意味での御説明としてお聞きしたということですのでよろしいですね。(階委員)はいと呼ぶ。

法案の具体的な内容ということになりますと、私も今ここで答えすることは非常に難しくなるわけですが、そうではなくて、一つの考え方に対してお答えをさせていただくとするならばです、昨年提出した法案では、送還停止効が難民認定申請者の法的地位の安定を図るために設けられるものであることに鑑み、既に二度にわたり難民等の該当性について審理が尽くされた三回目申請者についてはその例外としていた、ということでございます。

現行入管法上、送還忌避、長期収容問題の解決は喫緊の課題でありまして、運用上の工夫のみではこれを解決することは困難であるということから、送還停止効の例外や監理措置制度を設けるなどの法整備が必要だということで、この改正案になつておたつたわけです。そのような現状認識であります。

先ほども申しましたけれども、法務省としては、改めるべきところは改める、よりよい入管行政を目指すのだ、そういう姿勢を持って、この法案についても今後検討を進めていきたいと思つて

おります。

先ほども申しましたように、制度全体の適正化ということとは非常に重要な視点である。そういう視点を持ちながら、様々な御意見にも耳を傾けながら着実な検討を進めたい、こういうことでございます。

○階委員 是非、ここはもう一步のところだつたと思うんですね。スリーアウトルールについてどこで折り合えるかというところ、もう一步のところだつたんです。是非、ここについてはまた、我々の意見などもちよつと参考にして、よい制度にしていただければと思います。

他方、隔たりが大きかった項目もあるんです。それは、六番目の身柄收容前の司法審査、三ページ目の一番上に書いている項目です。

これは一昨年九月の国連人権理事会恣意的拘禁作業部会というところの意見書に基づいたものでもありまして、我が方からは、外国人の收容は、弁護士等の立会いの下で対象者からの聴聞を経た上で、裁判官があらかじめ発する收容許可状、これによって行うべきだ、司法審査を経るべきだということを言っておたわけです。ただ、それについてはいかなり法務当局は慎重でございまして、何とか交渉の過程でぎりぎり譲ったのが右側の方の最後の一文ですね。「当該判断に当たっては、透明性を確保するための措置を講ずる。」といったようなことまでは認められたというのが我々の認識です。

ただ、やはり、第三者ではなくて、收容する入管当局が判断するということであると、やはり、なお不十分ではないかということです。

これは、国際ルールにおいては、国連の部会が言っているように、司法審査、事前の司法審査というのはグローバルスタンダードということもあるようですので、これも、我々の主張を真摯に受け止めて、これからの法改正、立案の参考にしていただければと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○古川国務大臣 御指摘の收容前の司法審査ですとか收容上限の導入には、私どもとしては、これには問題があるという認識の下に、昨年の入管法改正案の中にはこれは盛り込まれておりませんでした。

しかし、先ほどから申し上げておりますとおり、改めるべきところは改めよう、よりよいものにしていこう、こういう姿勢には変わりはありませんので、虚心坦懐に様々な御意見に耳を傾けながら、できるだけいいものを目指したい、この姿勢に変わりはありません。

○階委員 いや、なかなかあれですね、すごく、何か去年とは全然違う建設的な答弁が返ってくる

ので、鈴木さんもさつき建設的な答弁をいただいで、よかったと思うんですけども、本当に、大臣、是非その方向でお願いします。

入管法改正案、これは本当に、余り時間をかけてはいられないんですけれども、抜本的なことをやるべきだ、中途半端ではなくて抜本的なことをやるべきだと我々も考えています。それで、我々も対案を用意しております。こういったことも是非、並行審議させていただければと思っております。

入管法の話はここまでしまして、また前回に続いて財務省にきていただいているので、前回の質問に関連して伺いたいと思います。

前回の質疑で、赤木訴訟の認諾に当たり、認諾した損害賠償請求額が妥当かどうか、その際、検討した文書が作られていないのかというふうに尋ねたところ、金額について文書で協議したかと言われたら、恐らくそういうことはなかった。恐らくそういうことはなかったという答弁でした。恐らくそういうことはなかったというのは曖昧なことではないのかどうか、これを端的にお答えください。

○角田政府参考人 認諾に際して財務省が作成した財務省に協議した資料は第四準備書面以外にないことは、先日答弁したとおりでございます。

○階委員 その第四準備書面、これを抜き出してきたものを一ページ目に掲げさせていただきました。この右側が第四準備書面の文章の部分ですね。当事者の表記とか、そういうところ、形式的なところは除いて、大事なところだけ抜き出したのがこです。

「第二」のところに「請求を認諾するに至った理由」というふうにありまして、これだけが理由の部分で、ここが大事なんですけれども、読んでみましても、金額が妥当なのかどうかというものは裁判上は出てきておりません。国賠法上の責任を認めるのが相当との結論に至ったと。責任を認めるのが相当ということは書いていますけれども、

も、責任を認めた上で、どうしてこの金額が妥当なのかということはこの書面上は出てきていない。

ということは、財務省とは、一方で協議はされている、金額については協議をされているというのが前回の答弁だったわけで、金額については、この文書以外で協議をされているわけだと思っております。その協議はどのように行なったのかということをお答えいただけますか。

○角田政府参考人 この配付していただいた資料の下の方の段落ですけれども、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している本件事案の性質などに鑑み、認諾するというのは、これは金額について妥当だという判断をしている部分でございまして。

○階委員 結論を聞いているんじゃないで、その金額が妥当だと判断した理由についてはどこにも書いていませんよということを言っているわけですよ。なぜ一億七百万円が妥当なのかというのは、この文章上はどこにも出てきていない。

別に財務省と協議をした際に文書があるんじゃないかと、金額についてですよ。あるのかないのか、お答えください。

○角田政府参考人 金額の妥当性についての説明が問題になったとこのために、このように明示的に、本件事案の特殊性に鑑み、妥当と判断したんですというのを御説明しようということをこの文書でセトリしたということでございます。

○階委員 これだけで説明責任は果たされるというふうに考えているということですか。これだけで、財務省に金額の相談をするのに十分だったというふうに財務省としては考えているということなんですか。とてもこれで一億七百万円税金から払うことを説明するのに十分とは思えないんですよ。お答えください。

○角田政府参考人 認諾に際しまして、財務省が作成し、財務省に協議した資料は第四準備書面以外にないということは先ほど答弁したとおりでして、それとは別に、訴訟は長く続いておりますので、

で、いろいろな論点はあると思います。それにつきましてどのような協議をしてきたかということは、それは国の訴訟方針が推知されるなど、今後の訴訟活動に影響を及ぼすおそれがありますので、お答えを差し控えたいと思います。

○階委員 突如として認諾されているわけだから、認諾した場合の金額の妥当性についてはそれ以前の書面なんかに出てくるわけじゃないですか。

私が問題にしているのは、認諾する際の金額が妥当だったということを、財務省と協議をしたのであれば当然文書はあるはずじゃないですか。仮に協議のときに使わないとしても、さすがにこれだけで一億七百万円払えるかという話ですよ。

向こうの請求額が妥当だということは、財務省に示したかどうかは別として、内部でも検討する、検討した過程を文書にする、これを作れというのが、前回お示しした、皆さんが受けているコンプライアンス研修に基づく正しい公文書作成の在り方じゃないですか。なぜそういう文書が一切ないんですか。

○角田政府参考人 去年、おとしの春から訴訟が続いておりますので、もちろん、いろいろな論点はあるわけですが、いろいろ論点はありますが、論点についてどのような検討をして、あるいは資料を作成したか、しなかったということについて申し上げることは、今後の訴訟活動に影響を及ぼすので差し控えたいと思います。

○階委員 今後の訴訟活動になぜ支障を来すんですか。なぜ作成したかどうかすら言えないんですか。意味が分からないですね。

公文書作成のルールがあるわけでしょう。皆さんはコンプライアンス研修をしているわけでしょう。それに従って文書を作っているのであれば、ちゃんとこの金額が妥当かどうかについては検討した過程が文書に残っているでしょう。

いいですか。意思決定過程や事務事業の実績を合理的に跡づけ、検証することができる文書を作るといふように研修資料にあるじゃないですか。

その文書を作っているかどうか、作っているんだつたらこちらに出してくださいということを書いてあるわけですよ。

訴訟に不測の支障を生じるなどという理由は全く成り立たないですよ。公文書管理の問題を言っているわけですから、お答えください。

○角田政府参考人 お答えいたします。

公文書管理法や財務省行政文書管理規則に基づきまして、財務省の意思決定過程や事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、また検証できるように文書を作成して保存しているところでございます。

本件訴訟における認諾に際しましては、財務省が作成して財務省に協議した資料として、被告国第四準備書面を作成したところですが、財務省としては、当該準備書面をもって財務省における意思決定過程や事務事業の実績を合理的に跡づけていると考えておるところでございます。

○階委員 あきれますね。これでなぜ合理的に跡づけ、検証することができるとですか。

そもそも、一億七百万円、妥当じゃないという見方もこの委員会ですでに示されているわけですよ。国民の代表から成る国会の場でそういう疑問が呈せられているわけですよ。でも、皆さんは、この書面だけで妥当だということを言うわけですか。おかしいでしょう。

その一億七百万円、一般的な相場からすると不当に高いのではないかと疑問が呈せられているんだけれども、それに対する反論はこれ以外にないということですか。お答えください。

○角田政府参考人 それは金額の妥当性についてのお尋ねだと思いますけれども、こういうことで私どもは妥当だと判断しているところでござい

す。

○階委員 ちょっと、法務大臣、とんでもないと思うんですよ。こういう、国が裁判の当事者になって、争わないでお金をそのまま払ってしまう。払うのであれば、その金額は妥当なのかどうか、国民の税金を払うわけですから、ちゃんと後

で検証できるように文書を作らなくちゃいけない。これは当然のことだと思っておりますよ。

法務省としても、相談を受けたのであれば、そういうことを財務省にも求めると思っていますね。何で一億七百万円で認諾するんですか、その根拠はどうなっているんですかということを、相談を受けたら、当然そういうことを求めると思いますが、法務省もそういうことはやらないんですか。

○古川国務大臣 まず、請求の認諾ということについては、訴訟進行に当たっては、関係省庁との間で訴訟方針等に関し協議、検討を行うなどして適切に対応しているところでございますけれども、個別の訴訟における、国の訴訟進行に関わる事柄であり、通例はお答えを差し控えているところでございますが、今委員が御指摘になっているこの認諾の件については、鈴木財務大臣が国会等で答弁されていることを踏まえまして、あえて申し上げますと、これは、原告の請求を認諾するに当たって、第四準備書面を提出することについては、この書面を用いて財務省と協議を行ったものと承知をしております。

その上で、今御指摘の件ですけれども、金額の妥当性についてですが、裁判所に提出しました被告国第四準備書面以外の財務省との協議に関わる文書作成の有無につきましては、お答えを差し控えさせていただきます。

○階委員 肝腎のところを差し控えられても困るんですけれども、これは、あつたかなかつたかということも答えられないんですか。これは普通あるでしょう。じゃなければ、協議を求められた法務省としても、まともにアドバイスできないじゃないですか。当たり前ですよ。これは、また隠蔽とかいう話になってしまつていけません。

よ。理財局長、また隠蔽ということになつたらとんでもないですよ。

まず、理財局長に聞く前に、法務大臣にもう一回聞きます。そういう金額の妥当性について、相談を受ける際に文書はあつたのかなかったのか、

それについてお答えください。

○古川国務大臣 裁判所に提出しました被告国第四準備書面以外の財務省との協議に関わる文書作成の有無につきましては、お答えを差し控えさせていただきます。

御質問は、個別の訴訟における、国の訴訟進行に関わる事柄でありまして、そのように控えさせていただきます。

○階委員 訴訟に関する文書であるのは、これは当然だと思うんですが、一方で、我々は国政調査権を持っていて、当然、税金の使い方が妥当かどうかチェックする使命を持っているわけですよ。それに基づいて、金額が妥当なのかどうか、妥当だとするのであれば、それを合理的に説明する文書は当然あるでしょうということを書いてあるわけですよ。その文書は訴訟進行に関係なく出せるでしょうと言っています。出していただけないでしょうか。

○古川国務大臣 裁判所に提出しました被告国第四準備書面以外の財務省との協議に関わる文書作成の有無は、公開の法廷に表れていない国内部における検討過程に関するものでございます。国を当事者とする訴訟における法務大臣は国を代表する立場とされておりまして、そのような立場で、関係省庁との間でいかなる協議が行われ、その協議に関わる文書作成の有無などといった公開の法廷に表れていない事柄の詳細をつまびらかにすれば、関係省庁との間の信頼関係が害され、今後提訴され得る訴訟において関係省庁との率直な意見交換が困難になるなど、将来における国の訴訟活動にも影響を及ぼしかねません。

よって、御質問については、お答えを差し控えさせていただきます。

○階委員 法務大臣、それは一般論としては正しいことなんだと思つて。ただ、ここで問題になっているのは財務省理財局が文書を作っているかどうかです。

彼らはずつとそうをついていたんですよ。私も聞きました。森友学園との交渉記録はあるだろう、当然、将来損害賠償の請求のリスクがあるんだから文書はあるだろうと、ずつと当時の理財局長にも尋ねていたんですよ。ところが、国会の中でも外でも、ないないと言いつ張つていたんですよ。ところが、実際はあつた。改ざんまでしていた。こういう人々ですよ。だからこそ、信用できないから、法務大臣に聞かざるを得ないんですよ。法の支配を貫徹する、そして国民に対して説明責任を果たすということが、全く財務省が怠ってきたし、また今ここで虚偽答弁している疑いも出ていると私は思っています。

そこで、法務大臣には、一般論を超えて、こういう大事な問題について、金額の妥当性、この文書は絶対にあるはずだと思つていますが、どうですか、お答えいただけないですか。

○古川国務大臣 先ほどから申し上げておりますとおり、お答えを差し控えさせていただきます。

○階委員 これはとんでもないですね。理財局は、何だつたんですかね。あの反省はどこに行つたんですかね。まず、文書を作つたかどうか明らかにできないつて、普通にこのコンプライアンスを守つていたら、作つたと胸を張つて言えるはずじゃないですか。

守っていない、守っていない可能性もあるというふうな受け止めていいですか、理財局長。

○角田政府参考人 繰り返しになりますけれども、公文書管理規則に基づいてちゃんと保存すべきものは保存しなければいけないということは十分認識しております。

今回の第四準備書面ですけれども、本来でしたら、そこにいろいろな理由を書くというふうな書面ではなくて、単に認諾すると書いてある。それを残すために、文書管理規則のつとめてそれを残すために、準備書面という形で作成をさせていただいたということでございます。

○階委員 全く納得できないんですよ、これだけ一億七百万円認諾するんですかと。裁判所に

かるんだけれども、でも、内部で検討するとき、一億七百万円の根拠はちゃんと残しているでしょう、検討の過程、それを作らなかつたら公文書管理法に違反じゃないですか。

作ってないと言いますか。作ってなくて、それで公文書管理法違反ではないと言われますか。

○角田政府参考人 訴訟のプロセスの中では、まさにその金額について争うかどうかということもあるわけですね。ですから、いろいろなプロセスの中でいろいろなことを考えたりはもちろんするんですが、それを一つ一つを全部開示していくというものではないと思っておりますので、私もとしては、作成の有無を含めて、今後の訴訟に影響があるので、お答えを差し控えてさせていただきます。（発言する者あり）

○鈴木委員長 御静粛にお願いいたします。

○階委員 ちよつと答弁が変わりました。さつきまでは第四準備書面しかないと言いつていましたよね。今、訴訟のプロセスの中でいろいろなものは作っているけれども、開示できない、作っている可能性があっても開示できないという話になりましたよ。

認諾の金額については、第四準備書面しかないと言いつていましたよね。そうじゃないということですね、じゃ。

○角田政府参考人 先ほど、認諾に際して財務省が作成して財務省に協議した資料は第四準備書面以外にないことは先日答弁したとおりであると申し上げました。これはそのとおりでございます。

○階委員 その後、聞いたのは、協議に使ったかどうかはともかく、財務省の内部で作ったんじゃないですかということを言ったわけですよ。それについてでもないと言いませんでしたか。

○角田政府参考人 そのような点について、作成した、しないということをつまびらかにすることは、今後の訴訟に影響を与えるので差し控えさせていただきますというのを申し上げたと思えます。

○階委員 結局、作った可能性はあるということですよ。これは大事な話ですよ。一億七百万円、本当に妥当な金額だったらその根拠を示せばいい。もし妥当でない金額で認諾したということなら、これはまた、訴訟を途中で終わらせて真相を隠蔽するために、一億七百万、不当だけれども、不当に高いけれども認諾したということ、これも大問題。

早急に、検討したときの文書、出してくださいよ。この間も言つたけれども、絶対これはあるはずですよ。あるはずですから、出してください。

改めて、理事会での協議を求めます。

○鈴木委員長 いただいたの件につきましては、理事会にて協議いたします。

○階委員 質疑時間が終わりましたので、終了します。

○鈴木委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。

同性婚について質問をさせていただきます。今日は、この国会内で第四回マリフォー国会が開催されました。そして、東京レインボープライドも始まりました。自らの性をどう認識し、どんな性的指向を持つかは人によって違い、多様な生き方を認めることは個人の尊重の観点から重要です。そして、いつ、誰と、結婚するかしないか、性的指向にかかわらず、人生の選択はひとしく開かれなければならないのです。

現行法では同性婚は認められていないということと、同性のカップルの方は互いに法定相続人にはならず、パートナーが手術を受ける際の同意の手続も関与できない、あるいは外国人のパートナーの方が国外退去と、多くの社会生活上の不利益を受けております。

今各地で、結婚の自由を全ての人にと訴訟が提起をされております。同性婚ができないのは、婚姻の自由や法の下での平等に反すると訴えておられます。

与党の方が真剣にこれを聞いてくれないと

いうことを大変残念に思います。

同性婚ができないのは、婚姻の自由や法の下での平等に反すると訴えられ、そして、札幌地裁の判決では、同性カップルが婚姻することができず、婚姻によって生じる法的効果を享受できないのは、性的指向、性愛の対象に基づく区別であり、性的指向は、性別、人種などと同様に人の意思によって選択、変更できないものであるから、真にやむを得ない区別でなければ、憲法十四条一項に違反すると判断をいたしました。

今、政府や、あるいは立法府の責任が問われているというふうに思います。全国で裁判がやられているんですけれども、その中で、被告である国の主張に私は大変驚きました。婚姻制度の目的は自然生殖の保護にあるというんです。

改めて確認をいたしますけれども、大臣、婚姻は生殖と関係しなくても当然いいですよ。

○古川国務大臣 お答えいたします。

憲法上、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立することとされておまして、これを受けて、民法においても、婚姻は男女間においてされることと想定されております。それは、婚姻制度の趣旨が、一般に、夫婦がその間に生まれた子供を産み育てながら共同生活を送るという関係に着目して、これを保護の対象にしたものと言われていることによるものです。

もともと、婚姻関係のように、家族法における基本的な制度については、その目的もある程度抽象的、定型的に捉えざるを得ず、また、制度を利用することができるか否かの基準は明確である必要がありまから、男女間であればよいこととしております。このため、子供を持つ予定のない男女の婚姻の場合であっても婚姻による保護の対象に含まれることになりました。

○本村委員 憲法の問題をおっしゃいましたけれども、憲法二十四条は、婚姻が両性の合意のみに基づくと書かれています。それはなぜかといいますと、当事者が望む婚姻を戸主の同意権などによって制約されないという、封建的な在り方をな

くす趣旨で書かれているものでございます。ですから、憲法学者の皆さんも、この憲法二十四条は同性婚を許容しているということを言っているわけでございます。そして、生物学的な意味の性には例外も多く含む、不安定な基準であるということも明らかになっております。

なぜ国が、婚姻制度の目的は自然生殖の保護であるというふうな、それが伝統なんだということを持ち出すのか、何で人権が保障されていない時代の伝統、慣習、そういうことを持ち出すのかというところで大変憤りを持っております。

国の主張の中でもう一つ、同性婚は、社会的な承認が存在しているとは言いがたいというふうにあります。社会的承認とは何ですか。どうしたら同性婚を認めることができるんでしょうか。どういう基準であれば社会的承認があると言えるんでしょうか。大臣、お答えください。

○古川国務大臣 お答えいたします。

同性婚制度を導入すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民各層の意見を踏まえる必要があると考えておまして、御指摘の点につきましては、事柄の性質上、一概にお答えすることは困難であります。

まずは、引き続き、国会における議論や自治体の取組等の動向を注視してまいりたいと存じます。

○本村委員 そんな、明確な、はっきり答えることができない基準を持ち出さないでいただきたいと思うんですね、訴訟で。

そもそも、差別に苦しむ方々の人権救済、人権保障に社会的承認を持ち出すことがおかしいというふうには私は思っております。また、国が結婚という制度から同性カップルを排除しているから、異性カップルと同等だという承認が得られないんです。国の責任が大きいわけですね。

そして、昨年三月の朝日新聞の世論調査、同性婚を認めるべきというふうにお答えになっている方は六五%です。そして、十八歳から二十九歳の若い世代でいいますと、八六%が同性婚を認める

べきというふうに答えております。社会的にもこれは合意があるというふうに私は考えております。

LG B T Qの当事者の方々が、様々な言葉や、制度がないということによって、傷つけられて自ら命を絶っている、こういう事件が実際は相次いでいるわけでございます。

大臣は、所信表明のときに、誰もが幸せを享受できる社会にするために不断の努力をしていくんだというふうにおっしゃいました。

共に生きる社会をつくっていくために、同性婚を認めて、人権や個人の尊厳が何よりも大切にされる社会のために、是非、大臣、同性婚を認めていただく方向で検討を今すぐ進めていただきたいということを強く求めたいというふうに思います。

次に、四月から成人年齢が引き下げられ、A V出演契約の十八歳、十九歳の取消権がなくなってしまうしました。

別の委員会でも、私は津島副大臣に質問もさせていただきましてけれども、そのときにも御紹介をしたんですけれども、この十八歳、十九歳の契約取消権がどれだけ大事だったかということも強調させていただきたいと思っております。

撮影の現場に行つて初めてA Vだ、アダルトビデオだ、撮影だというふうになり、大勢の大人から囲まれて、もう何十人も動いていると違約金をちらつかせながら、そして後に引けないような状況に追い込んでいくわけです。

追い詰められて撮影をしてしまった、でも、せめて販売とか流通、配信を止めてほしいと願ったときに、ほぼ唯一対抗できたのがこの未成年の取消権だった、被害者支援を実際に行っている伊藤弁護士がそういうふうには指摘をされ、これは本当に重い言葉だというふうに私は思っております。

このA V出演契約の取消権に関しては、二〇一八年六月十二日、参議院の法務委員会、日本共産党の仁比聡平参議院議員が質問をいたしました。

そのときに、上川陽子法務大臣が、A V出演に關し不当な契約をなくすために、法的体制、対策を含めてしっかりと検討し、そして実現をしてみたいと法務大臣が答弁をしたんです。法務大臣が答弁をしたその責任を取っていただきたいというふうに、果たしていただきたいというふうに思います。

三月まで使えた十八歳、十九歳の取消権と同等の行為を持つ取消権の法的整備を今すぐ行つていただきたいと思っております。そして、四月の契約、今日の契約も遡つて救済できる法制度をやること今法務大臣が宣言していただければ、A Vの制作や販売や流通関係、こういうところに抑止効果になるというふうに思います。

今からすぐに救済できる法整備をしていただきたいと思っております。法務大臣、お願いしたいと思っております。

○古川国務大臣 一般論として申し上げれば、アダルトビデオ出演契約のように特殊な契約類型について、その性質や特徴に着目して、一旦締結した契約について、錯誤、詐欺又は強迫などがなくとも取り消すことができるという特別な制度を設けるとすれば、一般法である民法ではなく、特定の政策目的に基づく特則として、特別法において定められるべきものと考えております。

したがって、アダルトビデオ出演契約に限つて御指摘のような規定を設けるべきかどうかについては、民事基本法制を所管する法務省としてはお答えをする立場にはございません。いずれにしても、関係省庁においてそのような特則が検討されるということであれば、法務省としては、一般法を所管する立場から、民法との関係の整理等を含め、必要な協力をしてまいりたいと考えております。

○本村委員 上川大臣が実現をしてみたいとおっしゃったのに、しっかりと責任を果たしていただきたいんです。立証の難しい取消権ではない。過去に撮つたものも含めて回収、販売中止できるようにするべきだというふうに思います。

今、与野党で協議をするという方向で進んでいるということですが、実効あるものにするように、できるように、与野の皆さん、そして政府の皆さん、是非御協力をいただきたいと思っております。強く求めておきたいと思っております。

このA V出演契約の同意の考え方についても伺いたいと思っております。

性的虐待を受けた子供たちに顕著に表れると言われているのが、性化行動と言われるものです。あるいは、性的自傷、トラウマ再演、深刻な性暴力被害に遭い、こうした行動になってしまうことがございます。

この性的自傷やトラウマ再演、性的虐待による性化行動に関して、これは医療や福祉につながるべきではないかというふうに思いますし、しっかりと配慮をすること、そして、契約無効、契約取消しができるようにするべきだ。

同時に、同意とは、以下の条件を全て満たすことが大前提だというふうに考えます。

一つは、年齢、成熟度、発達度、役割、経験に基づいて、何をなされるか理解していること。二つ、提案されていることに關する社会的規範を知っていること。三つ、性行為をした場合に起こり得る結果と、性行為を行わないという別の選択肢もあるという、それぞれ承知していること。四つ、性行為に賛成する意思と反対する意思の両方の選択肢が平等に尊重されるという前提があること。五つ、意思決定が自発的になされていること。六つ、知的な理解力を有すること。

同意とは、これらを全て満たすことが大前提だというふうに思いますけれども、大臣の御見解を伺いたいと思っております。

○古川国務大臣 お答えいたします。法務省は、民法等の民事基本法制を所管しております。お尋ねの、A V出演契約のように特殊な契約類型について、その性質や特徴に着目した特別な無効原因、取消し原因を設けるべきか否かをお答えする立場にはございません。答弁は差し控えたいと存じます。

その上で、一般法である民法を所管する立場から申し上げますと、契約は、一般に、当事者の意思表示が合致することによって成立すると解されております。その前提として、当事者が意思能力、すなわち自分が行う法律行為の意味を理解する能力を有していることが必要であり、当事者が意思能力を有しない場合には法律行為は無効であります。また、当事者の意思表示が錯誤、詐欺又は強迫によるものであるときは、その当事者は法律行為を取り消すことができます。

もつとも、意思表示の合致の有無や、当事者の意思表示が錯誤、詐欺又は強迫によるものであるかなどは、具体的な事実関係を踏まえて個別に判断される事柄であり、一概にお答えをすることは難しいでございます。

御指摘の性的自傷等を踏まえた法制度の整備について、仮に現行の法制度が十分であれば、特別な立法をすることが考えられるわけですが、関係省庁においてそのような検討が行われる場合には、法務省としては、一般法を所管する立場から、必要な協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○本村委員 ありがとうございます。こうしたこともしっかりと考慮をして施策を進めていかなければならないというふうに思っております。

年齢を問わず、A V出演強要被害に遭つた当事者の方、十八歳、十九歳のA V出演契約をした方々から高額な違約金や関係諸費用を支払わせることをやめさせる有効な対策を取るべきだということに思いますけれども、お答えをいただきたいと思っております。

○古川国務大臣 ただいまの委員の御指摘は、アダルトビデオ出演契約の性質に着目して、違約金等に関する定めを規制することを検討すべきだというものであつたと存じます。

先ほども申し上げましたとおり、アダルトビデオ出演契約のように特殊な契約類型について、その性質や特徴に着目して違約金に関する合意を無効とする特別な制度を設けるとすれば、特定の政

策目的に基づく特則として、特別法において定められるべき事柄であります。

このため、アダルトビデオ出演契約に限って御指摘のような規定を設けるべきかどうかということについては、法務省としての立場からお答えすることは困難でございます。

いずれにしても、関係省庁においてそのような特則が検討されるということであれば、法務省としては、一般法を所管する立場から、必要な協力をしてまいりたいと考えております。

○本村委員 もう一つ、A Vを配信して収入を得ているのに、風営法の届出を行っていない事業者もあります。また、同人A V、個人配信など、大手のものだけではないものがかなり流布をし、そしてシェアを占めているというふうに言われております。

加害を防止するための対策が必要だということふうに思いますけれども、これは警察庁、お願いしたいと思っております。

○住友政府参考人 お答え申し上げます。

風営法においては、映像送信型性風俗特殊営業、これを規制の対象とし、都道府県公安委員会への届出を求めるなどしております。

映像を送信する者が個人であるか法人であるか、また、映像の内容が個人的なものであるかどうかにかかわらず、風営法に定める映像送信型性風俗特殊営業に該当する営業を届出を行わずに営んだ場合は、風営法違反として取締りの対象となるほか、送信する映像の内容等に法令違反があれば、所要の取締りを行ってきたところでございます。

警察といたしましては、引き続き、風営法の無届け営業も含め、法令に違反する行為については厳正に取締りを行ってまいります。

○本村委員 内閣府の男女共同参画局の方が総合的なパッケージを出しているとは言うんですけど、A V出演強要など被害を発生させないための教育を、大学だけではなくて、中学校、高校ま

で拡大をさせること、そして、個人の尊厳を大切に、容姿に関わることを評価することはハラスメントであるということ、ルッキズムの意識をなくす教育の徹底を図ることが必要だと思っておりますけれども、政務官、来ていただきましたありがとうございます、よろしくお願いします。

各教育委員会等に周知をしてまいりました。引き続き、人権教育を始め学校教育のあらゆる場面を通じて、A V出演強要を含めた性被害の予防に努めてまいります。

に支障を来すこととなりかねないことから、情報公開法上の不開示情報に該当するものと考えております。

○鰐淵大臣政務官 お答えいたします。

改訂版の国際セクシュアリティ教育ガイダンスも、ユニセフですとかユネスコですとか、そういうところが出しているんですけど、遅れた学習指導要領を変えて、日本でも国際スタンダードな包括的な性教育をやるべきだということも強く求めているというふうに思います。

○鈴木委員長 ただいまの件につきましては、理事会にて協議いたします。

今、二つ御質問いただいたかと思っております。まず、A V出演強要等の被害に遭わないための教育の取組につきましてお答えをいたします。

次に、名古屋入管のウィシユマさんのあの事件の問題でございます。

○本村委員 ウィシユマさんの死亡事件について、真相解明が、出入国在留管理庁の調査チームの報告書は出ておりますけれども、ビデオを見させていただきまして、そのビデオと事実が違うという点が幾つもあるわけでございます。やはりこの報告書は内容的に虚偽があるというふうに私は思っております。

また、十八歳から一人で有効な契約ができるようになることを踏まえ、例えば、高等学校の新学習指導要領等では、家庭科で、新たに契約の重要性に関する内容を盛り込み、未成年と成年の法律上の責任の違いについて理解をさせるとともに、新たに必修科目、公共で、多様な契約について学ぶ中で、詐欺、強迫など不完全な意思表示に基づいて契約が行われる場合は取り消すことができること等を理解させることとしております。

ウィシユマさんは、入国者収容所等視察委員会に、嘔吐物に血が混じっていた旨、病院に連れていかれてもらえない旨を訴える手紙を書いて、二〇二一年一月三十日に提案箱に投函をいたしました。この手紙を出入国在留管理庁は入手をして報告書を書いたのか、確認をしたいと思っております。

○古川国務大臣 今回の調査は、客観的な資料等に基づき、外部有識者の客観的、公正な立場からの御意見、御指摘もいただきつつ、問題点を幅広く抽出して検討を行ったものと承知いたしております。

さらに、卒業直前の高校生向けの生命の安全教育の啓発資料では、A V出演強要等の性産業への望まない従事等は性暴力であることや、町中のスカウトやインターネット上のモデル応募等をきっかけにA V出演強要等の被害が生じていること等を記載し、性暴力の被害者にならないよう指導をしております。

○西山政府参考人 御質問の手紙につきまして、調査チームにおいて入手をいたしております。

○鈴木委員長 次に、内閣提出、刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律

さらに、卒業直前の高校生向けの生命の安全教育の啓発資料では、A V出演強要等の性産業への望まない従事等は性暴力であることや、町中のスカウトやインターネット上のモデル応募等をきっかけにA V出演強要等の被害が生じていること等を記載し、性暴力の被害者にならないよう指導をしております。

○古川国務大臣 お答えいたします。

○鈴木委員長 次に、内閣提出、刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律

次に、人権教育の取組についてお答えをさせていただきます。

○古川国務大臣 お答えいたします。

○鈴木委員長 次に、内閣提出、刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律

自分自身も含め個人の尊厳を大事にするよう指導することは大変重要であり、生徒指導や人権教育等を始め学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みよう、

自分自身も含め個人の尊厳を大事にするよう指導することは大変重要であり、生徒指導や人権教育等を始め学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みよう、

自分自身も含め個人の尊厳を大事にするよう指導することは大変重要であり、生徒指導や人権教育等を始め学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みよう、

自分自身も含め個人の尊厳を大事にするよう指導することは大変重要であり、生徒指導や人権教育等を始め学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みよう、

自分自身も含め個人の尊厳を大事にするよう指導することは大変重要であり、生徒指導や人権教育等を始め学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みよう、

自分自身も含め個人の尊厳を大事にするよう指導することは大変重要であり、生徒指導や人権教育等を始め学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みよう、

自分自身も含め個人の尊厳を大事にするよう指導することは大変重要であり、生徒指導や人権教育等を始め学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みよう、

自分自身も含め個人の尊厳を大事にするよう指導することは大変重要であり、生徒指導や人権教育等を始め学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みよう、

自分自身も含め個人の尊厳を大事にするよう指導することは大変重要であり、生徒指導や人権教育等を始め学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みよう、

の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案並びに米山隆一君外二名提出、刑法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。
順次趣旨の説明を聴取いたします。古川法務大臣。

刑法等の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○古川国務大臣 まず、刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

新たな被害者を生まない安全、安心な社会を実現するためには、罪を犯した者の改善更生及び再犯防止を図ることが重要です。これまで、国、地方公共団体、民間協力者が一体となつて様々な取組を進めてきたこともあり、再犯者の人員は減少傾向にありますが、依然として刑法犯の検挙人員のうち五割近くを再犯者が占めております。

こうした状況を踏まえ、罪を犯した者について、その特性に応じたきめ細やかな指導、支援を行うことができるようするなど、その改善更生及び再犯防止に向けた処遇の充実を更に推進することが必要であると考えられます。

また、近時、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まることも、これを抑止すべきとの国民の意識も高まっていることに鑑みま

と、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止することが必要であると考えられます。

そこで、この法律案は、罪を犯した者の施設内、社会内処遇をより一層充実させるため、刑法、刑事訴訟法、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、更生保護法その他の法律を改正し、所要の法整備を行うとともに、刑法を改正して侮辱罪の法定刑を引き上げようとするもので

あります。

この法律案の要点を申し上げます。
第一は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとするともに、再度の刑の全部の執行猶予の言渡しをすることが

できる対象者の範囲を拡大し、あわせて、猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができ

ることとするものであります。
第二は、資質及び環境の調査の結果に基づき受刑者ごとに定めるものとされている処遇要領について、入所後できる限り速やかに、矯正処遇の目標並びに作業、指導ごとの内容及び方法ができる限り具体的に記載して定めることとするほか、再び保護観察付全部執行猶予を言い渡された者については、少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し保護観察を実施することとするものであります。

第三は、刑事施設の長や保護観察所の長は、被害者等から申出があつたときは、その心情等を聴取することとし、これを矯正処遇や保護観察に生かすこととするほか、被害者等から申出があつたときに保護観察対象者に対して被害者等の心情等を伝達する現行法上の措置に加えて、受刑者に対しても被害者等の心情等を伝達することとするものであります。

第四は、侮辱罪の法定刑について、現行の拘留又は科料から、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に引き上げるものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまし

て、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、爆発物取締罰則等の関係法律の懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるなど所要の整理等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、鎌田さゆり君。

刑法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○鎌田議員 ただいま議題となりました刑法等の一部を改正する法律案について、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明いたします。

この法案は先ほど趣旨説明がありました政府提出の侮辱罪厳罰化を始めとする刑法等の一部を改正する法律案に代わる対案ですので、まず、政府提出の侮辱罪厳罰化法案の問題点を指摘します。

現在、SNS、インターネット上の誹謗中傷は、大きな社会問題となっています。

一昨年五月、二十二歳の若さで木村花さんが命を失ったのは、極めて痛ましい事件でした。この

りません。また、侮辱罪は公然性を要件としていますので、ダイレクトメッセージや電子メール、LINEなどで行われる少人数での誹謗中傷やいじめにも対応できません。

その一方で、政府案には、言論の自由を強く萎縮させる大きな問題点があります。

侮辱というのは非常に広い解釈がなされる言葉で、おまえあほやなといったような日常会話も侮辱罪となり得ます。また、Aさんは総理の器じゃないといった、本人は正当な論評のつもりで言った批判の言葉でも、侮辱罪となることもあり得ます。その結果、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金となり得るのです。

日本における言論の自由を、なかならず民主主義に欠かせない公務員、政治家に対する正当な批判を、大きく萎縮させるものにもなります。

このような批判をしますと、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金と定められている名誉毀損罪があり、そのようなことは起きないという反論があり得ますが、名誉毀損罪には公共の利害に関する場合に違法性が阻却される特例が明文で定められているのに、侮辱罪にはそのような規定がありません。

さらに、侮辱罪自体は今までも存在しており、そのようなことは起きなかつたという反論もあり得るでしょう。しかし、この政府案による厳罰化では、侮辱罪による逮捕が可能となり、教唆犯、幫助犯といった従犯が処罰されるようになりま

す。厳罰化されると、今までの侮辱罪とは全く異質なものになってしまうのです。

この政府案の問題点を正面から解決するのが、立憲・無所属会派が提出した、人の内面における人格に対する加害の目的でこれを誹謗し又は中傷した者は拘留又は科料に処すると定めた、加害目的の誹謗等罪です。

加害目的の誹謗等罪は、端的に、人の内面における人格権を保護法益とします。これにより、死ねばいいのに、いつ自殺するのといったような、人の人格を傷つける言葉が処罰対象になります。

一方で、おまえあほやなといった日常的な会話については、これを言った人が加害の目的がないと弁明することが可能となります。その上で、このようなことを言われた人が、私は東京出身なのであほと言われると傷つくんです、やめてくださいと言っていたことを知りながら、なおそれを繰り返していった場合は、加害の目的があると認定され、処罰されることになります。

つまり、加害目的誹謗等罪では、加害の目的を要件とすることで、被害者がやめてほしいと言っていることを知りながら誹謗中傷したことという客観的事実によって、処罰すべき誹謗中傷と処罰すべきでない言葉を適切かつ明確に画することができるのです。

また、加害目的誹謗等罪には、明文で公共の利害に関する場合の特例を定めていますので、公務員、政治家に対する正当な批判をした人がこの罪で処罰されることはありません。法定刑も、拘留又は科料となっています。原則として逮捕されることはなく、従犯が処罰されたりすることも基本的にありません。

同時に、本法案では、犯罪被害者保護法における損害賠償命令制度の対象に加害目的誹謗等罪、名誉毀損罪、侮辱罪を加えて被害者救済を図るとともに、プロバイダー責任制限法の使い勝手をよくして、誹謗中傷の行為者を特定しやすくする現実的対策を講じています。

私たちは、矜持を持って、加害目的誹謗等罪こそが、SNS、インターネット上の誹謗中傷に対し、処罰すべき対象を適切に捉えて処罰し、処罰すべきでない正当な批判を処罰対象から除外し、言論の自由を抑制することなく誹謗中傷を抑制し、被害者救済を実現する適切な法律であることを申し上げて、趣旨説明とさせていただきます。何とぞ、速やかに御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、来る二十六日火曜日午前九時三十分、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十六日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十九分散会

刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

刑法等の一部を改正する法律

刑法の一部改正

第一条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二百三十一条中「拘留又は科料を二年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に改める。」

第二条 刑法の一部を次のように改正する。

第九条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十条第一項ただし書を削る。

第十二条の見出しを「拘禁刑」に改め、同条第一項中「懲役は、無期」を「拘禁刑は、無期」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 拘禁刑は、刑事施設に拘留する。

第十二条に次の一項を加える。

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条の見出しを「有期拘禁刑の加減の限度」に改め、同条第一項中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

第二十五条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び第二号中「禁錮を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に、「二年以下の懲役又は禁錮」を「二年以下の拘禁刑」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて」を加える。

第二十六条各号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の二第三号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の三「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に、「禁錮以上の刑」を「拘禁刑（次条第二項後段又は第二十七条の七第二項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く。次条第六項、第二十七条の六及び第二十七条の七第六項において同じ。）」に改める。

第二十七条に次の五項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、刑の全部の執行を猶予の期間内に更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の全部の執行を猶予の言渡しを取り消されることがなくなるまでの間（以下この項及び次項において「効力継続期間」という。）、引き続きその効力を有するものとする。この場合において

は、当該刑については、当該効力継続期間は、その全部の執行を猶予の言渡しがされているものとみなす。

3 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑の言渡しは、効力を失っているものとみなす。

一 第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、次条第一項及び第三項、第二十七条の四（第三号に係る部分に限る。）並びに第三十四条の二の規定

二 人の資格に関する法令の規定

4 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行を猶予の言渡しがないときは、同項後段の規定による刑の全部の執行を猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でない

と認めるときは、この限りでない。

5 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の全部の執行を猶予の言渡しを取り消すことができる。

6 前二項の規定により刑の全部の執行を猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

第二十七条の二第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役又は禁錮」及び「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の四各号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の六中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の七中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の五項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪(罰金以上の刑に当たるものに限る。)について公訴の提起がされているときは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることがなくなるまでの間(以下この項及び次項において「効力継続期間」という。)、前項前段の規定による減軽は、されないものとする。この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。 3 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑は、第一項前段の規定による減軽がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わったものとみなす。 一 第二十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第二十七条の二第一項(第三号に係る部分に限る。)、及び第三項、第二十七条の四、第二十七条の五、第三十四条の二並びに第五十六条第一項の規定 二 人の資格に関する法令の規定 4 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でない」と認めるときは、この限りでない。 5 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。 6 前二項の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他	の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。 第二十八条中「懲役又は禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第三十二条第一号中「無期の懲役又は禁錮を」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二号中「有期の懲役又は禁錮を」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三号及び第四号中「懲役又は禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第三十四条第一項中「懲役、禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第三十四条の二第一項及び第四十五条中「禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第四十六条第二項中「無期の懲役又は禁錮を」を「無期拘禁刑」に改める。 第四十七条の見出しを「(有期拘禁刑の加重)」に改め、同条中「有期の懲役又は禁錮を」を「有期拘禁刑」に改める。 第五十一条第一項ただし書中「無期の懲役又は禁錮を」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の懲役又は禁錮を」を「有期拘禁刑」に改める。 第五十六条第一項中「懲役に処せられた」を「拘禁刑に処せられた」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役に当たる罪」と同質の罪により「を」を削り、「により懲役を」により「拘禁刑」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項を削る。 第五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第六十八条第一号中「無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮を」を「無期又は十年以上の拘禁刑」に改め、同条第二号中「無期の懲役又は禁錮を」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮を」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三号中「有期の懲役又は禁錮を」を「有期拘禁刑」に改める。 第七十条中「懲役、禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第七十七条第一項第一号中「無期禁錮を」を「無	期拘禁刑に改め、同項第二号及び第三号中「禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第七十八条及び第七十九条中「禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第八十二条、第八十八条及び第九十二条第一項中「懲役を」を「拘禁刑」に改める。 第九十三条及び第九十四条中「禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第九十五条第一項中「懲役若しくは禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第九十六条、第九十六条の二、第九十六条の三第一項、第九十六条の四、第九十六条の五、第九十六条の六第一項、第九十七条から第一百一条までの規定、第二百三条、第二百四条及び第二百五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百六条第一号及び第二号並びに第二百七条中「懲役又は禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第二百八条中「懲役を」を「拘禁刑」に改める。 第二百九条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百十條、第二百十一條、第二百十三條及び第二百十四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百十七條の二中「禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第二百十八條第一項、第二百十九條、第二百二十條第一項及び第二百二十一条中「懲役を」を「拘禁刑」に改める。 第二百二十三條中「懲役若しくは禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第二百二十四條第一項中「閉塞して」を「閉塞して」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百二十五條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。 第二百二十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。 第二百二十九條第二項中「禁錮を」を「拘禁刑」に改める。	第三百十條、第三百十三條、第三百十四條第一項、第三百十六條から第三百四十條までの規定及び第三百四十二條から第三百四十四條までの規定中「懲役を」を「拘禁刑」に改める。 第三百四十六條中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「の懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三百四十七條及び第三百四十八條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三百四十九條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。 第三百五十條、第三百五十三條、第三百五十四條第一項、第三百五十五條第一項及び第三項、第三百五十七條第一項及び第二項並びに第三百五十九條第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三百六十條中「禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第三百六十一條の二第一項及び第二項、第三百六十二條第一項、第三百六十三條第一項、第三百六十三條の二第一項、第三百六十三條の三並びに第三百六十三條の四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三百六十四條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。 第三百六十五條第一項、第三百六十六條第一項、第三百六十七條第一項、第三百六十八條の二第一項、第三百六十八條の三、第三百六十九條、第三百七十二條、第三百七十四條、第三百七十五條第一項及び第三百七十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三百七十七條中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。 第三百八十一條、第三百八十二條、第三百八十四條、第三百八十六條並びに第三百八十七條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三百八十八條中「懲役若しくは禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第三百八十九條から第三百九十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三百九十三條、第三百九十四條及び第三百九十五条第一項中「懲役又は禁錮を」を「拘禁刑」に改める。
第一類第三号 法務委員會議録第十一号 令和四年四月二十二日			

第九十七條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役を拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七條の三第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七條の四、第九十八條、第九十九條及び第二百一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二條中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百五條中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百六條、第二百八條及び第二百八條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一一條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二條から第二百四條までの規定、第二百五條第一項、第二百七條、第二百八條、第二百一十條、第二百一十二條第一項、第二百一十三條第一項、第二百一十四條、第二百一十五條及び第二百一十五條の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十六條中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百一十六條の二第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百一十六條の三「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百一十七條第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百一十八條の三「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十條の見出しを「名譽毀損」に改める。

め、同条第一項中「毀損した」を「毀損した」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十一條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十三條、第二百三十四條の二第一項、第二百三十五條及び第二百三十五條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百三十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十條中「懲役」を「拘禁刑」に、「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第二百四十一條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第二百四十六條第一項、第二百四十六條の二から第二百四十八條までの規定、第二百四十九條第一項、第二百五十二條第一項、第二百五十三條、第二百五十四條、第二百五十六條、第二百五十八條から第二百六十一條までの規定及び第二百六十二條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十三條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第三條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一號)の一部を次のように改正する。

第三十七條の五中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第八十九條第一號及び第二號中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三號中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五號中「畏怖させる」を「畏怖させる」に改める。

第二百五十一條及び第二百六十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十條第一項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に、「充分な」を「十分な」に改める。

第二百五十條第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、「(死刑に当たるものを除く。)」を削り、同項第一號中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二號中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改め、同項第二號中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第三號から第五號までの規定中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第六號中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十一條の五第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十五條第一項中「あたる」を「当たる」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十九條第一項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

第二百九十一條の二ただし書中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百一一條の二第一項第一號中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二號中「有期の懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百四十三條中「禁錮」を「拘禁刑」に、「あたらに」を「新たに」に改める。

第三百四十四條中「禁錮」を「拘禁刑」に、「第六十條第二項但書」を「第六十條第二項ただし書」に改める。

第三百四十九條第一項中「言渡」を「言渡し」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二百七條第四項若しくは第五項又は第二百七條の七第四項若しくは第五項の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、第一項の請求は、同法第二百七條第二項前段に規定する刑の全部の執行猶予の期間内又は同法第二百七條の七第二項前段に規定する刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪であつて当該請求の理由に係るものについて罰

金以上の刑に処する裁判が確定した日から二箇月を経過した後は、これを行うことができない。

第三百五十條の二第二項中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第三百五十條の十五第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十條の十六第一項ただし書中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十條の二十九中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百六十條の二中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第四百八十條中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「言渡」を「言渡し」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一號及び第五號中「虞」を「おそれ」に改める。

第四百八十四條、第四百八十五條及び第四百八十六條第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第四條 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十號)の一部を次のように改正する。

目次中「外出及び外泊」を「社会復帰支援等」に改める。

第三十條中「その者の」の下に「年齢、」を加える。

第四十二條第一項第四號及び第五十四條第一項第三號中「第百六條第一項」を「第百六條の二第一項」に改める。

第七十四條第二項第十一號中「第百六條第二項」を「第百六條の二第二項」に改める。

第八十一條第二號中「第百六條第一項」を「第百六條の二第一項」に改める。

第八十四条第二項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「受刑者の」の下に「年齢を考慮し、その」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(被害者等の心情等の考慮)

第八十四条の二 刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等(受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者(以下この項において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この節において同じ。の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。処遇要領を変更しうとするときも、同様とする。

2 刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たっては、前項の心情及び状況並びに次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

3 刑事施設の長は、法務省令で定める受刑者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生活及び行動に関する意見(以下この節において「心情等」という。)を述べたい旨の申出があったときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないことを認めるときは、この限りでない。

第八十五条第二項及び第九十八条第五項第三号中「第六百六条第一項」を「第六百六条の二第一項」に改める。

第六百六条に次の二項を加える。

3 刑事施設の長は、第一項の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害

害者等の置かれている状況及び第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

4 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとする。ただし、その伝達することが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないことを認めるときは、この限りでない。

第二編第二章第十節第四款の款名を次のように改める。

第四款 社会復帰支援等

第二編第二章第十節第四款中「第六百六条を第六百六条の二とし、同条の前に次の一条を加える。」

(社会復帰支援)

第六百六条 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 就業又は修学を助けること。

四 前三号に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

2 前項の支援は、その効果的な実施を図るために必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。

3 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、第八十四条

の二第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

4 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るよう努めなければならない。

第八八条中「第六百六条第一項」を「第六百六条の二第一項」に改める。

第九九条第二項中「及び前款」を「、第六百六条第二項及び第六百六条の二から前条まで」に改める。

第六百五十条第一項中「第六百六条第二項」を「第六百六条の二第二項」に改める。

第二百八十六条中「第八十六条第二項及び第三項を「第八十六条」に、並びに第九十三条」を「及び第九十三条」に改める。

第二百九十三条第二項第二号中「第六百六条第一項を「第六百六条の二第一項」に改める。

第五五条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十二条」に、「第九十二条」を「第九十三条」に改める。

第二条第四号中「懲役受刑者、禁錮受刑者」を「拘禁刑受刑者」に改め、同条第五号中「懲役受刑者」を「拘禁刑受刑者」に、「懲役の刑」を「拘禁刑」に、「第十六条第一項第一号の」を「第十六条第一項の規定により執行する」に、「以下同じ」を「次条第一号及び第十五条第一項第一号において同じ」に改め、同条第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第八号中「被勾留者」を「被勾留者」に改め、同条を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項第三号中「懲役受刑者、禁錮受刑者」を「拘禁刑受刑者」に改め、同条第二項中「第九十二条又は」を削る。

第十五条第一項第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十八条第二号中「第八十六条第一項」を「第八十七条第一項」に改める。

第七十四条第二項第九号中「第九十二条若しくは」を削り、「第八十五条第一項各号」を「第八十六条第一項各号」に改める。

第八十四条第一項中「第九十二条又は」を削り、同条第三項中「基づき」の下に「、できる限り速やかに」を加え、「する」を「し」、矯正処遇の目標並びに第九十三条に規定する作業並びに第九十三条及び第九十四条に規定する指導と内容及び方法をできる限り具体的に記載するものとする」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 刑事施設の長は、第二項の規定にかかわらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年齢、その時点において把握している資質及び環境を考慮し、必要と認められる範囲内において、法務省令で定めるところにより、矯正処遇を行うものとする。

第九十二条を削り、第二編第二章第十節第一款中第九十一条を第九十二条とし、第八十五条から第九十条までを一条ずつ繰り下げ、第八十四条の二を第八十五条とする。

第九十三条を次のように改める。

(受刑者の作業)

第九十三条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないことを認めるときは、この限りでない。

第九十四条第二項中「受刑者に」を「刑事施設の長は、」に、「必要がある場合において」を「ことが改善更生及び円滑な社会復帰に資すると認められる受刑者に対し」に改める。

第九十五条第一項中「一日の作業時間及び作業を行わない日」を「作業を行う日及び時間」に

改める。

第九十六条第一項中「懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項を「拘禁刑受刑者が、第八十九条第二項」に改める。

第二百九十三条第三項及び第四項並びに第二百九十六条第三項中「第八十四条の二第三項」を「第八十五条第三項」に改める。

第二百九十六条の二第一項中「懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項」を「拘禁刑受刑者が、第八十九条第二項」に改める。

第二百九十九条第一項中「及び第八十九条」を「及び第九十条」に、「第八十九条第三号」を「第九十条第三号」に改め、同条第二項中「第八十六条から第八十八条」を「第八十七条から第八十九条」に改める。

第四百四十六条第一項中「第八十八条第二項」を「第八十九条第二項」に改める。

第五百五十一条第一項第二号を削り、同項第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第五号まで」を「第四号まで」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第二百八十八条を次のように改める。
(労役場留置者の処遇)

第二百八十八条 労役場に留置されている者(以下「労役場留置者」という。)に行わせる作業は、労役場留置者ごとに、当該労役場が附置された刑事施設の長が指定する。

2 労役場が附置された刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

3 前二項に定めるもののほか、労役場留置者の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第七十四条第二項第九号中「第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第二百三条若しくは第二百四条に規定する指導を拒んではならない」とあるのは、「第二百八十八条第一項

に規定する作業を怠つてはならない」と読み替えるものとする。
第二百九十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百九十三条第一項中「第二百八十八条」を「第二百八十八条第三項」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(更生保護法の一部改正)
第六条 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 恩赦の申出(第八十九条・第九十条)」を「第五章の二 更生保護に関する第六章 恩赦の申出(第八十九条・第九十条)」を「第六章 恩赦の申出(第八十九条・第九十条)」に改める。

第三条中「交友関係等を」「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この条において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。))の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況等」に、「その者」を「当該措置を受ける者」に改める。
第十四条中「その他の者」の下に「(以下「関係機関等」という。))を加える。

第十六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第三十条中「官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者」を「関係機関等」に改める。

第三十八条第一項中「被害者等(審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者(以下この項において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは

兄弟姉妹をいう。次項において同じ。))から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び」を「審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪に係る被害者等から、審理対象者の仮釈放、仮釈放中の保護観察及び第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見並びに」に改め、同条第二項中「地方委員会」の下に「前項の」を加え、「前項」を「同項」に改め、「同項の」の下に「規定による」を加え、同条に次の二項を加える。

3 地方委員会は、第一項の規定により仮釈放中の保護観察に関する意見を聴取した場合において、同項の審理対象者について刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分をしたときは、当該審理対象者の仮釈放中の保護観察をつかさどることとなる保護観察所の長に對し、当該意見その他の仮釈放中の保護観察の実施に必要な事項を通知するものとする。

4 地方委員会は、第一項の規定により第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見を聴取した場合において、必要があると認めるときは、第一項の審理対象者について同条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長に對し、当該意見その他の同項の規定による生活環境の調整の実施に必要な事項を通知するものとする。
第四十二条及び第四十七条の三中「若しくは」を「又は」に改める。

第四十八条第四号中「薬物使用等の罪を犯した者」に對する刑の一部の執行猶予に関する法律の下に「(平成二十五年法律第五十号)」を加える。

第四十九条第一項中「目的として」の下に「その犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 保護観察所の長は、保護観察を適切に実施するため、保護観察対象者の改善更生に資する援助を行う関係機関等に対し第三十条の規

定により必要な情報の提供を求めるなどして、当該関係機関等との間の緊密な連携の確保に努めるものとする。
第五十条第一項第二号に次のように加える。

ハ 保護観察官又は保護司から、健全な生活態度を保持するために実行し、又は継続している行動の状況、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を受けることに關してとつた行動の状況、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとつた行動の状況その他の行動の状況を示す事実であつて指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに應じ、その事実を申告し、又はこれに關する資料を提示すること。

第五十一条第二項第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けること。

第五十七条第一項第二号中「とること」の下に「(第四号に定めるものを除く。))」を加え、同項に次の二号を加える。

四 保護観察対象者が、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

五 保護観察対象者が、当該保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となつた犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること。

第五十七条に次の四項を加える。

3 保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同号に規定する援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。ただし、第五十一条第二項第七号の規定により当該援助を受けることを特別遵守事項として定めている場合は、保護観察対象者の意思に反しないことを確認することを要しない。

4 保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとったときは、同号に規定する援助の状況を把握するとともに、当該援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

5 第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第四号に規定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

6 保護観察所の長は、第一項第五号に規定する措置をとる場合において、第三十八条第三項の規定により同項に規定する事項が通知され又は第六十五条第一項の規定により同項に規定する心情等を聴取したときは、当該通知された事項又は当該聴取した心情等を踏まえるものとする。

第六十一条第二項中「平成七年法律第八十六号」を削る。

第六十三条第九項中「第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の決定」を「又は第七十五条第一項の決定に改める。

第六十五条の見出し中「心情等の」の下に「聴取及び」を加え、同条第二項中「保護観察所の長は、」の下に「第一項の」を加え、「前項」を「前二項」に改め、「及び」の下に「第一項の規定による」を加え、「同項ただし書」を「前項ただし書」

に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「について、」の下に「前項の」を加え、「当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。」を削り、「被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）を同項の規定により聴取した心情等」に改め、「当該心情等を聴取し」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となつた犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等から、被害に関する心情、当該被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第六十五条の三第二項を次のように改める。
第五十七条第三項及び第四項の規定は前項各号に規定する措置について、同条第五項の規定は前項第二号に規定する措置について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第三項及び第四項中「援助」とあるのは「医療又は援助」と、同条第五項中「第五十一条第二項第四号に規定する処遇」とあるのは「規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇」と読み替えるものとする。

第六十五条の三第三項及び第四項を削る。
第七十条第三項中「第二号口及び」の下に「八並びに」を加える。

第八十一条第一項中「地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもつて」を「保護観察所の長が、保護観察付執行猶予者について、遵守事項及び生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、現に健全な生活態度を保持しており、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに」に改め、同条第三項中「第二号口及び」の下に「八並びに」を加え、同条第五項中「地方委員会」を「保護観察所の長」に改め、「保護観察所の長の申出があつた場合において「及び」、決定をもつて」を削る。

第八十二条第一項中「この条において」を削る。

第八十三条の次に次の一条を加える。
（勾留中の被疑者に対する生活環境の調整）
第八十三条の二 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であつて検察官が罪を犯したと認めたものについて、身体拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、第八十二条第一項に規定する方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たっては、同項の被疑者の刑事上の手続に関与している検察官の意見を聴かなければならない。

3 保護観察所の長は、前項に規定する検察官が捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見を述べたときは、第一項の規定による調整を行うことができな。

る。

六 検察官が直ちに訴追を必要としないことを認めた者
第八十五条第四項ただし書中「更に六月を」を「第一項の措置のうち、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に六月を、その他のものについては更に一年六月を、それぞれ」に改める。

第八十六条第一項に後段として次のように加える。
収容中の者から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号又は第九号に掲げる者（第八十八条の二において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めたとときも、同様とする。

第八十六条第二項に後段として次のように加える。
収容中の者について、必要があると認めるときも、同様とする。
第八十八条中「第二号及び第三号を除く」を「第一号に係る部分に限る」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。
第五章の二 更生保護に関するその他の援助
（刑執行終了者等に対する援助）
第八十八条の二 保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる。

（更生保護に関する地域援助）
第八十八条の三 保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うもの

とする。

第七条 更生保護法の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 保護観察付執行猶予者」第七十八條の二「第八十一条」を
第五節 保護観察付執行猶予者
第八十一条 第二款 再保

察付執行猶予者
(第七十八條の二「第八十一条」)
保護観察付執行猶予者に関する特則 第八十一条
の二「第八十一条の五」に改める。

第九條第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第三十三條及び第三十四條第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十四條第二項中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。
第五十五條第二項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三章第五節中第七十八條の二の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第八十一条に次の一項を加える。

6 刑法第二十五條の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者が、同條第一項の規定により保護観察に付された場合には、同條第二項の規定による処分は、その効力を失う。

第三章第五節中第八十一条の次の一款を加える。

第二款 再保護観察付執行猶予者に関する特則

(保護観察の実施方法)

第八十一条の二 刑法第二十五條の二第一項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者(以下「再保護観察付執行猶予者」という。)に対する保護観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当

該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならない。

(鑑別の求め)

第八十一条の三 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、保護観察に付されている期間中に更に刑法第二十五條の二第一項の規定により付された保護観察(次条において「再度の保護観察」という。)の開始に際し、前条に規定する要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該再保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。ただし、保護観察の実施のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

(特別遵守事項)

第八十一条の四 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、先に付されている保護観察(刑法第二十五條の二第一項の規定により付されたものに限る。以下この項及び次項において「先の保護観察」という。)において特別遵守事項が定められているときは、第五十二條第五項の規定にかかわらず、再度の保護観察の開始に際し、当該先の保護観察における特別遵守事項を再度の保護観察においても特別遵守事項として定めなければならない。ただし、当該先の保護観察における特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第五十二條第五項の規定により特別遵守事項を定めるとき、若しくは同條第六項の規定により特別遵守事項を定め、若しくは変更するとき、又は第五十三條第一項の規定により特別遵守事項を取り消すときは、当該再保護観察付執行猶予者が付されている先の保護観察において、当該特別遵守事項を定め、若しくは変更し、又は取り消さなければならない。ただし、当該特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでない。

3 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯して刑法第二十五條の二第一項の規定により保護観察に付されている者が、再び当該薬物使用等の罪を犯して再度の保護観察に付された場合には、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に同法第二十六條の二に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

(保護観察の仮解除)

第八十一条の五 刑法第二十五條の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている再保護観察付執行猶予者に対する第五十條の規定の適用については、第八十一条第三項の規定にかかわらず、第五十條第一項中「以下一般遵守事項」とあるのは、第二号八及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同号口中「指導監督を行うため把握すべきもの」とあるのは「その行状を把握するため必要なもの」と、同項第五号中「転居(第四十七條の二の規定又は少年法第六十四條第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。)の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。)又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」とする。

(更生保護事業法の一部改正)

第八條 更生保護事業法(平成七年法律第八十六

号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業」を「宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業」に改め、同條第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「収容して」を「宿泊させて」に改め、「宿泊場所を供与し」を削り、「生活指導」の下に「又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助」を加え、同項第七号中「訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け」を「直ちに訴追を必要としない」と認められに改め、同條第三項及び第四項を次のように改める。

3 この法律において「通所・訪問型保護事業」とは、前項に規定する者を更生保護施設その他の適当な施設に通わせ、又は訪問する等の方法により、その者に対し、宿泊場所への帰宅、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図り、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

4 この法律において「地域連携・助成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 第二項各号に掲げる者の改善更生に資する援助を行う公共の衛生福祉に関する機関その他の者との地域における連携協力体制の整備を行う事業
- 二 第二項各号に掲げる者の改善更生に資する活動への地域住民の参加の促進を行う事業
- 三 宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に従事する者の確保、養成及び研修を行う事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを

目的とする事業に関する啓発、連絡、調整
又は助成を行う事業

第二条第五項中「継続保護事業又は一時保護事業」を「宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業」に改める。

第十一条第三項及び第三十二條第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第四十五條（見出しを含む）、第四十六條第二項及び第四十七條第三項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。

第四十七條の二（見出しを含む）中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第四十八條第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改め、同条第三項中「一時保護事業又は連絡助成事業」を「通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業」に、「第四十七條の二第一号」を「前条第一号」に改める。

第四十九條中「継続保護事業又は一時保護事業」を「宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業」に改める。

第五十條中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に改める。

第五十六條の二第二項中「一時保護事業又は連絡助成事業」を「通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業」に改める。

第九条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第三号及び第四号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第十号中「第十六條第一項第一号若しくは第二号の」を「第十六條第一項の規定による」に改める。

第二十一条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十六條中「二」を「いずれかに二」、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（少年院法の一部改正）

第十条 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條」を「第二十三條・第二十三條の二」に改める。

第二条第三号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「第十六條第一項各号の」を「第十六條第一項の規定による」に改める。

第三条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「第十六條第一項各号の」を「第十六條第一項の規定により執行するに」、「以下単に「刑」という」を「次条第一項第四号及び第四百四十一條第一項ただし書において同じ」に改める。

第四条第一項第四号中「刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十三條に見出しとして「矯正教育の目的及び体系的実施」を付し、第五章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（被害者等の心情等の考慮）

第二十三條の二 少年院の長は、矯正教育を行うに当たっては、被害者等（在院者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この章及び第四十四條第三項において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況及び次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

2 少年院の長は、在院者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況又は当該在院者の生活及び行動に関する意見（以下この章及び第四十四條第三項において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。

る。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該在院者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないことを認めるときは、この限りでない。

第二十四條に次の二項を加える。

4 少年院の長は、第一項の生活指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況及び前条第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

5 少年院の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、前条第二項の規定により聴取した心情等を在院者に伝達すること、希望する旨の申出があつたときは、第一項の生活指導を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該在院者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正教育の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないことを認めるときは、この限りでない。

第三十四條第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定するに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況及び第二十三條の二第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

第三十六條第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第四十四條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 少年院の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正教育の実施状況、第二十三條

の二第二項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

第四百四十一條第一項ただし書中「刑」を「拘禁刑」に改める。

第四百四十七條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（少年鑑別所法の一部改正）

第十一条 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「非行の状況」を「非行又は犯罪の状況」に改める。

第十七條第一項第三号中「であつて、二十歳未満のもの」を削り、同項に次の一号を加える。

四 更生保護法第四十條の規定（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五條の二第二項若しくは第二十七條の三第二項若しくは藥物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四條第一項の規定により保護観察に付されて

いる者

第三百三十二條中「明治四十年法律第四十五号」を削る。

第十二條 少年鑑別所法の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第三号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六條第一項の規定により執行する共助刑を含む。）」に改め、同項第四号中「（平成十四年法律第六十六号）」を削る。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第四条、第六条、第八条、第十条(少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第四百四十一条第一項ただし書及び第四百四十七条第一項の改正規定を除く。)及び第十一条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによる。

理由

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができ対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

目次

- 第一編 関係法律の一部改正
第一章 法務省関係(第一条―第六十七条)
第二章 会計検査院関係(第六十八条)
第三章 内閣官房関係(第六十九条―第七十九条)

第四章 内閣府関係

第一節 本府関係(第八十条―第九十二条)
第二節 公正取引委員会関係(第九十四条―第九十五条)

第三節 国家公安委員会関係(第九十六条―第九十八条)

第四節 個人情報保護委員会関係(第九十九条―第一百十条)

第五節 金融庁関係(第一百一十一条―第一百三十七条)

第六節 消費者庁関係(第一百三十八条―第一百四十二条)

第五章 デジタル庁関係(第一百四十三条―第一百四十四条)

第六章 復興庁関係(第一百四十五条―第一百四十七条)

第七章 総務省関係(第一百四十五条―第一百七十五条)

第八章 外務省関係(第一百七十六条―第一百八十条)

第九章 財務省関係(第一百八十一条―第二百八条)

第十章 文部科学省関係(第二百九条―第二百九十九条)

第十一章 厚生労働省関係(第二百二十条―第二百七十四条)

第十二章 農林水産省関係(第二百七十五条―第二百九十九条)

第十三章 経済産業省関係(第三百条―第三百四十条)

第十四章 国土交通省関係(第三百四十一条―第四百二十一条)

第十五章 環境省関係(第四百二十二条―第四百三十五条)

第十六章 防衛省関係(第四百三十六条―第四百四十条)

第二編 経過措置

第一章 通則(第四百四十一条―第四百四十三条)
第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一節 刑法の一部改正に伴う経過措置(第四百四十四条―第四百五十七条)

第二節 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置(第四百五十八条)

第三節 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う経過措置(第四百五十九条―第四百六十三条)

第四節 更生保護法の一部改正に伴う経過措置(第四百六十四条―第四百六十八条)

第五節 更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置(第四百六十九条―第四百七十一条)

第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措置(第四百七十二条)

第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置(第四百七十三条)

第三章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置(第四百七十四条―第五百八条)

第四章 その他(第五百九条)

附則
第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係
(爆発物取締罰則の一部改正)

第一条 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「若クハ」を「又ハ」に、「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三条から第五条までの規定中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八条及び第九条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(決闘罪に関する件の一部改正)

第二条 決闘罪に関する件(明治二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「重禁錮二処シ十元以上百元以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑二処ス」に改める。

第二条中「重禁錮二処シ二十元以上二百元以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑二処ス」に改める。

第四条第一項中「一月以上」を削り、「重禁錮二処シ五十元以上五十元以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑二処ス」に改める。

(工場抵当法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)第四十九条第一項

二 法人の役員処罰に関する法律(大正四年法律第十八号)本則

三 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第三百三十二条から第三百三十四条まで

四 国籍法(昭和二十五年法律第四百四十七号)第二十条第一項

五 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第三十八条

六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第五条、第五条の二第一項、第五条の三及び第八条第一項から第三項まで

七 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律(昭和四十三年法律第二百二号)第一条第一項及び第二条第一項

八 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二百二条及び第二百三十三条第一項

九 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第六十六條及び第六十七條

十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第五条、第六条第

一項及び第三項並びに第七條から第九條まで 十一 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第百三十号)第一条第一項、第二条第一項及び第四条 十二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)第二条第一項、第三条第一項から第三項まで、第四条第一項及び第五条第一項 十三 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)第十一條 十四 弁護士法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九号)附則第四條第一項 十五 労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第三十四條 十六 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第五十二條 十七 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則第二十六條及び第二十七條 十八 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)第五十條及び附則第三條第三項 十九 国籍法の一部を改正する法律(平成二十年法律第八十八号)附則第十一條第一項 二十 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第二百九十二條 二十一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第二百六十号)第三條第一項及び第三項 二十二 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和三年法律第二十五号)第十七條第一項 (刑法施行法の一部改正) 第四條 刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。 第一条中「謂フ」を「謂ヒ刑法等一部改正法ト	称スルハ令和四年法律第 号刑法等の一部を改正する法律ヲ謂フ」に改め、同条に次の一項を加える。 本法ニ於テ懲役(旧刑法ノ懲役ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十二條ニ定メタル懲役ヲ謂ヒ禁錮(旧刑法ノ禁錮ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十三條ニ定メタル禁錮ヲ謂ヒ拘留(旧刑法ノ拘留ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十六條ニ定メタル拘留ヲ謂フ 第三十二條中「懲役若クハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。 (公証人法等の一部改正) 第五條 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 一 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第十四條第一号 二 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十二條第一項第一号 三 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)第四條第一号 (暴力行為等処罰に関する法律の一部改正) 第六條 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。 第一条、第一条ノ二第一項、第一条ノ三第一項及び第二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。 (盗犯等の防止及び処分に関する法律の一部改正) 第七條 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)の一部を次のように改正する。 第二条中「[有期懲役]」を「[有期拘禁刑]」に改める。	第三条及び第四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (恩赦法の一部改正) 第八條 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。 第七條第三項に次のただし書を加える。 ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しがされてゐるものとみなされてゐる者に対しては、猶予の期間の短縮は行わない。 第七條第四項に次のただし書を加える。 ただし、刑の一部の執行猶予の言渡しがされてゐるものとみなされてゐる者に対しては、猶予の期間の短縮は行わない。 (裁判所法の一部改正) 第九條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 第二十六條第二項第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第三十三條第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項ただし書中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第四十六條中「外、左の各号の一」を「ほか、次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第七十三條中「これを」を削り、「懲役若しくは禁錮又は千円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。 (国会職員法の一部改正) 第十條 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 第二条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。 (裁判官弾劾法の一部改正) 第十一條 裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。 第四十三條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「且ツ」を「かつ」に改める。(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正)	第十二條 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。 第六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「終る」を「終わる」に、「且ツ」を「かつ」に改める。 第七條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (檢察審査会法の一部改正) 第十三條 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。 第五條第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第十七條第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「勾留^シされている」を「勾留されている」に改める。 第四十四條第一項、第四十四條の二及び第四十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (少年法の一部改正) 第十四條 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。 第六條の六第一項第一号口中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第十七條第四項ただし書中「死刑、懲役又は禁錮」を「拘禁刑以上の刑」に改める。 第二十條第一項中「死刑、懲役又は禁錮」を「拘禁刑以上の刑」に改める。 第二十二條の二第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第四十九條第三項中「同条第八号」を「同条第七号」に改める。 第五十一條の見出しを「(死刑と無期拘禁刑の緩和)」に改め、同条第一項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に、「[有期の懲役又は禁錮]」を「[有期拘禁刑]」に改める。 第五十二條第一項中「[有期の懲役又は禁錮]」を「[有期拘禁刑]」に改め、同条第三項中「[言渡し]」を「[言渡し]」に改める。
---	--	---	--

第五十六条の見出しを「拘禁刑の執行」に改め、同条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、「又は第十三条第二項」を削る。
第五十七条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「有期の刑」を「有期拘禁刑」に改め、同項第三号中「刑」を「拘禁刑」に改め、「刑の」を削り、同条第二項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改める。

第五十九条第一項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の刑」を「有期拘禁刑」に改める。
第六十二条第二項第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第五条中「無期刑」を「無期の刑法等の一部を改正する法律令和四年法律第 号 第二条の規定による改正前の刑法（以下この条において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮」に改める。

（人身保護法の一部改正）
第十五条 人身保護法（昭和二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第二十六条中「ことさら」を「殊更」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（人権擁護委員会法の一部改正）
第十六条 人権擁護委員会法（昭和二十四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。
第七号第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「又は」を「又はその」に改め、同条第二項中「二」を「いずれかに」に改める。

（弁護士法の一部改正）
第十七条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。
第七号第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条の三第二項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。
第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（刑事補償法の一部改正）

第十八条 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二十七条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（司法書士法の一部改正）
第十九条 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五号第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第七十四条、第七十六条第一項、第七十七条及び第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地家屋調査士法の一部改正）
第二十条 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五号第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六十九号、第七十一条、第七十一条の二第二項、第七十二条及び第七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）
第二十一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五号第一項第四号中「懲役若しくは禁錮又はこれら」を「拘禁刑又はこれ」に改め、同項第九号の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第十九条の二十六第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条第四号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同号ト中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同号リ中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号の四「懲役」を「拘禁刑」に改める。

禁刑」に改め、同条第四号の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号の四「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条の三第三号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条の二第二項第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条の二の二第二項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十条第一項中「以下の懲役若しくは禁錮」を「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金」を「これ」に改める。

第七十一条中「以下の懲役若しくは禁錮」を「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金」を「これ」に改める。

第七十一条の二、第七十一条の三及び第七十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条中「以下の懲役若しくは禁錮」を「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金」を「これ」に改める。

第七十三条の二第一項、第七十三条の三第一項、第七十三条の四、第七十三条の五、第七十三号の六第一項、第七十四号第一項及び第二項、第七十四号の二、第七十四号の三、第七十四号の四第一項及び第二項、第七十四号の五から第七十四号の六の二までの規定、第七十四号の八第一項及び第二項並びに第七十五号の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第二十二号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二号中「懲役又は二千元」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三号第一項中「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

改正する。

第二号中「懲役又は二千元」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三号第一項中「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第四号第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五号中「且つ」を「かつ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六号第一項中「若しくは」を「又は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七号第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「せん動した」を「煽動した」に改める。

第十条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁こにあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

（道路交通事業抵当法の一部改正）
第二十三条 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「質入」を「質入れ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

（破壊活動防止法の一部改正）
第二十四条 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第三十八号第一項中「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「未だ」を「いまだ」に改める。

第三十九号中「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第四十条中「左の各号の二」を「次に掲げる」に、「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条及び第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(公安審査委員会設置法及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律

第二百四十二号)第七号第二号

二 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第三

条第一項第五号イ

(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第二十六条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「引渡しに関する制限」に改め、同条中「左の各号の二」を「次の各号のい

ずれか」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第二号中「引渡しを」に改め、同条第四号中「行なわれたを」に改め、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑に」、「あたる」を「当たら」に改め、同条第八号中「終らず」を「終わらず」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第二十七条 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第二十八条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第二十九条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項中「この場合において」の下に、「同法第三十条中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この条において「被害者」という。又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。))の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」とを加える。

第二十六条第二項中「第四十九条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第五十五条から第五十八条まで」を「第五十五条、第五十六条、第五十七條第一項、第五号に係る部分を除く。」及び第二項から第五項まで、第五十八条に、「同法第五十条第一項第三号を」、「同法第三十条中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この条において「被害者」という。又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。))の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九條第一項中「第五十七條及び」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七條第一項(第五号に係る部分を除く。))」を加える。

第五十条第一項第二号ハ中、「被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとつた行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号に、「第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項」を「又は第七十五条第一項」に改

め、「第二十七条第一項の決定」との下に、「同法第六十五条の三第一項中「第五十七條第一項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七條第一項(第五号に係る部分を除く。))」を加える。

第二十七条第二項中「同条第一項」を「同法第三十条中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この条において「被害者」という。又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。))の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第七十三條第一項」に改める。

第三十一条の見出しを「更生緊急保護等」に改め、同条中「及び同法」を「並びに同法第八十条の二及び」に改め、「補導処分」との下に「同条第一項及び第二項中「収容中の者」とあるのは「婦人補導院に収容中の者」とを加える。

第三十条 売春防止法の一部を次のように改正する。

第五条中「一」を「いずれかに」に、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条第一号及び第三号中「ふれる」を「触れる」に改める。

第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

第七条第一項及び第二項、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条から第十三条までの規定並びに第十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十六条中「懲役の言渡」を「拘禁刑の言渡し」に改める。

第十七条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条第二項中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条第一項中「受け終つた」を「受け終つた」に改め、同条第二項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(旧国會議員互助年金法の一部改正)

第三十一条 国會議員互助年金法を廃止する法律

(平成十八年法律第一号 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国會議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

5 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条第三項(第二号に係る部分に限る。及び第二十七条の七第三項(第二号に係る部分に限る。))の規定は、前項の普通退職年金及び公務傷病年金には適用しない。

(企業担保法の一部改正)

第三十二条 企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「禁刑」に改める。

第六十一条中「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条及び第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(航空機の強取等の処罰に関する法律の一部改正)

第三十三条 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第三条及び第四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の一部改正)

第三十四条 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第百四十二号)の一

第五号第七号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第三十三条及び第三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部改正）
第四十三条 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条から第六条までの規定並びに第七条第一項、第二項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第八号第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

（法務省設置法の一部改正）
第四十四条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第九号第一項第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第十号第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）
第四十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第一号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。
第三条第一項第一号から第十二号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第十三号及び第十四号中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同項第十五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六条第一項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六条の二第二項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（民事再生法の一部改正）
第四十八条 民事再生法（平成十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
第二百五十五号第一項、第二百五十六号、第二百五十七号第一項、第二百五十八号第一項、第二百五十九号及び第二百六十号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第二百六十一号第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第二百六十二条及び第二百六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正）
第四十九条 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）の一部を次のように改正する。
第五条第一号及び第十九条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四十一条第一項、第四十二条及び第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）
第五十条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。
第六十五条第一項及び第六十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十八条及び第六十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）
第五十一条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二百八十八号第一項、第二百八十九号から第二百九十二条までの規定及び附則第五十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（国際受刑者移送法の一部改正）
第五十二条 国際受刑者移送法（平成十四年法律

め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「二年以下の懲役又は禁錮」を「二年以下の拘禁刑」に改める。
第七号第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第七号の二第二項中「懲役又は」を「拘禁刑又は」に改め、同項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第九号第一項、第十号第一項及び第三項並びに第十一号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
別表第一第十号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。
（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正）
第四十六条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第三号及び第十五号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第三十七号第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の一部改正）
第四十七条 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。
第三十八号及び第三十九号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第四十二条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四十三条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。
（民事再生法の一部改正）
第四十八号 民事再生法（平成十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
第二百五十五号第一項、第二百五十六号、第二百五十七号第一項、第二百五十八号第一項、第二百五十九号及び第二百六十号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第二百六十一号第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第二百六十二条及び第二百六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正）
第四十九条 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）の一部を次のように改正する。
第五条第一号及び第十九条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四十一条第一項、第四十二条及び第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）
第五十条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。
第六十五条第一項及び第六十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十八条及び第六十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）
第五十一条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二百八十八号第一項、第二百八十九号から第二百九十二条までの規定及び附則第五十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（国際受刑者移送法の一部改正）
第五十二条 国際受刑者移送法（平成十四年法律

第六十六号）の一部を次のように改正する。
第二十一条中「第四十九条第一項」を「第四十九号第一項及び第三項」に、「第八十八号を第八十八条の二」に改める。
第五十三条 国際受刑者移送法の一部を次のように改正する。
第一条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二条第一号、第六号、第十号及び第十二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第五条第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第十六条第一項中「次の各号に掲げる受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の区分に応じ、当該各号に掲げる種類の共助刑を執行する」を「当該受入受刑者を刑事施設に拘置する」に改め、「とする」の下に「この場合において、当該受入受刑者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項後段を削る。
第二十一条中「第十六条第一項第一号」を「第十六条第一項の規定による」に、「懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮」を「拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑」に、「刑の言渡しを」を「刑の言渡しを」に、「共助刑の種類」を「刑名（共助刑である場合はその旨）」に、「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「当該外国刑の種類又は」を「第十六条及び」及び「種類及び」を削る。
第二十八号第四号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二十九号及び第三十七号（見出しを含む。）中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十八條第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、「刑の種類若しくは」を削り、同条第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十條中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第五十四條 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百四條第一項第四号、第二百六十六條第一項、第二百六十七條、第二百六十八條第一項、第二百六十九條第一項、第二百七十條及び第二百七十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十二條第一項中「賄賂」を「賄賂に、懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第五十五條 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中「懲役又は禁錮」の刑を「拘禁刑」に改める。

第七條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四條第二項及び第七十六條第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（仲裁法の一部改正）

第五十六條 仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中「賄賂」を「賄賂に、懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十二條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁

刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第五十七條 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第十四條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十五條第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「勾留されている」を「勾留されている」に改める。

第六十六條第一項、第六十七條第一項、第六十八條第一項及び第六十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（破産法の一部改正）

第五十八條 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五條第一項、第二百六十六條、第二百六十七條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百六十九條から第二百七十二條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十三條第一項中「賄賂」を「賄賂に、懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十四條及び第二百七十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第五十九條 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十八條第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十九條、第六十條及び第六十一條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第六十條 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（会社法の一部改正）

第六十一條 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十一條第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九百六十條第一項及び第九百六十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九百六十三條第一項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

第九百六十四條第一項、第九百六十五條から第九百六十七條までの規定、第九百六十八條第一項、第九百七十条第一項、第四項及び第五項並びに第九百七十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第六十二條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百三十四條第一項、第三百三十五條、第三百三十六條並びに第三百三十七條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（信託法の一部改正）

第六十三條 信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二百六十七條第一項中「賄賂」を「賄賂に、懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第六十四條 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第七号中「懲役刑若しくは禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

第九條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九條第二項第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十三條第一項、第五十四條、第五十五條、第五十六條第一項及び第五十七條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十八條第一項中「賄賂」を「賄賂に、懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一條及び第六十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四條第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第六十五條 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四條及び第二十二條中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

附則第二十四條第一項、第三十七條及び第三十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第六十六條 自動車等の運転により人を死傷させる

行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「懲役に処し」を「拘禁刑に処し」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三条第一項及び第四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役に処し」を「拘禁刑に処し」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第六十七条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号及び第七十四条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八条から第百十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二章 会計検査院関係
(会計検査院法の一部改正)

第六十八条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三章 内閣官房関係
(国家公務員法の一部改正)

第六十九条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項第二号及び第三十八條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百六条の十第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「此の」を「この」に改め、同条第十三号中

「ついた」を「就いた」に改める。

第百十條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第四号中「又はその写」を「若しくはその写し」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「写」を「写し」に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の二を同項第五号とし、同項第十六号及び第十七号を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 何人たるを問わず第九十八條第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

第百十條第一項第十八号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 第百二條第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

第百十條第一項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とする。

第百十一條中「より」を「から」に、「まで及び」を「まで若しくは」に改め、「第三号を削り、」

「第十八号及び第二十号」を「第十七号若しくは第十九号」に、「そのかし」を「唆し」に、「ぼう助」を「幫助」に改める。

第百十一條の二を削る。

第百十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七十條 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條の五第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九條の六第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七十一條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正

する。

第三十四條中「一」を「いずれかに」に、「懲役を拘禁刑」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第七十二條 国家公務員退職手当法(昭和二十八

年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四條の見出し、同条第一項第一号、第十五條第一項第一号及び第十七條第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)

第七十三條 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等の一部改正)

第七十四條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百八十八條から第百九十條まで

二 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百十四号)第二十條

三 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第百九十條から第百九十三條まで

四 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一号)第三十七條

五 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第百十五條第二項及び第三項

六 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第七十六條

七 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六

年法律第百四号)第三十八條

八 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第八十四号)第二十五條及び第二十六條

九 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第 号)第九十二條第一項、第九十三條、第九十四條第一項及び第九十五條第一項

(日本郵政株式会社法の一部改正)

第七十五條 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十八條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日本郵便株式会社法の一部改正)

第七十六條 日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(特定秘密の保護に関する法律の一部改正)

第七十七條 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項及び第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四條第一項及び第二十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(特定複合観光施設区域整備法の一部改正)

第七十八條 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項第二号イ(5)及び第二百十七條第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六條第一項、第二百三十七條第一

項及び第二項、第二百三十八条から第二百四十条までの規定、第二百四十四条、第二百四十五条第一項、第二百四十七条第一項、第二百四十九条、第二百五十条第一項から第四項までの規定並びに第二百五十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の一部改正」

第七十九条 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十号第二項第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四章 内閣府関係

第一節 本府関係

（災害救助法等の一部改正）

第八十条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三十二条及び第三十三条

二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条及び附則第二条第八項

三 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三十六条及び第三十七条

四 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二十三条

五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十九条

六 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第三十八号及び第三十九号

七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第百四十四号

八 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一

年法律第七十一号）第三十四条

九 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第十七号

十 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二号の二第十五項

十一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二十五号

十二 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第二十二号

十三 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）第六十条及び第六十一条

十四 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）第三十三号及び第三十四号

十五 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第四十四条から第四十六条の二まで

十六 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第三十一条、第三十二条第一項及び第三十三条

（災害対策基本法の一部改正）

第八十一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百十三号及び第百四十四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第八十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第六号中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第四項中「禁錮、罰金、拘留、科

料又は没収は、刑法第九号に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収を「は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二

条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第十二号に定める懲役とし、当該罰則に定める禁錮は旧刑法第十三号に定める禁錮とし、当該罰則に定める罰金は刑法第十五号に定める罰金とし、当該罰則に定める拘留は旧刑法第十六号に定める拘留とし、当該罰則に定める科料は刑法第十七号に定める科料とし、当該罰則に定める没収は刑法第十九号に定める」に改める。

第二百六条第六項中「懲役」を「拘禁刑」に、「一万円を二万円」に改める。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第八十三条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十号第二号及び第四十七号第一号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

第八十四条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第九号第五号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十八条第一項、第八十九条第一項及び第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（株式会社産業再生機構法の一部改正）

第八十五条 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条第一項及び第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

第八十六条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六号第一号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第八十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三号第五項第四号イ及び第十七号第二項第七号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正）

第八十八条 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三号第一項、第三項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（無期懲役を「無期拘禁刑」に改める）

（株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正）

第八十九条 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六十八号第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九号第一項及び第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正）

第九十条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法

(平成二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第九十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第九十二条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第十二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十二条の五第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第十五項及び第十七項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十三条第四項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第十四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正)

第九十三条 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第三項、第五十七条並びに第五十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二節 公正取引委員会関係

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第九十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九条第一項、第九十条、第九十一条、第九十二条から第九十四条までの規定及び第九十四条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正)

第九十五条 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三節 国家公安委員会関係

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第九十六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四号第一項第二号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、「若しくは禁錮の刑を削る。

第四十九号、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(警察官職務執行法の一部改正)

第九十七条 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七号ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な」を「拘禁刑に当たる凶悪な」に、「場合。」を「場合」に改め、同条第二号中「場合。」を「場合」に改める。

(古物営業法の一部改正)

第九十八条 古物営業法(昭和二十四年法律第百

八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条から第三十三条までの規定及び第三十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第九十九条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「附した」を「付した」に改める。

第二十五条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十条及び第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「懲役若しくは一万円」を「拘禁刑若しくは二万円」に改める。

第三十三号中「二万円」を「二万円」に改める。

(警察法の一部改正)

第一百条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七号第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「推せんした」を「推薦した」に改め、同条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第一百条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項第十二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五号の二第二項第二号及び第三号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

に改め、同条第三項第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号及び第三号中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三十一条の四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三十一条の六、第三十一条の七第一項及び第二項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項及び第二項、第三十一条の十一第一項及び第三項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項及び第三項並びに第三十一条の十七から第三十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第一百条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の八第三項第二号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第九十九条の二第四項第二号二及び第百八条の四第三項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十六号第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十七号から第百十七号の五までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十八号第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八号の二、第百十八号の三並びに第百十九号第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律等の一部改正)

第百三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十七条第

一項 二 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)第四十二条 三 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和六十三年法律第九十号)第七条 四 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第二項及び第四項並びに第七条 五 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第十一条及び第十二条 六 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第十八条、第十九条第一項及び第二十号 七 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成十五年法律第六十五号)第十五条及び第十六条 八 遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四十一条 九 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九條第一項及び第三項、第二十九條の二第一項及び第三項、第二十九條の三第一項及び第三項並びに第三十条第一項及び第三項 十 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号)第十五条 十一 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)第二十九条から第三十一条まで 十二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第十三条	(警備業法の一部改正) 第四百四条 警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。 第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第五十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正) 第二百五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。 第三条第二号イ、ハ及びホ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第四十六条から第五十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正) 第六十六条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。 第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正) 第七七条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。 第八八条第二号及び第十八条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第三十一条及び第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正) 第八八条 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。 第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第十七条及び第十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。	改める。 第四節 個人情報保護委員会関係 (個人情報保護の保護に関する法律の一部改正) 第九九条 個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。 第四十八条第三号イ、第一百十三条第四号及び第一百三十六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第七百七十六号から第八百八十一号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正) 第一百十号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。 附則第三条第八項から第十一項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第五節 金融庁関係 (担保付社債信託法の一部改正) 第一百十号 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第六十八号 二 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七十一条第一項、第七十二条及び第七十三条第一項 三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十六号、第五十七号第一項、第五十八号及び第五十九号 四 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第十八条から第二十号まで 五 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第三十三号)第四十三条第一項 (無尽業法の一部改正) 第一百十二号 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。	第三十五条の二第二項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第三十六条から第三十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正) 第一百三十三号 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。 第十二条の二第二項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第十五条の二から第十八条までの規定及び第十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (金融商品取引法の一部改正) 第一百四十四号 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。 第二十九号の四第一項第二号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第七十七号の三第二項第三号イ、第七十八号の八第二項第三号イ及び第七十九号の八第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第一百五十六号の三十九第一項第四号ハ及び第一百五十六号の六十七第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第九十七号から第九十八号までの規定、第九十八号の三から第二百条までの規定、第二百条の三第一項、第二百一条及び第二百二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百三十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百四号及び第二百五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (公認会計士法の一部改正) 第一百五十五号 公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。 第四号第二号及び第三号並びに第三十四号の十の十第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
--	--	--	---

第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十二条の二、第五十二条の三第一項及び第五十二条の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (協同組合による金融事業に関する法律の一部改正) 第十六条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。 第五条の四第五号及び第六条の五の十二第二項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第八条の二から第十条の二の二までの規定、第十条の二の四及び第十条の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (船主相互保険組合法の一部改正) 第十七条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。 第十七条第一項第三号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第五十六条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第五十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正) 第一百八条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。 第九十八条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二百二十八条第一項及び第二百二十八条の二第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百二十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。 第二百三十条第一項、第二百三十一条から第二百三十三条までの規定、第二百三十四条第一項、第二百三十六条第一項、第四項及び第五項、第二百三十九条から第二百四十三条までの	規定、第二百四十五条並びに第二百四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (信用金庫法の一部改正) 第十九条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。 第三十四条第五号及び第八十五条の十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第八十九条の四から第九十条の四の二までの規定、第九十条の四の四及び第九十条の四の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (長期信用銀行法の一部改正) 第二十号 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。 第十六条の八第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二十三条の二から第二十五条の二の二までの規定及び第二十五条の二の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (労働金庫法の一部改正) 第二百一十一号 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。 第三十四条第五号及び第八十九条の十三第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第九十九条第一項及び第二項、第九十九条の二から第一百条の四の二までの規定、第一百条の四の四並びに第一百条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正) 第二百二十二号 預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。 第四条中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「免かれる」を「免れる」に改める。 第五条第一項中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「免かれる」を「免れる」に改め、同条第二項中「免かれる」を「免れる」に改める。	(預金保険法の一部改正) 第二百二十三号 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。 第十九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二百四十一条第一項及び第二項、第二百四十一条の二第二項及び第二項、第二百四十二条、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項、第二百四十四条並びに第二百四十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (銀行法の一部改正) 第二百二十四号 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 第五十二条の六十の六第一項第九号ハ、第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(3)及び第五十二条の六十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第六十一条から第六十三条の二の二までの規定、第六十三条の二の四及び第六十三条の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (貸金業法の一部改正) 第二百二十五号 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項第四号、第二十四条の二十七第一項第四号、第四十一条の十三第一項第四号ハ及び第四十一条の三十九第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第四十七条から第四十八条の三までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第五十条の三第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (保険業法の一部改正) 第二百二十六号 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。 第二百六十五条の十六第三号、第二百七十二号の四第一項第十号ロ、第二百七十九号第一項第二号、第二百八十九号第一項第二号及び第二百八条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。	に改める。 第三百十五号から第三百十七号の二までの規定、第三百十八号から第三百十九号までの規定、第三百二十二条第一項及び第三百二十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三百二十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び同条第二項第一号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第三項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三百二十五条第一項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条、第三百二十八条、第三百二十九条第一項並びに第三百三十一条第一項、第四項及び第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正) 第二百二十七号 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。 第二百二十五条第一項第四号、第二百九十五条第一項第四号、第五百四十九条第一項、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項、第五百五十二条第一項、第五百五十三条第一項、第五百五十四条第一項及び第五百五十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第五百五十六号第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第五百五十七号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (資産の流動化に関する法律の一部改正) 第二百二十八号 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)の一部を次のように改正する。 第七十条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二百九十四条から第二百九十八号までの規定、第三百二条第一項及び第三百三条第一項中
--	--	--	--

「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百四十四条第一項中「隠べいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項、第三項及び第四項第一号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改める。

第三百五十五条第一項、第三百六十六条から第三百八条までの規定、第三百九十九条第一項並びに第三百一十一条第一項、第六項及び第七項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二百二十九条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十条、第八十一条及び第八十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）
第百三十条 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号八及び第五十一条第一項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条から第八十八条までの規定、第九十条及び第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第三百三十一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（公認会計士法の一部を改正する法律の一部改正）

第三百三十二条 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「に処せられた者は」を「又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項において「刑法等」という。）第二

条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役若しくは刑法等一部改正法第二條の規定による改正前の刑法第十三条に規定する禁錮に処せられた者は、」に、「第二百四十七条を「第三百八条第一項（信託業法の一部改正）

第百三十三條 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第八号八及び第八十五條の二第二項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十一条から第九十四条までの規定及び第九十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）
第百三十四條 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第七項第一号ホ(3)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第十九條第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三百三十五條 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十八條第一項中「に違反し、禁錮以上の刑」を「に違反し、拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項において「刑法等」という。）

改正法」という。）第二條の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（次項において「懲役」という。）若しくは刑法等一部改正法第二條の規定による改正前の刑法第十三条に規定する禁錮（以下この条において「禁錮」という。）に、「規定に違反し、禁錮」を「規定に違反し、禁錮」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「に処せられた者は」を「又は懲役若しくは禁錮に処せられた者」に改める。

（電子記録債権法の一部改正）
第百三十六條 電子記録債権法（平成十九年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十二条から第九十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）
第百三十七條 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第九号八、第四十条第一項第十一号八、第六十二条の六第一項第十二号八、第六十三条の五第一項第十二号八、第六十三條の二十五第二項第五号八、第六十六條第二項第五号八及び第九十九條第一項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百七条から第百二十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六節 消費者庁関係
（物価統制令等の一部改正）

第百三十八條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第三十三條から第三十八條まで

二 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十一年法律第百三十四号）第三十六條及び第三十七條

三 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対

する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）第九條及び第十條

四 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第七十條、第七十一条及び第七十二條第二項

五 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）第五條及び第六條

六 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十二條から第三十五條まで

七 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第五十一条から第五十三條まで

八 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十七條から第二十條まで

九 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）第十三條

（国民生活安定緊急措置法の一部改正）
第百三十九條 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四條中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（消費者契約法の一部改正）
第百四十條 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三條第五項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）
第百四十一條 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

改める。

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のため

の民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正
正)

第百四十二条 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第四項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五章 デジタル庁関係

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正)
第百四十三条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十五条まで並びに附則第三条第五項及び第六項

二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第二十号

三 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)第三十条及び第三十一条

第六章 復興庁関係

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法及び福島復興再生特別措置法の一部改正)
第百四十四条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第六十九条

二 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第百四十五号

第七章 総務省関係

第一類第三号 法務委員会議録第十一号 令和四年四月二十二日

(海底電信線保護万国連合条約罰則の一部改正)
第百四十五条 海底電信線保護万国連合条約罰則(大正五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二条第二項中「五千元」を「二万円」に改める。

第三条中「一万円」を「二万円」に改める。

第四条第一項中「一万円」を「二万円」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(恩給法の一部改正)
第百四十六条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「懲役若しくは禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法明治四十年法律第四十五号)第二十七条第三項第二号ニ係ル部分ニ限リ及第二十七条の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限リ)ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第七十七条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二十七条第三項(第二号ニ係ル部分ニ限リ)及第二十七条の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限リ)ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

(地方自治法の一部改正)
第百四十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条の四第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「毀壊」を「毀壊」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改

め、同条第三項及び第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「申立て」を「申立て」に、「疎明しなれば」を「疎明しなければ」に改め、同条第五項中「疎明を疎明」に改め、同条第七項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第九項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十一項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第二百五十条の九第八項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十二条の二十八第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十二条の三十一第四項及び第二百五十二条の三十二第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
第百四十八条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条及び第四十六条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十八条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(郵便法の一部改正)
第百四十九条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条中「き損し」を「毀損し」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十条及び第八十四条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条第一項中「はり付ける」を「貼り付ける」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十六条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(当せん金付証票法等の一部改正)
第百五十条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)第十八条

二 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)第五十七号

三 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第四十二条から第四十五条まで

四 郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)第二条

五 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第四十二条及び第四十八条第一項

六 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第四十九条及び第五十条

七 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十九条及び第六十九条の二

八 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)第二十四条

九 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百一十一号)第四十五条及び第四十六条

十 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)第八条

十一 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第三十三条及び第三十四条

十二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第七十三条第一項、第七十四条及び第七十五号

第二百三十五条の五中「禁錮を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の六の見出し中「あいさつ」を「挨拶」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十七条第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十七条の二第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十九条の二第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号中「あいさつする」を「挨拶する」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十一条中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十二条の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十四条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十六条から第二百四十九条までの規定中「禁錮を「拘禁刑」に改める。

第二百五十条の二第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十条の見出し及び同条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十一条の二第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十一条の三第一項及び第二百五十二条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十三條第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(電波法の一部改正)

第五百五十六條 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十九條の三第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六百五條第一項中「第七十條の六」を「第七十條の六第二項」に、「取扱」を「取扱い」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「取扱」を「取扱い」に改める。

第六百六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六百七條中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六百八條、第六百八條の二第一項、第六百九條、第六百九條の二第一項及び第二項並びに第六百九條の三から第六百一一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(放送法の一部改正)

第六百五十七條 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六百八十三條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六百八十四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六百五十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の見出し中「不納せん動を」を「不納煽動に改め、同条第一項中「せん動した」を「煽動した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二條及び第二十二條の二第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二條の二十八第二項第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十七條第一項、第五十三條の三第一項、第五十四條第一項、第六十二條第一項及び第三項、第六十九條第一項及び第三項、第七十條第一項、第七十一條、第七十一條の十六第一項、第七十一條の二十第一項及び第三項、第七十一條の二十一第一項、第七十一條の二十二、第七十一條の三十七第一項、第七十一條の四十一第一項及び第三項、第七十一條の四十二第一項、第七十一條の四十三、第七十一條の五十七第一項、第七十一條の六十一第一項及び第三項、第七十一條の六十二第一項、第七十一條の六十三、第七十二條の八第一項、第七十二條の三十三第一項、第七十二條の三十八第一項、第七十二條の四十九第一項、第七十二條の四十九の三第一項及び第三項、第七十二條の四十九の十第一項、第七十二條の五十六第一項並びに第七十二條の六十第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十二條の六十四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第七十二條の六十九第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第七十二條の七十一、第七十二條の八十五第一項、第七十二條の九十一第一項、第七十二條の九十二第一項、第七十二條の九十五第一項及び第四項、第七十二條の百二十一第一項、第七十二條の百九十一第一項並びに第七十二條の百十第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三條の九第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第七十三條の十九第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第七十三條の三十第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三條の三十七第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第七十三條の三十八第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第七十三條の三十九、第七十四條の八第一項、第七十四條の十五第一項、第二項及び第四項、第七十四條の十八第一項、第七十四條の二十八第一項及び第三項、第七十四條の二十九第一項、第七十四條の三十、第七十八條第一項、第八十五條第一項、第八十六條第一項、第九十五條第一項及び第三項、第九十六條第一項、第九十七條、第九十四條の十二第一項、第九十四條の十七第一項、第九十四條の十九第一項、第九十四條の二十二第一項、第九十四條の二十四第一項、第九十四條の二十五第一項及び第二項、第九十四條の二十六第一項、第九十四條の二十八第一項、第九十四條の三十三第一項から第五項までの規定、第九十四條の三十七第一項、第九十四條の三十九第一項、第九十四條の四十一第一項から第三項まで及び第五項、第九十四條の五十二第一項及び第三項、第九十四條の五十三第一項、第九十四條の五十四、第九十五條第二項、第九十六條第一項及び第三項、第九十七條第一項及び第三項、第九十七條の十四第一項、第九十七條の十六第一項及び第三項、第九十七條の二十二第一項及び第三項、第九十七條の二十三第一項並びに第九十七條

条の二十四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第九十九條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第二百一一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第二百一一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第二百一一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第二百一一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第二百一一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第二百一一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第二百一一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第二百一一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第二百一一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第二百一一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第三百三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十四條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第三百五十八條第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百七十四條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第三百七十五條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第三百七十六條及び第三百八十五條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百九十五條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第三百九十七條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第四百七條第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四百二十六條第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四百六十條第一項及び第三項、第四百六十三條の八第一項及び第三項、第四百六十三條の九第一項、第四百六十三條の十、第四百六十三條の二十八第一項及び第三項、第四百六十三條の三十、第四百七十一條第一項、第四百七十八條第一項、第二項及び第四項、第四百八十五條の四第一項及び第三項、第四百八十五條の五第一項並びに第四百八十五條の六中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五百二十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第五百三十條第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五百四十二條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

せる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第五百四十三條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第五百四十四條、第五百八十九條第一項、第六百四十四條第一項及び第三項、第六百四十四條第一項及び第三項、第六百四十五條第一項並びに第六百六十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六百七十五條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第六百八十二條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第六百九十一條第一項、第二項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六百九十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第六百九十七條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第六百九十七條の二、第七百六條の六十七第一項及び第三項、第七百六條の六十八の二、第七百六條の六第一項並びに第七百六條の七第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七百一十一條の十九第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七百一十一條の二十第一項、第七百一十一條の二十一、第七百一十一條の三十六第一項、第七百一十一條の五十三第一項、第七百一十一條の五十六第一項及び第三項、第七百一十一條の六十六第一項及び第三項、第七百一十一條の六十七第一項並びに第七百一十一條の六十八中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第七百八十八條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第七百九十五條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第七百二十四條第一項、第二項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七百二十九條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第七百三十條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
第七百三十條の二、第七百三十三條の五第一項、第七百三十三條の十一第一項、第七百三十三條の二十一第一項、第二項及び第四項、第七百三十三條の二十五第一項及び第三項、第七百三十三條の二十六第一項、第七百三十三條の二十六の二、第七百三十九條の六第一項及び第三項から第五項までの規定、第八百六條、附則第五條の四第十三項並びに附則第六十三條第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(地方公務員法の一部改正)
第二百五十九條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 何人たるを問わず、第三十七條第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者
第六十二條の二を削る。
第六十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)
第六十條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十九條中「懲役」を「拘禁刑」に、「二万円」を「二万円」に改める。
第六十一條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十三條中「五千元」を「二万円」に改める。
第六十四條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「五千元」を「二万円」に改める。
(行政書士法の一部改正)
第六十一條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二條の二第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二十條の二から第二十一條までの規定及び第二十二條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(有線電気通信法の一部改正)
第六十二條 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項並びに第十四條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第十五條中「送り」を「送り」に、「懲役」を「禁刑」に改める。
第十六條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第六十三條 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百一十一條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第一百四十六條の二及び第一百四十六條の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(公害紛争処理法の一部改正)
第六十四條 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「二」を「いずれかに」に改める。
第五十一條及び第五十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(公害等調整委員会設置法の一部改正)
第百六十五条 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第百六十六条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)
第百六十七条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第百七十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百七十八條を次のように改める。

第百七十八條 第二十五條第一項から第三項までの規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百七十九條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」を「も、前項と同様とする」に改める。

第百八十条の二を削る。

第百八十一条、第百八十二条第一項、第百八十四条及び第百八十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十条第二号中「第百七十九條、第百八十条の二」を「から第百七十九條まで」に改める。

(政党助成法の一部改正)
第百六十八條 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十四條第一項及び第四十五條中「二」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第百六十九條 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七條第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正)
第百七十條 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「において」を「に」に、「により」を「の規定により」に改める。

第四十四條第一項、第四十五條第一項及び第二項並びに第四十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第百七十一條 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第六項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十條第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第百七十二條 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条第一項、第二十四條、第二十五條及び附則第六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)
第百七十三條 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三條の三第一項中「第二百八十八條及び第二百八十九條第一項」を「第二百八十八條第一項及び第二百八十九條第一項」に改め、同項第一号、第三号及び第八号中「第二百八十八條」を「第二百八十八條第三項」に改め、同項第十号中「第八十五條第一項」を「第八十六條第一項」に改め、同項第十二号中「第二百八十八條」を「第二百八十八條第三項」に改める。

第五十四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)
第百七十四條 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第百九十九條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十一条及び第百十二条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十四条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十五条第一項第一号及び第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十六條及び第百十八條第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八條の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十九條第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項及び第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十條第一項及び第二項並びに第百二十二條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の一部改正)
第百七十五條 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項第二号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八章 外務省関係
(旅券法の一部改正)
第百七十六條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(外務公務員法の一部改正)
第百七十七條 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

う、助」を「**補助**」に、「懲役」を「**拘禁刑**」に改める。

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部改正)

第百七十八条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「**拘禁刑**」に改める。

一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二十二條

二 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)第四十五條

三 独立行政法人国際交流基金法(平成十四年法律第百三十七号)第二十二條

(細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律の一部改正)

第百七十九條 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「充てんされた」を「**充填された**」に、「懲役」を「**拘禁刑**」に改め、同条第二項中「懲役」を「**拘禁刑**」に改める。

第十條第一項中「**有期懲役**」を「**有期拘禁刑**」に改め、同条第二項中「懲役」を「**拘禁刑**」に改める。

第十二條中「懲役」を「**拘禁刑**」に改める。

(国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律の一部改正)

第百八十條 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(平成十六年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「懲役」を「**拘禁刑**」に改め、同条第二号中「あてた」を「**宛てた**」に改める。

第四條第一項、第五條及び第六條第一項中「懲役」を「**拘禁刑**」に改める。

第九章 財務省関係
(通貨及証券模造取締法の一部改正)

第百八十一條 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「**違反シタル者ハ一月以上**」を「**違反シタル者ハ**」に、「**重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス**」を「**拘禁刑ニ処ス**」に改める。

(外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律の一部改正)

第百八十二條 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「**重懲役又ハ輕懲役**」を「**六年以上十一年以下ノ拘禁刑**」に改め、同条第二項中「**輕懲役又ハ**」を削り、「**五年以下ノ重禁錮**」を「**八年以下ノ拘禁刑**」に改める。

第三條第一項中「**輕懲役又ハ**」を削り、「**五年以下ノ重禁錮**」を「**八年以下ノ拘禁刑**」に改め、同条第二項ただし書中「**二円**」を「**一万円**」に改める。

第四條中「**重禁錮**」を「**拘禁刑**」に改める。

第五條第一項中「**重禁錮又ハ二百円**」を「**拘禁刑又ハ二万円**」に改める。

第六條中「**輕罪ヲ犯サムトシテ未ダ遂ゲザル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ処断ス**」を「**罪ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス**」に改める。

(紙幣類似証券取締法の一部改正)

第百八十三條 紙幣類似証券取締法(明治三十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「**重禁錮又ハ八千円**」を「**拘禁刑又ハ二万円**」に改める。

(印紙犯罪処罰法等の一部改正)

第百八十四條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「**拘禁刑**」に改める。

一 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一條及び第二條第一項
二 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第

六十八條第一項及び第三項、第六十九條並びに第七十條

三 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第九十六條及び第九十七條

四 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二十三條第一項及び第二十四條

五 地方揮発油税法(昭和三十年法律第百四号)第十五條第一項及び第三項

六 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十九條第一項及び第三十條

七 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二條の三第一項、第三項及び第四項、第七十條の十三第一項及び第三項、第八十七條の六第十五項、第八十七條の八第六項及び第七項、第八十九條第二十五項、第二十七項及び第二十九項並びに第九十條の七第一項及び第三項

八 揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二十七條第一項及び第三項並びに第二十八條

九 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百八十七條第一項及び第三項、第百八十八條並びに第百八十九條

十 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第十六條及び第十七條

十一 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第四十七條第一項

十二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第百五十九條第一項及び第三項、第百六十條並びに第百六十二條

十三 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)第二十七條第一項及び第三項並びに第二十八條

十四 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人

税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第十三條第一項、第三項及び第四項

十五 航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第十九條第一項及び第三項並びに第二十條

十六 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第十二條第一項及び第三項並びに第十三條

十七 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第二十三條第一項及び第三項並びに第二十四條

十八 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第四十七條第一項

十九 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二十七條第一項及び第三項並びに第二十八條

二十 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六十四條第一項及び第五項、第六十五條並びに第六十六條

二十一 地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十九條第一項及び第三項並びに第四十條

二十二 塩事業法(平成八年法律第三十九号)第三十六條

二十三 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)第二十一條第一項及び第三項並びに第二十二條

二十四 独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第百六十四号)第十六條

二十五 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第六十七條から第六十九條まで

二十六 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九年法律第五十八号)附則第七條第一項及び第二項
二十七 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平

成二十年法律第四十六号)附則第十八条第二項及び第三項 二十八 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第十二条第一項 二十九 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十四条 三十 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第三十四条第一項及び第三項、第六十五条並びに第六十七条 三十一 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第三十三条第一項及び第三項、第三十四条並びに第三十六条 三十二 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十九条第二十八項、第三十項、第三十二項及び第三十三項 三十三 国際観光旅客税法(平成三十年法律第十六号)第二十四条第一項及び第二十五条(会社経理応急措置法の一部改正) 第百八十五条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。 第二十八条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号から第六号までの規定中「とき」を「とき」に改め、同条第七号中「従はなかつたとき」を「従わなかつたとき」に改め、同条第八号中「選任されてゐない」を「選任されていらない」に、「処分したとき」を「処分したとき」に改める。 第二十九条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三十条第一項中「ときには、これを」を「ときは、」に、「懲役又は三千円を」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条第二項中「申込み」を「申込み」に改める。	第三十一条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「懲役又は一万円を」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条各号中「とき」を「とき」に改める。 第三十二条中「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。 (企業再建整備法の一部改正) 第百八十六条 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 第五十六条中「左の各号の」を「次の各号のいづれか」に改め、「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「明かならしめる」を「明らかにする」に改める。 第五十七条中「左の各号の」を「次の各号のいづれか」に改め、「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。 第五十八条中「ときには、これを」を「ときは」に、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。 (閉鎖機関令の一部改正) 第百八十七条 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。 第二十八条の二中「左」を「次に」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二十九条から第三十条までの規定中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三十条の二中「因り懲役」を「より拘禁刑」に改める。 第三十一条中「左の各号の」を「次の各号のいづれかに、これを六箇月以下の懲役又は一万円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。 (貨幣損傷等取締法及び印紙等模造取締法の一部改正) 第百八十八条 次に掲げる法律の規定中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一 貨幣損傷等取締法(昭和二十二年法律第百四十八号)第三項 二 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百	八十九号)第二条 (すき入紙製造取締法の一部改正) 第百八十九条 すき入紙製造取締法(昭和二十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。 第三項中「これを六箇月以下の懲役又は五千元」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。 (旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正) 第百九十条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。 第三十八条中「左の」を「次の」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (資産再評価法の一部改正) 第百九十一条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。 第百二十四条第一項中「詐偽を」を「偽りに」、「懲役を拘禁刑」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に、「こえ」を「超え」に改める。 第百二十五条中「こえたを」を「超えた」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第百二十六条中「左の各号の」を「次の各号のいづれかに、」を「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第九号中「呈示したを」を「提示したに改める。第百二十八条中「窃用したを」を「盗用したに」、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (税理士法の一部改正) 第百九十二条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。 第四条第三号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第四十九条の十二の三第二項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第	二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。 第五十八条、第五十九条第一項及び第六十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正) 第百九十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。 第十一条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。 (酒税法の一部改正) 第百九十四条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。 第十条第八号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第三項、第五十六条第一項、第五十七条並びに第五十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (金管理法の一部改正) 第百九十五条 金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。 第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。 (関税法の一部改正) 第百九十六条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。 第七条の五第一号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二十四条第一項中「積卸」を「積卸し」に、「外」を「ほか」に改め、同条第三項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。
--	--	---	---

第四十三条第三号、第六十三条の四第一号ハ、第六十七条の六第一号ハ及び第六十七条の十三第三項第一号ハ中「禁錮を拘禁刑」に改める。

第百八条の四第一項、第二項、第四項及び第五項、第百九条第一項、第二項、第四項及び第五項、第百九条の二第一項、第二項、第四項及び第五項、第百十條第二項及び第五項、第百十一條第一項及び第四項、第百十二條第一項及び第三項並びに第百十二條の二から第百十五條の三までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十六條第二項第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第百九十七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五号の見出し中「讓受」を「讓受け」に改め、同条第三項中「充てん者」を「充填者」に改め、同条第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(こん税法及び特別とん税法の一部改正)
第百九十八條 次に掲げる法律の規定中「免かれ」を「免れ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)第十二條第一項

二 特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)第十條第一項

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第百九十九條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第九十七條第一項から第三項までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十七條の二及び第百二十七條の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第二百條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第百二十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十七條中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百五十七條第二項第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

(所得税法の一部改正)
第二百一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二百三十八條第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十九條第一項中「給付補てん金等」を「給付補填金等」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十條第一項中「給付補てん金等」を「給付補填金等」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十一條及び第二百四十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第二百二條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

(通関業法の一部改正)
第二百三條 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一條第一項及び第四十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正)

第二百四條 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律

第五十四号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十三條第一項及び第二十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日本たばこ産業株式会社法の一部改正)
第二百五條 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第十五條第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日本銀行法の一部改正)
第二百六條 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)
第二百七條 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第九條中「の各号」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)
第二百八條 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一條第一項並びに附則第四十五條第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第二百九條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十三條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)
第二百十條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項中「第百十一條の二」を「第百十條第一項」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)
第二百十一條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(社会教育法の一部改正)
第二百十二條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十一條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)
第二百十三條 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十條中「左に」を「次に」に、「六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

(文化財保護法の一部改正)
第二百十四條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第百九十三條及び第百九十四條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九十五條及び第百九十六條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宗教法人法等の一部改正) 第二百十五條 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 一 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十二條第三号 二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四條第三項第二号 三 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第十八條第一項第一号ハ 四 著作権等管理事業法(平成十二年法律第二百三十一号)第六條第一項第五号ニ (ユネスコ活動に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正) 第二百十六條 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 一 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)第十一條第一項第二号 二 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第十二條第一号 (私立学校教職員共済法等の一部改正) 第二百十七條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第五十一條及び第五十五條 二 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第五十七号)第四條 三 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十三年法律第四十七号)第二十四條 四 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二百九條第一項から第三項まで、第二百二十條の二から第二百二十一條の二まで及び第二百二十二條の二第二項 五 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)第二十九條及び第三十條	六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二條、第三十三條、第三十七條、第三十八條第一項、第四十條第一項、第四十一條及び第四十二條 七 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第六十五号)第十五條 八 独立行政法人大学入試センター法(平成十一年法律第六十六号)第十七條 九 独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第六十七号)第十五條 十 独立行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第六十八号)第十四條 十一 独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第七十二号)第十五條 十二 国立研究開発法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第七十三号)第十八條 十三 国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第七十四号)第十八條 十四 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第七十六号)第二十二條 十五 独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第七十八号)第十七條 十六 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第四十六号)第十六條から第十八條まで 十七 国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第五十八号)第四十一條 十八 国立研究開発法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)第二十三條 十九 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)第三十條 二十 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第二十九條 二十一 国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第二十四條 二十二 国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十号)第三十八條 二十三 独立行政法人国立高等専門学校機構法	(平成十五年法律第一百三十三号)第十七條 二十四 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第一百四十四号)第二十六條 二十五 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第五十五号)第三十二條並びに附則第三十二條第一項及び第二項 二十六 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二十一條第一項 二十七 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第九十一号)第十七條 二十八 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(平成三十年法律第三十三号)第九條第一項 (技術士法の一部改正) 第二百十八條 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。 第三條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第五十九條第一項、第六十條及び第六十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (武力紛争の際の文化財の保護に関する法律の一部改正) 第二百十九條 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律(平成十九年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。 第七條第一項及び第二項並びに第八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第九條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第十條及び第十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第十一章 厚生労働省関係 (健康保険法の一部改正) 第二百二十條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。 第六十五條第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第五号中「すべて」を「全て」に改める。
第七十一條第二項第三号、第八十條第八号及び第八十一條第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第八十九條第四項第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第七号中「すべて」を「全て」に改める。 第九十五條第九号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二百七條の二から第二百九條までの規定及び第二百十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (船員保険法等の一部改正) 第二百二十一條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第一百五十五條の二から第一百五十七條まで 二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一條及び第五十三條 三 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第五十九号)第四條 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第十三條の四から第十三條の六まで 五 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十四條の四及び第十四條の五 六 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第七條の二 七 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)第三十三條 八 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第三十一條から第三十三條まで及び第三十三條の二第二項 九 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)第二十九條から第三十一條まで及び第三十一條の二第二項 十 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第四十三條から第四十四條の三まで及び第四十四條の四第一項	第七十一條第二項第三号、第八十條第八号及び第八十一條第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第八十九條第四項第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第七号中「すべて」を「全て」に改める。 第九十五條第九号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二百七條の二から第二百九條までの規定及び第二百十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (船員保険法等の一部改正) 第二百二十一條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第一百五十五條の二から第一百五十七條まで 二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一條及び第五十三條 三 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第五十九号)第四條 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第十三條の四から第十三條の六まで 五 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十四條の四及び第十四條の五 六 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第七條の二 七 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)第三十三條 八 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第三十一條から第三十三條まで及び第三十三條の二第二項 九 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)第二十九條から第三十一條まで及び第三十一條の二第二項 十 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第四十三條から第四十四條の三まで及び第四十四條の四第一項	第七十一條第二項第三号、第八十條第八号及び第八十一條第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第八十九條第四項第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第七号中「すべて」を「全て」に改める。 第九十五條第九号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二百七條の二から第二百九條までの規定及び第二百十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (船員保険法等の一部改正) 第二百二十一條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第一百五十五條の二から第一百五十七條まで 二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一條及び第五十三條 三 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第五十九号)第四條 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第十三條の四から第十三條の六まで 五 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十四條の四及び第十四條の五 六 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第七條の二 七 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)第三十三條 八 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第三十一條から第三十三條まで及び第三十三條の二第二項 九 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)第二十九條から第三十一條まで及び第三十一條の二第二項 十 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第四十三條から第四十四條の三まで及び第四十四條の四第一項

十一 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十四条から第十八条まで 十二 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第二十二号 十三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四十七号及び第四十八号 十四 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第十四条の三及び第十四条の四 十五 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二十四号から第二十四条の四まで及び第二十七号 十六 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第三十一号から第三十四条まで 十七 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第二十四号及び第二十五号 十八 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百二条及び第百三十三号 十九 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第三十三号から第三十八号まで 二十 美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)第十七条の二及び第十七条の三 二十一 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十一号及び第二十二号 二十二 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第十号 二十三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百二十条の二、第百二十一条第一項及び第百二十一条の二 二十四 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第三十九号 二十五 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百十一条、第百十一条の二、第百十一条の三第一項、第百十二条及び第百四十三号第一項 二十六 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第八十八号	二十七 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第二十九号から第三十一号まで 二十八 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三十五号 二十九 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第三十八号及び第三十九号 三十 労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第百八十八号)第五十九号 三十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第四十八号 三十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第四十一号 三十三 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第二十号 三十四 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第十号の二 三十五 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第三十九号 三十六 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)第三十八号 三十七 柔道整復師法(昭和四十五年法律第百九十九号)第二十六号から第二十八号まで 三十八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十四条の二及び第十四条の三 三十九 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第三十五号及び第三十六号 四十 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第二十一号及び第二十二号 四十一 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百二十二号)第十号 四十二 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五十二号及び第五十三号 四十三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十七号	四十四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百六十七号から第百六十七条の三まで 四十五 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第二十号及び第二十一号 四十六 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第七号条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第二十三号、第二十四号並びに第二十五号第一項及び第二項 四十七 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第四十三号から第四十六号まで 四十八 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第四十三号から第四十六号まで 四十九 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第四十号 五十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第四十五号から第四十七号まで 五十一 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第五十号から第五十三号まで 五十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九号及び第二十号 五十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二号及び第六十三号 五十四 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)第二十四号 五十五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第五十三号 五十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四十四号)第二十号第一項、第二十一号及び第二十二号 五十七 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第四十七号から第四十九号まで	五十八 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十七号及び第十八号 五十九 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十八号第一項 六十 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第七十号第一項、第三項及び第四項並びに第七十一号 六十一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)第二十六号 六十二 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第三十号 六十三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十六号 六十四 独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第百六十九号)第十七号 六十五 独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第百七十一号)第二十二号 六十六 独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第百九十一号)第二十五号 六十七 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第四十二号 六十八 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第二十四号及び第二十五号 六十九 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五十五号)第三十三号 七十 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第二十二号 七十一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第三十五号 七十二 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第二十六号 七十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律
--	--	--	---

第七十四 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号)附則第十四条第二項 第七十五 日本年金機構法(平成十九年法律第九号)第五十七条及び附則第九条第三項 第七十六 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第二十九条 第七十七 平成二十二年法等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第九号)第三十三条 第七十八 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第二十條及び第二十一條 第七十九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)第四十五条 八十 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第三十七條 八十一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第四十二條 八十二 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)第五十五条から第五十七条まで 八十三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百三号)第五十一条 八十四 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十八條から第九十條まで 八十五 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第二十七條及び第二十八條 八十六 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一十号)第五十二條から第五十六条まで 八十七 女性の職業生活における活躍の推進に	関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第三十四條から第三十六條まで 八十八 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第三十二号)第十五條 (労働基準法の一部改正) 第二百二十二條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 第一百七七條及び第一百八十八條第一項中「これを」を削り、「懲役を拘禁刑」に改める。 第一百九條及び第四百一十一條第五項中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。 (職業安定法の一部改正) 第二百二十三條 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。 第三十二條第一号中「禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第六十三條から第六十五條までの規定中「これを」を削り、「懲役を」を「拘禁刑」に改める。 (児童福祉法の一部改正) 第二百二十四條 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。 第十八條の五第二号、第十九條の九第二項第一号、第二十一條の五の十五第三項第四号、第三十四條の十五第三項第四号イ、第三十四條の二十第一項第一号及び第三十五條第五項第四号イ中「禁錮を」を「拘禁刑」に改める。 第六十條第一項から第三項までの規定、第六十條の二、第六十一條、第六十一條の二第一項及び第六十一條の三三「懲役を」を「拘禁刑」に改める。 第六十一條の四中「懲役若しくは禁錮を」を「禁刑」に改める。 (食品衛生法の一部改正) 第二百二十五條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。	第八十一條第一項中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第八十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第八十三條中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第八十四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (墓地、埋葬等に関する法律の一部改正) 第二百二十六條 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。 第二十條中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」、「これを六箇月以下の懲役又は五千元」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。 第二十一條中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」、「これを千円」を「二万円」に改める。 (大麻取締法の一部改正) 第二百二十七條 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第五條第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二十四條第一項及び第二項並びに第二十四條の二第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二十四條の三第一項中「一」を「いずれかに」、「懲役を」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二十四條の四、第二十四條の六及び第二十四條の七中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二十五條第一項中「一」を「いずれかに」、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (興行場法の一部改正) 第二百二十八條 興行場法(昭和二十三年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。 第八條中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、「これを」を削り、「懲役又は五千元」を「拘禁刑又は二万円」に改める。	第九條中「これを千円」を「二万円」に改める。 (旅館業法の一部改正) 第二百二十九條 旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。 第三條第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「附したを付した」に改め、同条第六項中「附する」を「付する」に改める。 第十條中「これを六月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。 (公衆浴場法の一部改正) 第二百三十條 公衆浴場法(昭和二十三年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。 第八條中「二」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。 第九條中「これを二千元」を「二万円」に改める。 (化製場等に関する法律の一部改正) 第二百三十一條 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。 第十條中「二」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (母体保護法の一部改正) 第二百三十二條 母体保護法(昭和二十三年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。 第三十三條及び第三十四條中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (消費生活協同組合法の一部改正) 第二百三十三條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。 第二十九條の三第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第九十八條第一項及び第二項、第九十八條の二から第九十八條の四までの規定、第九十八條の六から第九十八條の九までの規定並びに第九十九條第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (医療法の一部改正)
---	--	--	---

第二百三十四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の四第二項第四号及び第七十条の四第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条、第七十八条、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項、第八十六条第一項及び第三項、第八十七条、第四百七十七条並びに第四百四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第二百三十五条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八條の二及び第二十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第二百三十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十二条、第五十三条第一項、第五十三条の二及び第五十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第二百三十七条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の二第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五百五十五条第一項、第五百五十六条第一項及び第二項並びに第五百五十九条から第六百六十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(検疫法の一部改正)

第二百三十九条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「提示を」を「提示を」に、「提示せず」を「提示せず」に、「提示した」を「提示した」に改める。

(覚醒剤取締法の一部改正)

第二百四十条 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の二第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第四十一条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第四十一条の四第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の五第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の六、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一までの規定及び第四十一条の十三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

5 刑の全部の執行猶予の期間内に又は刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪(罰金以上の刑に当たるものに限る。)について公訴の提起がされては、刑法明治四十年法律第四十五号)第二十七條第三項(第七号に係る部分に限る。)及び第二十七條の七第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第三十八條第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第二百四十二条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項第二号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八條の四中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条の二第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十四条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十六条第一項及び第二項、第六十六条の二第二項及び第二項、第六十六条の三第一項及び第二項、第六十六条の四第一項及び第二項並びに第六十七条から第六十八条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

九条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「処分せん」を「処分箋」に改める。

第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第二百四十三条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(あへん法の一部改正)

第二百四十四条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項及び第二項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条の二並びに第五十四条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条及び第五十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(歯科技工士法の一部改正)

第二百四十五条 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八條から第二十九條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第二百四十六条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め

る。
第五十一条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水道法の一部改正）

第二百四十七条 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「あたる」を「当たる」に改める。

第五十二条から第五十三条の四までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二百四十八条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十一年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第八十五条の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第二百四十九条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十三条の六第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第八十三条の七第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十三条の九から第八十六条の二までの規定及び第八十六条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第二百五十条 戦傷病者特別援護法（昭和三十八

年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「六箇月以下の懲役又は一万円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十一条中「三箇月以下の懲役又は五千円」を「三月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十二条中「三千円」を「二万円」に改める。
（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二百五十一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成三十三年四月一日において戦傷病者等」を「令和三年四月一日において戦傷病者等」に改め、同項第一号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。
附則第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二百五十二条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条及び第三十二条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第二百五十三条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項及び第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十条の十九第二項第三号中「禁錮」を「拘

禁刑」に改める。

第九十九条の二から第一百条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二百五十四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に、「第五号又は第六号」を「第三号又は第四号」に改め、同条第一号中「はらず」を「貼らず」に改め、同条第二号中「おらず」を「置かず」に改める。

第四十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「おらず」を「置かず」に改める。
附則第七号第一項中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び雇用保険法の一部改正）

第二百五十五条 次に掲げる法律の規定中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

一 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十条第一項

二 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第八十三条から第八十五条まで

（家内労働法の一部改正）

第二百五十六条 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「懲役又は五千円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十四条中「二万円」を「二万円」に改める。

第三十五条中「二」を「いずれかに」に、「五千円」を「二万円」に改める。

（労働安全衛生法の一部改正）

第二百五十七条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百五十五条の三第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第一百五十五条の四第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百六条から第一百九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第二百五十八条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号イ及び第三十二条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条及び第五十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第二百五十九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条から第六十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第二百六十条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号及び第四十八条の四第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
附則第三条第二号、第十一号第三項第二号及

び第十四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(港湾労働法の一部改正)

第二百六十一条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号及び第二十八条第二項第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十八条及び第四十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第二百六十二条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第二号、第七十条第二項第四号、第七十八号の二第四項第四号の二、第七十九条第二項第三号の二、第八十六条第二項第七号イ、第九十四条第三項第四号、第一百七条第三項第四号、第一百十五号の二第二項第四号、第一百十五号の二第二項第四号の二及び第一百十五号の二第二項第三号の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五条から第二百六条までの規定及び附則第十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第二百六十三条 精神保健福祉士法(平成九年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項、第四十五条及び第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第二百六十四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一、第二項及び第四項、第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十二条までの規定、第七十三条第一項並びに第七十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第二百六十五条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第九十一条第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百八条から第二十号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第二百六十六条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第二百六十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第二百六十八条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条から第六十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正)

第二百六十九条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条及び第四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(公認心理師法の一部改正)

第二百七十条 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正)

第二百七十一条 民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号及び第二十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(臨床研究法の一部改正)

第二百七十二号 臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条及び第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(労働者協同組合法の一部改正)

第二百七十三条 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正)

第二百七十四条 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六十五条から第六十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六章 農林水産省関係

(臘虎臘脳獣獣取締法等の一部改正)

第二百七十五条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 臘虎臘脳獣獣取締法(明治四十五年法律第二十一号)第五号

二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第四十七号及び第四十八号

三 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十六号及び第三十七号

四 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第二十九号から第四十一号まで

五 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第七十八号から第八十条まで

六 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第五十三号及び第五十四号

七 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第三十八号及び第三十九号

八 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第百四十六号)第二十六号

九 農地法(昭和二十七年法律第百二十九号)第六十四号及び第六十五号

十 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第六十七号から第六十九号まで

十一 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)第二十二号第一項及び第二項

十二 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十三年法律第百八十三号)第三十一号

十三 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十

十二年法律第六十号)第八条の二、第九条及び第九条の三、
十四 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第二十六条
十五 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第十五条
十六 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第十六条
十七 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第四十一条
十八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第五十五条から第五十八条まで及び第六十一条、
十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第四十五条
二十 種苗法(平成十年法律第八十三号)第六十七條から第六十九條まで及び第七十條第一項
二十一 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)第十七條及び第十八條
二十二 独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)第十四條
二十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第二十三条
二十四 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第百九十七号)第十四條
二十五 国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第百九十八号)第二十六条
二十六 国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第百九十九号)第十八條
二十七 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)第六十九條
二十八 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)第二十六条
二十九 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十六号)附

則第十八条第二項及び第三項
三十 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)第十八條
三十一 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号)第四十二條
三十二 特定農林水産物の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)第三十九條から第四十一条まで
三十三 内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百十三号)第三十六條第一項及び第二項並びに第三十七條
三十四 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第四十八号)第三十六條
三十五 都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第六十八号)第十七條
三十六 愛玩動物看護師法令和元年法律第五十号)第四十四條から第四十六條まで
三十七 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第六十二條及び第六十三條
三十八 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和二年法律第二十二号)第十八條第一項及び第二項
三十九 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)第十五條
四十 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第二十六條及び第二十七條第一項
(農村負債整理組合法の一部改正)
第二百七十六條 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項中「懲役若ハ禁錮又ハ八千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改め、同条第二項中「刑法」を「刑法(明治四十年法律第四十五号)」に改める。

(農業動産信用法の一部改正)
第二百七十七條 農業動産信用法(昭和八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第十八條中「懲役又ハ八千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改め、同条ただし書中「刑法」を「刑法(明治四十年法律第四十五号)」に改める。
第十九條第一項中「懲役又ハ八千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改め、同条第二項中「前項ノ行為」を「同項ノ行為」に改める。
(農業協同組合法の一部改正)
第二百七十八條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。
第三十條の四第一項第四号及び第九十二條の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第九十九條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「刑法」を「刑法(明治四十年法律第四十五号)」に改める。
第九十九條の二から第九十九條の九までの規定及び第九十九條の十一から第百條の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(競馬法の一部改正)
第二百七十九條 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。
第二十三條の二十一第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第三十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三十一條中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「たかめ」を「高め」に改める。
第三十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三十二條の二及び第三十二條の四第一項中「わいる」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三十二條の五から第三十二條の七までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(水産業協同組合法の一部改正)
第二百八十條 水産業協同組合法(昭和二十三年

法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第三十四條の四第一項第四号及び第百十八條第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二百二十八條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「刑法」を「刑法(明治四十年法律第四十五号)」に改める。
第二百二十八條の二から第百二十九條の三までの規定、第百二十九條の五から第百二十九條の七までの規定及び第百三十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(獣医師法の一部改正)
第二百八十一條 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。
第二十七條中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第二十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(土地改良法の一部改正)
第二百八十二條 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。
第百三十七條及び第百三十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第百四十條第一項中「本条」を「この条」に、「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「うけて」を「受けて」に、「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改め、第百四十一條第一項中「わいる」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(家畜商法の一部改正)
第二百八十三條 家畜商法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第十二條中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「基いて」を「基ついて」に改める。
第十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(漁業法の一部改正)

第二百八十四条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
 第二百九条第四項中「懲役を「拘禁刑」に改める。」

第二百三十八条第四項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十九条から第百九十一条までの規定、第百九十三条及び第百九十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(森林病害虫等防除法の一部改正)

第二百八十五条 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十四条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二百八十六条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「各号」を削る。

第五十六条及び第五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第二百八十七条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の六第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条から第六十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(森林法の一部改正)

第二百八十八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第百九十七条及び第百九十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「牙保」を「牙保」に、「懲役」を

「拘禁刑」に改める。

第二百二条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十一条中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第二百八十九条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「漏せ」を「漏せつ」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条から第四十三条までの規定、第四十五条及び第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第二百九十条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第八条の七第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第三十八条中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(家畜取引法の一部改正)

第二百九十一条 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号及び第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第四号中「一」を「いずれかに」に改める。

第三十三条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「基いて」

を「基づいて」に改める。

(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正)

第二百九十二条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「刑法」を「同法」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第二百九十三条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十三号の二第一項及び第二項、第二百三十四号、第二百三十四号の二、第二百三十五号第一項、第二百三十六条並びに第二百三十七号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(森林組合法の一部改正)

第二百九十四条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

(流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十五条 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正)

(昭和六十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条及び第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)

第二百九十七条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十三号中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二百九十八号 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四号の四第五号及び第九十五号の六第一項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八号第一項、第九十八号の二から第九十九号の二の二までの規定、第九十九号の二の四及び第九十九号の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

第二百九十九号 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「刑法」を「同法」に改める。

第十三章 経済産業省関係

(自転車競技法の一部改正)

第三百条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二十三号第一項第五号ロ及び第三十八号第一項第五号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条及び第五十七号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第六十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。 第六十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第六十四条から第六十七条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (鉱山保安法等の一部改正) 第三百一条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。	三 号)第五十六条から第五十八条まで、第五十九条第一項、第六十条及び第六十条の第二項 十二 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第六十九条から第七十一条まで、第七十二条第一項、第七十三条及び第七十三条の第二項 十三 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七十八條から第八十条まで、第八十一条第一項及び第八十一条の第二項 十四 電気工事法(昭和三十五年法律第三百三十九号)第十三条から第十四条まで 十五 中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百七十七号)第二十条及び第二十一条 十六 日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第五百十号)第四十条 十七 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第十五条の二及び第十五条の三 十八 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第五十八條 十九 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)附則第四條第一項 二十 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第五十七條から第五十九條まで 二十一 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第四十五條及び第四十六條 二十二 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第二十四條及び第二十五條 二十三 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十二条及び第七十三條 二十四 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一	号)附則第七條及び第二十一條 二十五 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条まで 二十六 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十二年法律第五十三号)第三十條 二十七 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十二條及び第四十三條 二十八 計量法(平成四年法律第五十一号)第七十條から第七十二條まで 二十九 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二十一條から第三項まで 三十 独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十一号)第十四條 三十一 国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三十三号)第十四條 三十二 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号)第八十七條及び第八十八條 三十三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)第二十四條 三十四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)第二十五條 三十五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第三十三條 三十六 独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第七十二号)第十八條 三十七 工業標準化法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十五号)附則第七條第七項 三十八 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成十六年法律第四百十三号)第三十四條 三十九 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十	二号)附則第二十四條第二項及び第三項並びに第二十八條第二項及び第三項 四十 クラスタ・弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)第二十一條第一項、第二十二條、第二十四條及び附則第三條第一項 四十一 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第三十七條 四十二 株式会社海外需要開拓支援機構法(平成二十五年法律第五十一号)第三十九條第一項、第四十條第一項及び第四十二條 四十三 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第五百五十一條第一項、第五百五十二條第一項及び第五百五十四條 四十四 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)附則第二十八條 四十五 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第三十一条及び第三十二條 (中小企業等協同組合法の一部改正) 第三百二條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 第三十五條の四第一項第四号及び第六十九條の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二百二條第一項及び第二項、第二百二條の二から第二百二條の三までの規定、第二百二條の四の二、第二百二條の五、第二百四條並びに第二百七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (火薬類取締法の一部改正) 第三百三條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九十九号)の一部を次のように改正する。 第六條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第五十八條及び第五十九條中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第五十九條の二及び第五十九條の三中「懲役」
---	---	--	--

を「拘禁刑」に改める。

(小型自動車競走法の一部改正)

第三百四条 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第二十七号第一項第五号ロ及び第四十二号第一項第五号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条及び第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十五条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十六条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第六十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条から第七十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第三百五条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改める。

第三百五十八條及び第三百五十八條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十九條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百六十條から第三百六十八條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(採石法の一部改正)

第三百六条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十三條中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号及び第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第三百七条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第八十条及び第八十条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十条の三中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十条の四から第八十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(航空機製造事業法の一部改正)

第三百八条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の四中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「二」を「いずれかに」に改める。

第二十一条の二から第二十三条までの規定中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(輸出入取引法の一部改正)

第三百九条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の二第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の三第一項中「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条から第四十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(商工會議所法の一部改正)

第三百十條 商工會議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「六箇月」を「六月」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

「定めを」に改め、同条第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十五条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第八項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第三百十一條 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条の二第一項及び第二項並びに第三十一条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(工業用水法等の一部改正)

第三百十二條 次に掲げる法律の規定中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 工業用水法(昭和三十一年法律第四百四十六号)第二十八條

二 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第五十七條

三 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第三十六條及び第三十七條

四 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)第二十二條

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三百十三條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二條中「隠べいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(水洗炭業に関する法律の一部改正)

第三百十四條 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「基いて」を「基ついて」に改める。

(工場立地法の一部改正)

第三十五条 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(商工會法及び中小企業等經營強化法の一部改正)

第三百十六條 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 商工會法(昭和三十五年法律第八十九号)第三十二条第二項第四号

二 中小企業等經營強化法(平成十一年法律第十八号)第三十二条第一号

(技術研究組合法の一部改正)

第三百十七條 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第三百十八條 割賦販売法(昭和三十六年法律第一百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第八号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三條の二第一項第七号ロ、第三十五條の二の十一第一項第六号ロ、第三十五條の三の二十六第一項第五号ロ、第三十五條の三の三十六第一項第四号ハ、第三十五條の五第七号ハ及び第三十五條の十七の五第一項第五号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条、第四十九条の二第二項及び第五十条から第五十一条の四までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第三百十九条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第三十二条 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十四条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第三百二十一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二十一第一号及び第九十七条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百十五條第一項及び第二項並びに第一百十六條から第一百十七條の六までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第三百二十二条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第九十六條及び第九十六條の二中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十六條の三及び第九十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十八條中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「充てんした」を「充填した」に改める。

第九十八條の二中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「充てん」を「充填」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第三百二十三条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号及び第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第三百二十四条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第八條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九條第一項及び第六十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(熱供給事業法の一部改正)

第三百二十五条 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)

第三百二十六条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五條」を「第四十六條」に改める。

第四十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一條及び第四十二條中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(石油需給適正化法の一部改正)

第三百二十七条 石油需給適正化法(昭和四十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第三百二十八条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十三條中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第三百二十九条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第一項中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六條中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第三百三十条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六條から第四十八條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)

第三百三十一條 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「充てんされ」を「充填され」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十條及び第四十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十三條及び第四十四條中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第五條第一項中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「一」に「いづれかに」に改める。

(対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正)

第三百三十二條 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び第二十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五條中「一」に「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第三條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(アルコール事業法の一部改正)

第三百三十三條 アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六條第一項及び第四十七條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第三百三十四條 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十八條、第七十九條、第八十條第一項及び第八十條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第三百三十五條 使用済自動車の再資源化等に関

する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百三十七条及び第三百三十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日本アルコール産業株式会社法の一部改正)
第三百三十六条 日本アルコール産業株式会社法(平成十七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正)
第三三七条 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(平成十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)
第三三十八条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条の六第一項第二号ロ(3)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十七條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八條第一項、第七十条から第七十二条までの規定、第七十三条第一項、第七十三条の二、第七十四条並びに附則第九十一条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正)
第三百三十九条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第七項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条及び第五十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正)
第三百四十条 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第六十五条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四章 国土交通省関係
(砂防法の一部改正)
第三百四十一条 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「二百円以内」を「二万円以下」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(船舶法等の一部改正)
第三百四十二条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第二十二條第一項、第二十二條ノ二、第二十三條及び第二十四條第一項

二 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十九條及び第三十九條ノ二

三 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第十八條第一項、第十九條、第十九條ノ二、第二十五條の六十三、第二十五條の七十一第一項及び第二十五條の七十二第一項

四 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第五十一条及び第五十二条

五 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第四十一条

六 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第三十條及び第三十一条

七 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第五十二条及び第五十三条

八 國際觀光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第五十一条

九 水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)第二十八条

十 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)第三十五条

十一 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十条から第三十条の三まで

十二 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十八号)第三十五条及び第三十六条

十三 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律(昭和二十七年法律第三十五号)第三条

十四 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)第三十二条及び第三十四条

十五 氣象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第四十四条及び第四十五条

十六 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第六十四条

十七 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第七十七号)第八十六条の二から第八十七条まで

十八 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第五十七條及び第五十八條

十九 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第三十七條、第三十八條第一項、第三十九條及び第四十条

二十 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第三十七條

二十一 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第五十五条第一項及び第二項並びに第五十六条から第五十八条まで

二十二 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第五十四條及び第五十五条

二十三 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)第六十六条及び第六十七条

二十四 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)第十九條

二十五 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第五十一条

二十六 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第七十六条及び第七十七條

二十七 船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七條

二十八 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律(昭和五十二年法律第六十号)第八条

二十九 成田國際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)第九条第一項

三十 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第十七條第一項及び第十八條第一項

三十一 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号)附則第七條

三十二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第五十條

三十三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十七條

三十四 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)第十六條及び第十七條

三十五 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)第二十九條

三十六 国立研究開発法人土木研究所法(平成十一年法律第百二十五号)第十九條

三十七 国立研究開発法人建築研究所法(平成十一年法律第百二十六号)第十六條

三十八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技

術研究所法(平成十一年法律第二百八号)第十八条 三十九 独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)第十五条 四十 独立行政法人航空大学校法(平成十一年法律第二百十五号)第十五条 四十一 独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号)第十九条 四十二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第三十八条及び第三十九条 四十三 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)第五十二条 四十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)第四十八条 四十五 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)第三十四条から第三十六条まで 四十六 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第二百二十三条第一項から第三項まで及び第二百二十四条第一項 四十七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)第二十九条 四十八 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)第二十五条 四十九 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第八十四条及び第八十五条 五十 景観法(平成十六年法律第一百十号)第一百一条 五十一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第二百十五号)第九条 五十二 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第三十二条並びに附則第二十五条第一項及び第二項	五十三 モーターボート競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十六号)附則第十一条第二項及び第三項 五十四 海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律(平成十九年法律第三十四号)第七條第一項 五十五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第四十三条 五十六 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第四十条及び第四十一条 五十七 領海等における外国船舶の航行に関する法律(平成二十年法律第六十四号)第十二条及び第十三条 五十八 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第二十条の二 五十九 国際連合安全保障理事会決議第八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十三号)第十三条及び第十四条 六十 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)第三十六条第一項及び第三十七条第一項 六十一 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第九十九条及び第一百条 六十二 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第六十三条 六十三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成二十六年法律第二十四号)第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十三条第六十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第六十一条 (水難救護法の一部改正)	第三百四十三条 水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。 第三十一条中「五十円」を「二万円」に改める。 第三十二条中「一月以上」を削り、「重禁錮二処シ二十円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑二処ス」に改める。 第三十三条中「五十円以上五十円」を「二万円」に改める。 第三十四条中「重禁錮」を「拘禁刑」に、「三十円以上三百円」を「二万円」に改める。 第三十五条ノ二中「附記押捺シタル者ハ二円以上二十円」を「付記押捺シタル者ハ二万円」に改める。 (鉄道営業法の一部改正) 第三百四十四条 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 第二十四条中「三十円」を「二万円」に改める。 第二十五条中「懲役又ハ五百円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。 第二十六条及び第二十八条中「三十円」を「二万円」に改める。 第二十九条、第三十条、第三十一条及び第三十二条中「五十円」を「二万円」に改める。 第三十三条中「三十円」を「二万円」に改める。 第三十四条中「十円以下」を削る。 第三十六条第一項中「五十円」を「二万円」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三十七条中「十円以下」を削る。 第三十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第三十九条中「三十円」を「二万円」に改める。 第四十一条第一項中「百円」を「二万円」に改める。 (航海の制限等に関する件の一部改正) 第三百四十五条 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。 第五条中「懲役若ハ禁錮又ハ五千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。 (船員法の一部改正)	第三百四十六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。 第二百二十二条から第二百二十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百二十五条中「一」を「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一号を加える。 四 外国において脱船したとき。 第二百二十八条の二を削り、第二百二十八条の三を第二百二十八条の二とする。 第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条の二及び第二百三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (海上保安庁法の一部改正) 第三百四十七条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。 第二十条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「蓋然性」を「蓋然性」に改め、同項第三号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に、「払拭する」を「払拭する」に改める。 (船員職業安定法の一部改正) 第三百四十八条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。 第三十五条第一号及び第五十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第一百十一条から第一百十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (建設業法の一部改正) 第三百四十九条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。 第八條第七号及び第二十五条の四第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第四十五条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第四十六条第一項及び第四十七条から第五十
--	--	---	---

条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(水先法の一部改正)

第三百五十条 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海上運送法の一部改正)

第三百五十一条 海上運送法(昭和二十四年法律第三百八十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条から第四十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(測量法の一部改正)

第三百五十二条 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「同条同項各号の一」を「同項各号のいずれかに」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六十一条から第六十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(通訳案内士法の一部改正)

第三百五十三条 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第五十六条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第三百五十四条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の十九第三号、第七十七条の三十五の三第三号、第七十七条の三十七第三号、第七十七条の五十九第二号及び第八十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第一百条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(建築士法の一部改正)

第三百五十五条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号、第八條第一号及び第十條の二十三第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十七條から第三十九條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(港湾法の一部改正)

第三百五十六条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の十一第七項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項から第五項まで及び第十項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第三百五十七条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七條中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

第二十八條中「五千元」を「二万円」に改める。

第二十九條第一項中「六箇月以下の懲役又は五千元」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十條中「五千元」を「二万円」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第三百五十八条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四條、第三十五條及び第三十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第三百五十九条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第四十三條の十一第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

に改める。

第四十九條第二項第一号及び第七十九條の四第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第九十六條及び第九十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七條の二中「一」を「いずれかに」に「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七條の三並びに第一百條第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百三條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第三百六十條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十條第一項第二号イ中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第一百六條、第一百六條の二、第一百六條の三第一項及び第一百六條の四から第八條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第三百六十一條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百四十一條及び第一百四十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(モーターボート競走法の一部改正)

第三百六十二條 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四條第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十五條から第六十七條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

役」を「拘禁刑」に改める。

第七十二條中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三條第一項、第七十五條第一項、第七十六條及び第七十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三百六十三條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号、第十八條第一項第六号及び第五十二條第七号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十九條から第八十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(道路法の一部改正)

第三百六十四條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十八條の四十七第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九條、第一百條第一項及び第一百一條から第一百三條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第三百六十五條 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に、「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(航空法の一部改正)

第三百六十六條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百一条第一項第五号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十三条から第百四十四条までの規定、第百四十八条の三から第百四十九条の三までの規定、第百五十一条、第百五十二条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十七条の二、第百五十七条の四から第百五十七条の八までの規定並びに附則第七条及び第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（旅行業法の一部改正）

第三百六十七條 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四條から第七十六條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（臨時船舶建造調整法の一部改正）

第三百六十八條 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項中「基き」を「基づき」に、「懲役」を「禁刑」に改める。

（建設機械抵当法の一部改正）

第三百六十九條 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九條中「き損したを毀損した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十條中「免かれる」を「免れる」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第三百七十條 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。
第六十三條第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百三十七條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三十八條第一項及び第百三十八條の二から第百四十條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（空港法及び船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三百七十一條 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十五條第二項第二号
二 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七條第一項第四号

（海岸法の一部改正）

第三百七十二條 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十一條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二号中「二」を「いずれかに」に改める。

第四十二條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第一号中「二」を「いずれかに」に改め、同條第二号中「立入を」を「立入り」に改め、同條第六号及び第七号中「二」を「いずれかに」に改める。

（倉庫業法の一部改正）

第三百七十三條 倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十五條の三第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十八條及び第二十八條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第三百七十四條 高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。
第二十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第二十七條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

め、同條第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「の懲役」を「の拘禁刑」に改める。

第二十八條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第三百七十五條 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第五十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第五十三條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第一号中「立入を」を「立入り」に改める。

（下水道法の一部改正）

第三百七十六條 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四條及び第四十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四十七條及び第四十七條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第三百七十七條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三十七條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第三号中「附した」を「付した」に改める。

（自動車ターミナル法の一部改正）

第三百七十八條 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。
第五條第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第三百七十九條 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六條第三号及び第二十五條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五條及び第五十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の一部改正）

第三百八十條 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第三項中「そこなう」を「損なう」に改める。

第三條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正）

第三百八十一條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十一年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第四十九條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第三号中「附した」を「付した」に改める。

（河川法の一部改正）

第三百八十二條 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百二條及び第百三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條各号中「二」を「いずれかに」に改める。

第百九條第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正）

第三百八十三條 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）

の一部を次のように改正する。

第二十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第三百八十四条 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第三百八十五条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第三項中「すべからず」を「優れた」に改め、同条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九条第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改め、第九十条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第三百八十六条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第四十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四百四十一条の二から第四百四十二条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地価公示法の一部改正）

第三百八十七条 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第七項中「一」を「いずれかに」に改める。

第二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改める。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正）

第三百八十八条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（タクシ―業務適正化特別措置法の一部改正）

第三百八十九条 タクシ―業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条から第五十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第三百九十条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の十三第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条の二第一項、第五十四条の三第一項、第五十四条の四及び第五十四条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第三百九十一条 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第六号第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新都市基盤整備法の一部改正）

第三百九十二条 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四号中「附された」を「付された」に改める。

（雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び国会等の移転に関する法律の一部改正）

第三百九十三条 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十一条第四項

二 国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第十五条第六項

（運輸安全委員会設置法の一部改正）

第三百九十四条 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第八号第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（生産緑地法の一部改正）

第三百九十五条 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九号中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第三百九十六条 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

（特定外資埠頭の管理運営に関する法律の一部改正）

第四百条 特定外資埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三号第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第三百九十九条 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

（特定外資埠頭の管理運営に関する法律の一部改正）

第四百条 特定外資埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三号第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第三百九十九条 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

（特定外資埠頭の管理運営に関する法律の一部改正）

第四百条 特定外資埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三号第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第三百九十九条 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

第一百七十七条から第十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (鉄道事業法の一部改正) 第四百一条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。 第六条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。 第六十七條から第六十九條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (貨物利用運送事業法の一部改正) 第四百二条 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項第一号及び第三十八條第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。 第六十條から第六十三條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (貨物自動車運送事業法の一部改正) 第四百三条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。 第五條第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。 第七十條から第七十二條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (不動産特定共同事業法の一部改正) 第四百四條 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。 第六條第十号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第七十七條から第八十條までの規定及び第八十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正) 第四百五條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 第三百十二條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。	第三百十三條第一項、第三百十四條第一項及び第二項並びに第三百十五條から第三百十九條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正) 第四百六條 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。 第二十四條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二十五條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正) 第四百七條 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 第八條第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第一百一條第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百二條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二百三條及び第二百四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (マンスションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正) 第四百八條 マンスションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 第三十條第一項第一号、第四十七條第五号及び第五十九條第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第六六條、第六十七條第一項及び第六八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正) 第四百九條 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。	第八條第一項第二号及び第二十九條第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第七十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正) 第四百十條 独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 第十四條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。 第十五條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (東京地下鉄株式会社法の一部改正) 第四百十一條 東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。 第十二條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。 第十三條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (成田国際空港株式会社法の一部改正) 第四百十二條 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。 第十八條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第十九條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正) 第四百十三條 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。 第五十五條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第五十六條第一項、第五十七條及び第五十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (高速道路株式会社法の一部改正)	第四百十四條 高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。 第十八條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第十九條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正) 第四百十五條 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第一百十二号)の一部を次のように改正する。 第十一條第一項第二号及び第二十六條第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第六十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正) 第四百十六條 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 第十七條、第十八條並びに附則第九條及び第十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 附則第十六條第二項第四号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 (海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の一部改正) 第四百十七條 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。 第七條第二号ト中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同号又及びル中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二十四條及び第二十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正) 第四百十八條 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
---	---	---	--

第四十五条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(住宅宿泊事業法の一部改正)

第四百十九号 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四号第四号、第二十五条第一項第四号及び第四十九号第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条から第七十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部改正)

第四百二十号 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十号第四項第二号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五号、第四十六条並びに附則第七条第一項、第三項、第五項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部改正)

第四百二十一条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六号第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条及び第四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十五章 環境省関係

(温泉法の一部改正)

第四百二十二号 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八号第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第三号中「ゆう出路」を「湧出路」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(自然公園法の一部改正)

第四百二十三号 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十二条から第八十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正)

第四百二十四号 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第四十三号の三の四第三項、第七十六号の二第一項及び第七十七号から第七十八号の四まで

二 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第五十一条から第五十三号まで

三 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十九号

四 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第二十四条から第二十七条まで

五 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十三号及び第五十四号

六 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第二十四号

七 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二十四号

八 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十九号から第六十三号まで

九 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第四十四号

十 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第二十八号

十一 南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)第二十九号及び第三十号

十二 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第六十六号第一項、第六十七号第一項及び第六十九号

十三 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第三十七号

十四 国立研究開発法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)第十五号

十五 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第三百三三

十六 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第三十三号及び第三十四号

十七 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六十五号及び第六十六号

十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第八十三号第一項及び第八十四号第一項

十九 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第二十一号

二十 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)第二十三号第一項及び第二十四号第一項

二十一 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第三十八号から第四十一条まで

二十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三十二号及び第三十三号

二十三 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第三十七号から第三十九号まで

二十四 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第八十七号から第八十九号まで

二十五 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)第三十八号及び第三十九号

二十六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百十号)第六十号第一項及び第六十一号

二十七 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)第六十条及び第六十一号

(建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正)

第四百二十五号 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十七号中「に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大気汚染防止法の一部改正)

第四百二十六号 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十三号の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四百二十七号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七号第五項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五号第一項及び第二十六号から第二十九号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第四百二十八号 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正) 第四百二十九条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。 第十二条第一項第五号の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第四十四条第一項から第三項までの規定、第四十四条の二及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正) 第四百三十条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。 「第百六十六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第四百四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正) 第四百三十一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。 第三十三条の六第六項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第五十七条の二から第六十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正) 第四百三十二条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。 第二十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二十五条中「二」を「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (ダイオキシシン類対策特別措置法の一部改正) 第四百三十三条 ダイオキシシン類対策特別措置法	(平成十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。 第四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第四十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正) 第四百三十四条 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。 第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第三項、第七條並びに第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (原子力規制委員会設置法の一部改正) 第四百三十五条 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。 第七條第七項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二十三条第一項中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に改める。 第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第十六章 防衛省関係 (防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正) 第四百三十六條 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。 第二十七條の七第一項、第二十七條の八第一項第一号及び第四項第二号、第二十七條の九の見出し及び同条第一項各号、第二十七條の十の見出し及び同条第一項第一号並びに第二十七條の十三第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。	第三十二条及び第三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (自衛隊法の一部改正) 第四百三十七條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。 第三十八條第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第百八条中「第百二十八条の二」を削る。 第百八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幫助」に改める。 第百八条の二及び第百八条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第百九条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号を次のように改める。 一 第六十一条の規定に違反した者 第百九条第二項中「ほう助」を「幫助」に、「せん動した」を「煽動した」に改める。 第百九条の二を削る。 第百二十条第一項中「二」を「いづれかに」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幫助」に、「せん動した」を「煽動した」に改める。 第百二十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第百二十二条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第百二十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の改正) 第四百三十八條 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいづれかに」、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び第二号中「わが国」を「我が国」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第四条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第五条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「せん動した」を「煽動した」に改める。	(武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正) 第四百三十九條 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。 第七十三條第一項、第七十四條及び第七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正) 第四百四十條 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。 第九十八條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第百八十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第二編 経過措置 第一章 通則 (罰則の適用等に関する経過措置) 第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項に
---	--	--	---

において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一節 刑法の一部改正に伴う経過措置

（新旧の刑の軽重）

第四百四十四条 懲役、禁錮、旧拘留及び旧刑法の一部改正法第二条の規定による改正後の刑法（以下「新刑法」という。）第九条に規定する主刑の軽重は、死刑、懲役、拘禁刑、禁錮、罰金、拘留、旧拘留及び科料の順序による。ただし、無期の拘禁刑又は禁錮と有期懲役とでは拘禁刑又は禁錮を重い刑とし、無期禁錮と有期拘禁刑とでは禁錮を重い刑とし、有期拘禁刑の長期が有期懲役の長期を超えるときは拘禁刑を重い刑とし、有期禁錮の長期が有期の懲役又は拘禁刑の長期の二倍を超えるときは禁錮を重い刑とし、旧拘留の長期が拘留の長期の二倍を超えるときは旧拘留を重い刑とする。

（有期刑の加減の限度に関する経過措置）

第四百四十五条 新刑法第十四条の規定は、次に掲げる場合において、無期の懲役若しくは禁錮を減輕するとき、又は有期の懲役若しくは禁錮を加重し若しくは減輕するときにも、適用する。この場合において、同条第一項中「無期拘禁刑」とあるのは「無期の刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）」と、同条中「有期拘禁刑」とあるのは「有期の懲役又は禁錮」とする。

一 併合罪として処断すべき罪に刑法等一部改正法の施行前に犯したものと施行後に犯したものとがあるとき。

二 一つの行為が二個以上の罪名に触れる場合又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合において、これらの罪名に触れる行為に刑法等一部改正法の施行前のものと施行後のものがあるとき。

（拘留に関する経過措置）

第四百四十六条 新刑法第十六条第二項の規定は、刑法等一部改正法の施行後に犯した罪に係る拘留について、適用する。

（刑の執行猶予に関する経過措置）

第四百四十七条 新刑法第二十五条、第二十六条から第二十六条の三まで、第二十七条の二、第二十七条の四及び第二十七条の六並びに刑法第二十五条の二、第二十七条の三及び第二十七条の五（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、懲役又は禁錮の全部の執行猶予の言渡し又は一部の執行猶予の言渡し及びこれらの取消し、当該取消しの場合における他の刑の執行猶予の言渡しの取

消し並びに懲役又は禁錮の全部の執行猶予の言渡し又は一部の執行猶予の言渡しに係る猶予の期間中の保護観察についても、適用する。

2 当分の間、新刑法第二十五条、第二十六条、第二十六条の二（第三号に係る部分に限る。）、第二十六条の三、第二十七条の二（第一項及び第三項、第二十七条の四並びに第二十七条の六（これらの規定を前項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条第一項	拘禁刑又は	拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は
第二十五条第一項各号	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十五条第二項	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十六条各号	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十六条の二第三号	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十六条の三	拘禁刑の	拘禁刑、懲役又は禁錮の
第二十七条の二第二項	拘禁刑（	拘禁刑、懲役又は禁錮（いずれも
第二十七条の二第二項第一号	拘禁刑の	拘禁刑、懲役又は禁錮の
第二十七条の二第二項第二号	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十七条の二第二項第三号	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十七条の二第三項	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十七条の二第三項	拘禁刑が	拘禁刑、懲役又は禁錮が
第二十七条の四各号	拘禁刑の	拘禁刑、懲役若しくは禁錮の
第二十七条の六	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に

（併合罪に係る二個以上の刑の執行に関する経過措置）

第四百五十二条 新刑法第五十一条の規定は、併合罪について二個以上の裁判があつた場合において、それらのうちに懲役、禁錮又は旧拘留を言い渡したものがあつたときにおける刑の執行についても、適用する。この場合において、同条第一項ただし書中「刑を執行せず」とあるのは「刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）及び同法第二条の規定による改正前の第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）を含む。）を執行せず」と、「無期拘禁刑」とあるのは「無期の拘禁刑、

懲役又は禁錮」と、「刑を執行しない」とあるのは「刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）を執行しない」と、同条第二項中「有期拘禁刑」とあるのは「有期の拘禁刑、懲役又は禁錮」とする。
（再犯に関する経過措置）

第四百五十三条 新刑法第五十六条及び第五十七条の規定は、第四百四十五条第二号に掲げる場合において、同号に規定する行為について有期懲役に処するときにおける再犯加重についても、適用する。

2 当分の間、新刑法第五十六条及び第五十七条（これらの規定を前項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十六条第一項	拘禁刑に処せられた者
	拘禁刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）に処せられた者（併合罪について処断された者であつて、その併合罪のうちに懲役に処すべき罪があつたのに、その罪が最も重い罪でなかつたため懲役に処せられなかつたものを含む。）
第五十六条第二項	有期の拘禁刑又は懲役
	拘禁刑若しくは懲役に減輕されて有期の拘禁刑又は懲役
第五十七条	有期の拘禁刑又は懲役
	拘禁刑又は懲役

（法律上の減輕の方法に関する経過措置）
第四百五十四条 新刑法第六十八条（第四号及び第六号を除く。）及び第七十条の規定は、第四百四十五条第二号に掲げる場合において、死刑

（刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪により処せられるものに限る。）、懲役、禁錮又は旧拘留を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときにおける法律上の減輕について

も、適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新刑法の規定中同表の中欄に掲げる

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十八条第一号	無期又は十年以上の拘禁刑	無期の刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は十年以上の懲役若しくは禁錮
第六十八条第二号	無期拘禁刑	無期の懲役又は禁錮
第六十八条第三号	有期拘禁刑	有期の懲役又は禁錮
第六十八条第五号	拘留	刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の第十六条に規定する拘留（第七十条において「旧拘留」という。）
第七十条	拘禁刑又は拘留	懲役、禁錮又は旧拘留

（酌量減輕の方法に関する経過措置）

第四百五十五条 第四百四十五条各号に掲げる場合において、死刑（刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪により処せられるものに限る。）、懲役、禁錮又は旧拘留の酌量減輕をするときは、前条の規定により読み替えて適用する新刑法第六十八条（第四号及び第六号を除く。）及び第七十条の例による。

（犯人蔵匿等に関する経過措置）

第四百五十六条 懲役又は禁錮に当たる罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者に係る新刑法第三百三条の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪を犯した者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪を犯した者とみなす。

（平成十六年一部改正法の施行前にした行為等に係る併合罪の処理に関する経過措置）

第四百五十七条 併合罪として処断すべき罪に刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十六号。以下この項及び第三項において「平成十六年一部改正法」という。）の施行前に犯したものと刑法等一部改正法の施行後に犯したものとがある場合において、第四百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する新刑法第四十七条の規定により併合罪として有期の拘禁刑、懲役又は禁錮の加重をするときは、平成十六年一部改正法附則第四条の規定及び第四百四十五条の規定にかかわらず、平成十六年一部改正法第一条の規定による改正前の刑法（次項に

において「平成十六年旧刑法」という。第十四条の規定を適用する。ただし、当該併合罪として処断すべき罪のうち平成十六年一部改正法の施行後に犯したもののみについて新刑法第十四条第二項の規定を適用して処断することとした場合の刑が、この項本文の場合の刑より重い刑となるときは、その重い刑をもって処断する。

2 前項本文の場合において、有期拘禁刑を加重するときに於ける平成十六年旧刑法第十四条の規定の適用については、同条中「有期の懲役又は禁錮」とあるのは、「有期の刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正後の第十二条に規定する拘禁刑」とする。

3 第一項ただし書の場合において、当該併合罪として処断すべき罪のうち平成十六年一部改正法の施行後に犯したもののみについて新刑法第十四条第二項の規定を適用して処断することとするときにおける同項の規定の適用については、同項中「有期拘禁刑」とあるのは、「有期の拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役又は同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮」とする。

第二節 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置

第四百五十八條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る罪の事件に関しては、刑法等一部改正法第三条の規定による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下「新刑事訴訟法」という。）第三十七条の五の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれ無期拘禁刑に当たる事件とみなし、刑事訴訟法第六十条第三項及び新刑事訴訟法第二百八十五条第一項の規定の適用については、旧拘留に当たる事件は拘留に当たる事件とみなし、同条第二項の規定の適用については、

有期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれその事件に係る罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる事件とみなし、新刑事訴訟法第二百八十九条第一項、第二百九十一条の二ただし書及び第三百五十条の十六第一項ただし書の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれ無期拘禁刑に当たる事件と、有期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれその事件に係る罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる事件とみなす。

2 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る罪に関しては、新刑事訴訟法第八十九条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第二百一十條第一項及び第三百一十條の二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなし、刑事訴訟法第九十九条第一項及び第二百一十七條の規定の適用については、旧拘留に当たる罪は拘留に当たる罪とみなし、新刑事訴訟法第二百五十條第一項（第三号に係る部分を除く。）、及び第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪と、旧拘留に当たる罪は拘留に当たる罪とみなす。

3 懲役又は禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者に係る新刑事訴訟法第八十九条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者はそれぞれ有期拘禁刑に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者とみなす。

4 懲役又は禁錮に処する判決に関しては、新刑事訴訟法第三百四十三條及び第三百四十四條の規定の適用については、懲役又は禁錮に処する判決はそれぞれ拘禁刑に処する判決とみなし、新刑事訴訟法第三百六十條の二の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処する判決はそれぞれ無期拘禁刑に処する判決とみなす。

5 当分の間、新刑事訴訟法第三百五十條の二第二項に規定する特定犯罪に係る新刑事訴訟法の規定の適用については、同項中「無期拘禁刑」とあるのは、「無期の拘禁刑若しくは刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮」とする。

6 即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合における新刑事訴訟法第三百五十條の二十九の規定の適用については、懲役又は禁錮の言渡しは、それぞれ拘禁刑の言渡しとみなす。

7 懲役、禁錮又は旧拘留の言渡しを受けた者に係る新刑事訴訟法第四百八十條、第四百八十二條、第四百八十四條、第四百八十五條及び第四百八十六條第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の言渡しは拘留の言渡しとみなす。

第三節 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う経過措置
（受刑者に関する経過措置）
第四百五十九條 当分の間、刑法等一部改正法第五条の規定による改正後の刑事収容施設及び被

収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号。以下この節において「新刑事収容施設法」という。）第二条第四号の受刑者には、懲役の刑（第五十三條の規定による改正前の国際受刑者移送法（以下「旧国際受刑者移送法」という。）第十六條第一項第一号の共助刑を含む。）の執行のため拘留されている者（以下「懲役受刑者」という。）、禁錮の刑（同項第二号の共助刑を含む。）の執行のため拘留されている者（以下「禁錮受刑者」という。）、及び旧拘留の刑の執行のため拘留されている者（以下この節において「旧拘留受刑者」という。）を含むものとする。

（懲役受刑者の作業に関する経過措置）
第四百六十條 懲役受刑者の作業については、新刑事収容施設法第九十三條及び第九十五條第一項の規定は適用せず、刑法等一部改正法第五條の規定による改正前の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下この節において「旧刑事収容施設法」という。）第九十二條及び第九十五條第一項の規定は、なおその効力を有する。

（禁錮受刑者及び旧拘留受刑者の作業に関する経過措置）
第四百六十一條 禁錮受刑者及び旧拘留受刑者の作業については、新刑事収容施設法第九十三條の規定は適用せず、旧刑事収容施設法第九十三條の規定は、なおその効力を有する。

（懲罰に関する経過措置）
第四百六十二條 禁錮受刑者及び旧拘留受刑者に科する懲罰については、新刑事収容施設法第五十一條第一項及び第二項の規定は適用せず、旧刑事収容施設法第五十一條第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。
（新刑事収容施設法の適用関係）
第四百六十三條 当分の間、次の表の上欄に掲げる新刑事収容施設法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号第一号	拘禁刑又は拘留	拘禁刑、拘留、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）
第四条第一項第三号	拘禁刑受刑者及び拘留受刑者	拘禁刑受刑者、拘留受刑者、懲役受刑者（懲役の刑（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第 号。以下「整理法」という。）第五十三条の規定による改正前の国際受刑者移送法第十六条第一項第一号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘留されている者をいう。以下同じ。）、禁錮受刑者（禁錮の刑（同項第二号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘留されている者をいう。以下同じ。）、及び旧拘留受刑者（旧拘留の刑の執行のため拘留されている者をいう。）
第四条第二項	第九十三条	第九十三条又は整理法第四百六十条若しくは第四百六十一条の規定によりなお効力を有することされる刑法等一部改正法第五条の規定による改正前の第九十二条若しくは第九十三条
第十五条第一項第一号	拘禁刑又は拘留	拘禁刑、拘留、懲役、禁錮又は旧拘留
第七十四条第二項第九号	第九十三条	第九十三条若しくは整理法第四百六十条若しくは第四百六十一条の

第九十六条第一項及び第六百六条の二第二項	少年法第五十八条又は拘禁刑受刑者	拘禁刑受刑者又は整理法第四百四十二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧刑法第二十八条、整理法第四百九十一条第八項の規定により読み替えて適用される刑法第二十八条、整理法第四百七十七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整理法第十四条の規定による改正前の少年法第五十八条若しくは整理法第四百九十一条第七項の規定により適用される国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者若しくは禁錮受刑者
第八十四条第一項及び第三項	第九十三条	規定によりなお効力を有することとされる刑法等一部改正法第五条の規定による改正前の第九十二条若しくは第九十三条
第九十三条又は整理法第四百六十条若しくは第四百六十一条の規定によりなお効力を有することとされる刑法等一部改正法第五条の規定による改正前の第九十二条若しくは第九十三条		

第四節 更生保護法の一部改正に伴う経過措置
(遵守事項及び指導監督に関する経過措置)
第四百六十四条 刑法等一部改正法第六条の規定による改正後の更生保護法（平成十九年法律第八十八号。以下「第二号改正後更生保護法」という。）第五十条第一項（第二号ハに係る部分に限る。）、第五十一条第二項（第七号に係る部分に限る。）、及び第五十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、次に掲げる者に対する保

護観察については、適用しない。
一 刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に次に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者
イ 少年法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分
ロ 少年院からの仮退院を許す旨の決定
ハ 仮釈放を許す旨の決定
二 刑法第二十五条の二第一項若しくは第二

げる者と、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者（保護観察に付されている者を除く。）は同項第四号に掲げる者と、旧国際受刑者移送法第十六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは旧国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は旧国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される刑法等一部改正法第三十条の規定による改正前の刑事訴訟法第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者は新更生保護事業法第二条第二項第十号に掲げる者とみなす。

第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措置
第四百七十二條 当分の間、刑法等一部改正法第三十条の規定による改正後の少年院法（平成二十

六年法律第五十八号。次項において「新少年院法」という。）第二条第三号の受刑在院者には、第四百七十七條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる第十四條の規定による改正前の少年法（以下「旧少年法」という。）第五十六條第三項の規定による懲役又は禁錮の刑の執行を受けるため少年院に収容されている者及び第四百九十一条第八項の規定によりみなして適用される第十四條の規定による改正後の少年法（以下「新少年法」という。）第五十六條第三項の規定により旧国際受刑者移送法第十六條第一項各号の共助刑の執行を受けるため少年院に収容されている者を含むものとする。

2 当分の間、次の表の上欄に掲げる新少年院法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第二号	次條第一項第四号及び第四百四十一條第一項ただし書において同じ。）
第四條第一項第四号及び第四百四十一條第一項	拘禁刑
第四十條第二項及び第四十五條第一項	又は国際受刑者移送法第二十二條
	拘禁刑等

第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置
第四百七十三條 当分の間、刑法等一部改正法第三十二條の規定による改正後の少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号。次項において「新少年鑑別所法」という。）第十七條第一項第三号に掲げる者には、懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を含むものとする。

2 当分の間、新少年鑑別所法第十七條第一項第四号に掲げる者には、第四百九十一条第八項の規定によりみなして適用される更生保護法第四十條の規定により保護観察に付されている者を含むものとする。

第三章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置
（盗犯等の防止及び処分に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四百七十四條 懲役の執行を受け又はその執行の免除を得た者に対し刑を科すべき場合における第七條の規定による改正後の盗犯等の防止及び処分に関する法律第三條の規定の適用については、同条中「刑」とあるのは、「刑若八六月ノ刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二十号）（二）依り改正前ノ刑法第十二條二規定スル懲役以上ノ刑ノ」とする。

（裁判所法の一部改正に伴う経過措置）

れる旧刑法第二十八條、整理法第四百九十一条第八項の規定により読み替えて適用される刑法第二十八條、整理法第四百七十七條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整理法第十四條の規定による改正前の少年法第五十八條若しくは整理法第四百九十一条第七項の規定により適用される国際受刑者移送法第二十二條

第四百七十五條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る裁判所法第二十四條第二号に係る部分に限る。）及び第三十三條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧拘留に当たる罪は、拘留に当たる罪とみなす。

2 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第九條の規定による改正後の裁判所法第二十六條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

3 刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る刑をもつて処断すべき事件における簡易裁判所が科することのできる刑については、なお従前の例による。
（檢察審査会法の一部改正に伴う経過措置）
第四百七十六條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第十三條の規定による改正後の檢察審査会法第十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪につき起訴された者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪につき起訴された者とみなす。
（少年法の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十七条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新少年法第六十六条の六第一項(第一号口に係る部分に限る。)、第十七条第四項ただし書、第二十条第一項、第二十二條の二第一項及び第六十二條第二項(第二号に係る部分に限る。の)の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。 2 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る少年法第四十一条及び第六十四条第一項ただし書の規定の適用については、旧拘留に当たる犯罪は、拘留に当たる犯罪とみなす。 3 刑法等一部改正法等の施行前に罪を犯した少年(少年法第二条第一項に規定する少年をいう。次項において同じ。に対して死刑、懲役又は禁錮をもつて処断すべき場合における刑の適用については、なお従前の例による。 4 懲役若しくは禁錮の言渡しを受けた少年に対する刑の執行又は少年のとき懲役若しくは禁錮の言渡しを受けた者に係る仮釈放をすることができるとする期間及び仮釈放期間の終了については、なお従前の例による。 5 旧少年法第五十六条第一項(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。の)の規定により刑の執行を受けた者に対する刑の執行の継続については、なお従前の例による。 6 保護処分中の継続中、懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑が確定したとき又は懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときにおける刑の執行については、なお従前の例による。 (刑事補償法の一部改正に伴う経過措置) 第四百七十八條 懲役、禁錮又は旧拘留の執行を受けた者であつて、この法律の施行前に上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手續において無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁	判を受けたものに係る補償については、なお従前の例による。 2 懲役、禁錮又は旧拘留の執行を受けた者(前項に規定する者を除く。)に係る補償については、第十八条の規定による改正前の刑事補償法第四条第一項及び第二十七条の規定は、なおその効力を有する。 (出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置) 第四百七十九條 懲役又は禁錮に処せられた者に係る第二十一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下この条において「新入管法」という。第五條第一項(第四号に係る部分に限る。)、第二十四條(第四号へ、ト及びリ、第四号の二並びに第四号の四に係る部分に限る。)、第二十四條の三第三号に係る部分に限る。)、第二十五條の二第二項(第二号に係る部分に限る。)、第六十一條の二の二第二項(第四号に係る部分に限る。)、第六十一條の二の四第一項(第七号に係る部分に限る。の)の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。 2 新入管法第五條第一項(第九号の二に係る部分に限る。の)の規定の適用については、懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者は、それぞれ拘禁刑に処する判決の宣告を受けた者とみなす。 3 懲役又は禁錮に当たる罪につき訴追されている者又は逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者に係る新入管法第二十五條の二第二項(第一号に係る部分に限る。の)の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。	(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正に伴う経過措置) 第四百八十条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る現行犯人を逮捕する場合における第二十二條の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第十條第二項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。 (逃亡犯罪人引渡法の一部改正に伴う経過措置) 第四百八十一条 引渡犯罪(逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪をいう。)に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるときは、第二十六條の規定による改正後の逃亡犯罪人引渡法第二条(第四号に係る部分に限り、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第七十四條の規定により読み替へて適用する場合を含む。の)の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれ無期拘禁刑に処すべき罪に当たるものと、有期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に処すべき罪に当たるものとみなす。	(日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正に伴う経過措置) 第四百八十二条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る現行犯人を逮捕する場合における第二十七條の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法第二条第二項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。 (日本国における国際連合の軍隊に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正に伴う経過措置) 第四百八十三条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る現行犯人を逮捕する場合における第二十八條の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第二条第二項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。 (売春防止法の一部改正に伴う経過措置) 第四百八十四条 第二十九條の規定による改正後の売春防止法第二十六條第二項において準用する第二号改正後更生保護法第五十條第一項(第二号に係る部分に限る。)、第五十一條第二項(第七号に係る部分に限る。の)及び第五十七條第二項(第四号に係る部分に限る。の)の規定は、第二十九條の規定の施行前に婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。 2 第三十條の規定による改正前の売春防止法(以下この項において「旧売春防止法」という。第五條の罪を犯した者に係る旧売春防止法第十六條の規定による刑の執行猶予の特例及び旧売春防止法第三章に規定する補導処分に関する事項については、なお従前の例による。) 3 第一項の規定は、第三十條の規定による改正
--	--	--	---

後の売春防止法第二十六条第二項において準用する更生保護法第五十条第一項(第二号ハに係る部分に限る。)、第五十一条第二項(第七号に係る部分に限る。)、及び第五十七条第一項(第四号に係る部分に限る。))の規定について準用する。

(国際捜査共助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四百八十五条 当分の間、第三十八条の規定による改正後の国際捜査共助等に関する法律第十九条第一項に規定する国内受刑者には、日本国において懲役又は禁錮の執行として拘禁されている者を含むものとする。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正に伴う経過措置)
第四百八十六条 懲役、禁錮又は旧拘留に処する確定裁判及び懲役、禁錮又は旧拘留に当たる罪に係る無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書並びに懲役、禁錮又は旧拘留に処する裁判により終結した被告事件及び懲役、禁錮又は旧拘留に当たる罪に係る刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の裁判書以外の保管記録の保管期間に係る第四十条の規定による改正後の刑事確定訴訟記録法別表の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処する裁判はそれぞれ無期拘禁刑に処する裁判と、有期の懲役又は禁錮に処する裁判はそれぞれ旧拘留に当たる罪と、旧拘留に当たる罪はそれぞれ有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴う経過措置)
第四百八十七条 懲役又は禁錮に処せられた者に対する退去強制に係る第四十一条の規定による

改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十二条第一項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ旧拘留に当たる罪とみなす。

(法務省設置法の一部改正に伴う経過措置)
第四百八十八条 当分の間、第四十四条の規定による改正後の法務省設置法(次項において「新設置法」という。))第九條第一項第一号に規定する拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者には、懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため拘置される者を含むものとする。

2 当分の間、新設置法第十条第一項第一号に規定する少年院において拘禁刑の執行を受ける者には、旧少年法第五十六条第三項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を含むものとする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四百八十九条 当分の間、第四十五条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下この条において「新組織的な犯罪処罰法」という。))第二条第二項第一号イ中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑若しくは刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第

第一号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。))第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。))若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。))の刑と、新組織的な犯罪処罰法第三条第一項第一号中「刑法(明治四十年法律第四十五号)」とあるのは「刑法」と、新組織的な犯罪処罰法別表第一第十号イ中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑若しくは懲役若しくは禁錮の刑」とする。

2 刑法等一部改正法等の施行前に計画をした犯罪を実行するための準備行為が刑法等一部改正

法等の施行後に行われた場合における新組織的な犯罪処罰法第六條の二第一項及び第二項の規定の適用については、その計画の時に無期の懲役又は禁錮の刑が定められていた罪に当たる行為はそれぞれ無期拘禁刑が定められている罪に当たる行為と、その計画の時に有期の懲役又は禁錮の刑が定められていた罪に当たる行為はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑が定められている罪に当たる行為とみなす。

3 刑法等一部改正法等の施行前に懲役又は禁錮の刑が定められている罪に当たる行為が行われた場合において、刑法等一部改正法等の施行後に新組織的な犯罪処罰法第七條第一項各号に掲げる行為が行われたときにおける同条の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑が定められている罪に当たる行為は、それぞれ拘禁刑が定められている罪に当たる行為とみなす。

4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した懲役又は禁錮の刑が定められている罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、刑法等一部改正法等の施行後に新組織的な犯罪処罰法第七條の二第一項に規定する行為が行われた場合における同条第一項及び第二項(いずれも第一項第一号及び第二号(別表第一第十号イに係る部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮の刑が定められている罪は、それぞれ無期拘禁刑が定められている罪と、有期の懲役又は禁錮の刑が定められている罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑が定められている罪とみなす。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四百九十条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第四十六条の規定による改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三条第一項(第三号に係る部分に限る。))及び第十五条の規定の適用については、無期の懲役又は禁

錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

(国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置)
第四百九十一条 国際受刑者移送法第二条第九号の受入受刑者(以下この条において「受入受刑者」という。))であつて、第五十二条の規定の施行前に仮釈放を許されて保護観察に付されているもの(第八項において「第二号施行前仮釈放者」という。))に係る同条の規定による改正後の国際受刑者移送法第二十一条の規定の適用については、同条中「第五十条第一項、第五十一条」とあるのは「第五十条第一項(第二号ハに係る部分を除く。)、第五十一条第二項第七号に係る部分を除く。」と、「から第五十八条まで」とあるのは「第五十六條、第五十七條(第一項第四号に係る部分を除く。)、第五十八條」とする。

2 受入受刑者であつて、この法律の施行前に国際受刑者移送法第十三條の命令がされたもの(以下この条において「旧受入受刑者」という。))に係る同法第二条第二号の共助刑の執行については、第五十三条の規定による改正後の国際受刑者移送法(以下この条において「新国際受刑者移送法」という。))第十六條の規定は適用せず、旧国際受刑者移送法第十六條の規定は、なお効力を有する。

3 旧受入受刑者に係る国際受刑者移送法第三十九條の適用については、同条第一項中「第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第 号)第四百九十一条第八項の規定により適用される刑法第二十八条」とする。

4 旧受入受刑者であつて、この法律の施行後に刑事施設に拘置されているものについては、裁判の執行により拘禁された既決の者とみなし

て、新刑法第九十七条若しくは第九十八条又は
第二百二条(第九十七条又は第九十八条の未遂罪
に係る部分に限る。)の規定を適用する。

5 この法律の施行後に国際受刑者移送法第十三
条の命令を発するために必要な受入受刑者の同
意については、同法第六条の規定による確認と
して当該受入受刑者に行わせる新国際受刑者移
送法第十六条の規定に関する事項を記載した書
面への署名押印は、この法律の施行前において
も行わせることができる。

6 当分の間、新国際受刑者移送法第五条第三号
及び第四号の規定の適用については、同条第三
号中「拘禁刑以上の刑」とあるのは「拘禁刑以上
の刑又は刑法等の一部を改正する法律(令和四

年法律第 号)第二条の規定による改正前

の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑
法」という。)第十二条に規定する懲役若しくは
旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑」と、同条
第四号中「拘禁刑以上の刑」とあるのは「拘禁刑
以上の刑若しくは旧刑法第十二条に規定する懲
役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の
刑」とする。

7 新国際受刑者移送法第一章及び第二章の規定
(第十六条及び第二十一条の規定を除く。)は、
旧受入受刑者についても適用する。この場合に
おいて、次の表の上欄に掲げる新国際受刑者移
送法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条	第二十一条の規定により 適用される刑法第二十八 条
	刑法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整理等に関す る法律(令和四年法律第 号。以下「整理法」という。)第四百 九十一条第八項の規定により適用 される刑法第二十八条
第二十六条第三項	事由により
	事由により当該外国刑の整理法第 四百九十一条第二項の規定により なお効力を有することとされる整 理法第五十三条の規定による改正 前の第十六条第一項各号に掲げる 区分又は
	第十七条
	同条及び第十七条
	共助刑の期間
	当該区分に応じた共助刑の種類及 び共助刑の期間

8 旧受入受刑者については拘禁刑に処せられた
者と、第二項の規定によりなお効力を有するこ
ととされる旧国際受刑者移送法第十六条第一項
各号に掲げる種類の共助刑についてはいずれも
拘禁刑とみなして、刑法第二十二條、第二十四
条、第二十九條、第三十一条及び第三十三條、

新刑法第二十八條、第三十二條及び第三十四條
第一項、刑事訴訟法第四百七十四條、第四百八
十一條、第四百八十七條から第四百八十九條ま
で、第五百二條から第五百四條まで及び第五百
七條、新刑事訴訟法第四百八十條、第四百八十
二條及び第四百八十四條から第四百八十六條ま

で、少年法第二条第一項、第二十七条第一項、
第六十一条、第六十七條第四項(第五十六條第
一項及び第二項に係る部分に限る。)及び第六十
八條本文、新少年法第五十六條及び第五十七
條、第二号改正後更生保護法第三條、第十四
條、第十六條、第三十條、第三十八條、第四十
八條、第四十九條第一項及び第三項、第五十條
第一項(第二号施行前仮釈放者に対する保護觀
察にあつては、第二号八に係る部分を除く。)、
第五十一條(第二号施行前仮釈放者に対する保
護觀察にあつては、第二項第七号に係る部分
を除く。)、第五十七條(第二号施行前仮釈放者
に対する保護觀察にあつては、第一項第四号に
係る部分を除く。)、第六十一條、第六十三條、
第六十五條、第六十五條の三、第八十二條、第
八十四條、第八十六條、第八十八條並びに第八

八條の二、更生保護法第四条第二項、第十一條
から第十三條まで、第二十三條から第二十九條
まで、第三十五條から第三十七條まで、第三十
九條、第四十條、第五十二條第二項及び第三
項、第五十三條第二項及び第三項、第五十六
條、第五十八條、第六十條、第六十二條、第六
十四條、第六十五條の二、第六十五條の四、第
七十五條から第七十七條まで、第八十七條並び
に第九十一條から第九十八條まで並びに更生
保護法第三十三條、第三十四條第一項、第五
十四條第二項、第五十五條及び第八十五條の規
定を適用する。この場合において、次の表の第
一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定
中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の第四欄に掲げる字句とする。

新刑法	第二十八条	三分の一
刑事訴訟法	第四百七十四條	二以上の
	第三十二條	刑の言渡しが確定した後
		十年
		三分の一(国際受刑者移送法 (平成十四年法律第六十六号) 第二条第七号の裁判国(以下 「裁判国」という。)において同 条第十一号の受入移送犯罪 (以下「受入移送犯罪」とい う。)に係る確定裁判において 言い渡された同条第一号の外 国刑(以下「外国刑」という。) の執行としての拘禁をしたと される日数を含む。)
		十年(裁判国において受入移 送犯罪に係る確定裁判におい て言い渡された外国刑の執行 としての拘禁をしたとされる 日数を含む。)
		国際受刑者移送法第十三條の 命令により裁判国から引渡し を受けた後
		国際受刑者移送法(平成十四

新少年法	第五十七条	保護処分の継続中、拘禁刑 又は拘留の刑が確定した					その重いもの	重い刑	他の刑	刑名	裁判の執行を受ける者	言渡をした裁判所	刑の言渡しをした裁判所に 対応する検察庁	新刑事訴訟 法	少年法	
					</											

9

9 新国際受刑者移送法第一章第三章及び第四章の規定は、懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている国際受刑者移送法第二条第四号に規定する締約国の国民等（以下この項において「締約国の国民等」という。）及び旧国際受刑者移送法第二条第六号に規定する送出移送により引き渡した締約国の国民等についても適用する。この場合において、新国際受刑者移送法第二条第六号中「拘禁刑」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律（以下「懲役」という。）又は同法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）」と、新国際受刑者移送法第二条第十号及び第十二号、第二十八条第五号、第二十九条、第三十七条（見

出しを含む。並びに第四十条中「拘禁刑」とあるのは「懲役又は禁錮」と、新国際受刑者移送法第二十八條第四号並びに第三十八條第一号及び第二号中「拘禁刑」とあるのは「懲役若しくは禁錮」と、同条第一号中「又は」とあるのは、「又は」の種類若しくは」とする。

(公社更生生法の一部改正に伴う経過措置)

第四百九十二条　租税等の請求権(公社更生生法第二条第十五項に規定する租税等の請求権をいい、同法第八条第三項に規定する共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ。)を免れ、若しくは免れようとしない不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付せし、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続(同法第二条第一項に規定する更生手続をいう。以

下この条において同じ。）開始後懲役に処せられた場合における第五十四条の規定による改正後の同法第二百四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受ける、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権は、更生手続開始後拘禁刑に処せられた場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権とみなす。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十三条 当分の間、第五十五条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下この条において「新医療観察法」という。）第二条第二項（第二号に係る部分に限る。）に規定する対象者に係る新医療観察法の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役又は旧刑法第十三条に規定する禁錮」とする。

2 懲役又は禁錮を言い渡し、その刑の全部の執行
 行予告の言渡しをしない裁判であつて、執行す
 べき刑期がある有罪の裁判が確定した場合にお
 ける新医療観察法第七十四条第二項及び第七十
 六条第一項の規定の適用については、懲役又は
 禁錮の刑を言い渡した裁判は、それぞれ拘禁刑
 を言い渡した裁判とみなす。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四百九十四条 刑法等一部改正法等の施行前に

した行為に係る第五十七条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（次項において「新裁判員法」という。）第二条第一項

(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件は、それぞれ無期拘禁刑に当たる罪に係る事件とみなす。

2 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新裁判員法第十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪につき起訴された者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪につき起訴された者とみなす。

(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四百九十五条 当分の間、第六十四条の規定による改正後の国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(次項において「新国際刑事裁判所協力学法」という。)第二条第七号の国内受刑者には、日本国において懲役又は禁錮の執行として拘禁されている者を含むものとする。

2 引渡犯罪(新国際刑事裁判所協力法第二条第十三号に規定する引渡犯罪をいう。)に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるときは、新国際刑事裁

判所協力法第十九条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれ無期拘禁刑に処すべき罪に当たるものと、有期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に処すべき罪に当たるものとみなす。

(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う経過措置)

第四百九十六条 懲役又は禁錮に処せられた者に係る第六十五条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に

た禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第四百三十六条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の八第一項及び第四項、第二十七条の九第一項並びに第二十七条の十三第四項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の十三第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第四章 その他

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 第二十九条、第五十二条、第四百六十四条、第四百六十五条、第四百六十九条、第四百七十条、第四百八十四条第一項並びに第四百九十一条第一項及び第五項の規定 刑法等一部改正法第二号施行日

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

2 この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の施行の日前である場合には、第四百二十四条第一号中「第七十六条の二第一項及び」とあるのは、「及び」とする。

3 前項の場合において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十四章第七十七条の前に一条を加える改正規定中「懲役」とあるのは、「拘禁刑」とする。

理 由
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律案(山隆一君外二名提出)

刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百三十一条の次に次の一条を加える。

(加害目的の誹謗等)

第二百三十一条の二 一人の内面における人格に対する加害の目的で、これを誹謗し、又は中傷した者は、拘留又は科料に処する。

2 前項の行為については、第二百三十条の二の例による。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第二条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「地方裁判所」の下に「及び簡易裁判所」を加え、同項第二号二中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 刑法第二百三十条(名誉毀損)、第二百三十一条(侮辱)又は第二百三十一条の二(加害目的の誹謗等)の罪

第二十七条第一項第二号中「第四条、」及び「又は第十条第二項」を削り、「地方裁判所」の下に「及び簡易裁判所」を加える。

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正)

第三条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任

の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「よる情報の流通を」に係る情報に改める。

第二条第一号中「不特定の者によつて受信されることを目的とする」を削り、「この号」の下に「及び第四条第一項」を加え、同条第四号中「(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)」及び「(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)」を削る。

第三条第一項中「よる情報の流通により」を「係る情報によつて」に改め、「権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて」を削り、「該当するとき」を「該当する場合(当該特定電気通信が不特定の者によつて受信されることを目的とするものである場合にあっては、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するとき)」に改め、同項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号及び第二号中「よる情報の流通を」に係る情報に改める。

第三条の二第一号及び第二号中「よる情報」を「係る情報」に改め、「の流通を削る」。

第四条第一項中「よる情報の流通を」に係る情報に改め、「次の各号のいずれにも該当するときに限り」を削り、「権利の侵害」を「権利を侵害したとする情報の発信者」に改め、「もの」の下に「その他これらに準ずると認められる情報」を加え、「の」を「の」のうち、特定発信者情報(発信者情報であつて専ら侵害関連通信(侵害情報の発信者による当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務(特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。))をいう。))を利用した当該侵害情報以外の情報の電気通信に

よる送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその「に改め、同項第一号中の「の流通及び」ことが明らかである」を削り、同項に次の一号を加える。

三 当該特定電気通信役務提供者が当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

第四条第四項中「開示関係役務提供者」の下に「及びドメイン名役務提供者」を、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「開示関係役務提供者」の下に「及びドメイン名役務提供者」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定電気通信に係る情報によつて自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る電気通信事業法第百六十四条第二項第二号に掲げるドメイン名の取得、維持又は管理に関する役務を提供する者であつて総務省令で定めるもの(当該特定電気通信に係る開示関係役務提供者である者を除く。以下この条において「ドメイン名役務提供者」という。)に対し、当該ドメイン名役務提供者が保有する当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る発信者情報の開示を請求することができ

一 当該開示の請求に係る侵害情報によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百三十五条ただし書及び第二百四十四条中「又は第二百三十一條」を「第二百三十一條又は第二百三十一條の二」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第四条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項第一号の二中「地方裁判所」の下に「及び簡易裁判所」を加える。

(損害賠償命令に関する規定の整備)

第五条 前条に定めるもののほか、第二条の規定による犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の改正に伴い必要な同法第二十三條第一項に規定する損害賠償命令に関する規定の整備については、別に法律で定める。

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の改正規定中「この号」の下に「及び第五条第三項」を加え、「第四条第一項」を「第五条第三項に改め」に改め、同条に五号を加える改正規定のうち第五号中「よる情報の流通」を「係る情報」に改め、第六号中「もの」の下に「その他これらに準ずると認められる情報」を加え、第七号中「及び同条第二項」を「同条第二項に規定するドメイン名役務提供者及び同項に改める。

第四条第一項の改正規定中「次の各号のいずれにも該当するときに限り」及び「を削り」、「に」、「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるもの」をいう。以下同じ。の」を「のうち、特定発信者情報(発信者情報であつて専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの)をいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその」に改め、「(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものその他これらに準ずると認められる情報をいう。以下同じ。)」及び「侵害情報の発信者による当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務(特定電気通信設備を用いて提供する電気通信(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。をいう。))を利用した当該侵害情報以外の情報の電気通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。の下に「及び第十五条第二項」を加え、「この項」の下に「及び第十五条第二項のうち「同項に次の一号を加える」を「同項第三号を次のように改める」に改め、第三号イ及びロ中「の侵害」を「侵害したとする情報の発信者」に改める。

第四条第二項及び第三項の改正規定を次のように改める。

うに改める。

第四条第二項中「開示関係役務提供者」を「前項に規定する特定電気通信役務提供者」に、「この条を」この項に、「対し、を」対しては「開示を」の下に、「当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供された電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者(当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。)に対しては当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を、それぞれ」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者による当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用した当該侵害情報以外の情報又は侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、若しくはその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号(特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。その他の符号の電気通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

第四条第四項を削る改正規定中「第四条第四項」を「第四条第四項及び第五項」に改める。

本則に二条及び一章を加える改正規定のうち第八条中「よる情報の流通」を「係る情報」に改める。

理由

最近におけるインターネット上の誹謗中傷による被害の実情に鑑み、人の内面における人格に對

する加害の目的でこれを誹謗し、又は中傷する行為についての処罰規定を整備するとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律における損害賠償命令制度の対象事件に、名誉毀損罪、侮辱罪及び加害目的の誹謗等罪に係る被告事件を追加し、あわせて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示請求に関する法律の規定に係る発信者情報の開示請求に関し、開示請求に係る事実の拡大、権利侵害の明白性の要件の削除その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和四年六月十三日印刷

令和四年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K